

第4次

いきいき南城しあわせプラン

南 城 市 地 域 福 祉 計 画
南 城 市 地 域 福 祉 活 動 計 画
南城市成年後見制度利用促進基本計画
南 城 市 再 犯 防 止 計 画



令和7年3月

南 城 市
南城市社会福祉協議会

第4次南城市地域福祉（活動）計画策定にあたって
（ごあいさつ）



南城市長 古謝 景春

市民の皆様には、平素から南城市の福祉事業へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の社会福祉の状況は、コロナ禍によって社会的孤立や生活困窮などの課題が浮き彫りとなり、少子高齢化や世帯構造の変化は、老老介護やヤングケアラー等、これまで見えづらかった様々な問題を顕在化させる要因となり、多くの課題が複雑化・複合化しております。こうした多様な課題に直面する人々を早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、人と人とのつながりや支え合いが重要であり、今まで以上に市民や地域が主体的に課題解決に取り組める仕組みづくりが求められています。

このような社会福祉の状況に対応するため、「第4次いきいき南城しあわせプラン」を策定いたしました。「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」を将来像として掲げ、「福祉活動に取り組む仕組みをつくる」「必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる」「安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる」という3つの基本目標のもと、地域共生社会の実現に向け取り組む内容となっております。

また、本計画がスタートする令和7年度は、本市誕生20周年の節目となる年であります。本市は地域の個性を活かしつつ、市民の一体感の醸成を継続して行っておりますが、先人達からの遺産である豊かな文化や自然の中で、市民が互いに支えあって生きる地域コミュニティが大切であり、本計画の原点であると考えております。第2次南城市総合計画の指針である「ムラヤーを主体とした自然と文化を継承する福寿のまちづくり」、そして本計画の推進に向けて、市民の皆様、南城市社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

最後になりましたが、市民意識調査等を通じ計画策定に際しご意見を下さいました市民の皆様、計画案をご審議頂いた委員の皆様ほか、策定に携わった関係各位に深く感謝申し上げます。

令和7年3月

第4次南城市地域福祉（活動）計画策定にあたって
（ごあいさつ）



南城市社会福祉協議会 会長 城間 寿史

近年、少子高齢化やライフスタイルの多様化、個人情報保護への配慮などにより、地域福祉を取り巻く社会環境は大きく変化し、福祉ニーズはますます多様・複雑化しています。子育てや介護への不安や長期的なひきこもり、日常生活においても長引く物価高騰で生活が困窮するなど、一つの世帯で複数の課題が重なり合うケースも増えており、加えて高齢者世帯や単身世帯の増加、地域や家庭のつながりの希薄化、社会的孤立の深刻化といった問題も顕在化しています。

このような状況において、わが国では、地域の多様な主体が制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域を共につくっていく「地域共生社会の実現」を掲げています。

本会においては、市当局と連携して、誰もが役割を持ち、地域を支える一員となれるよう、地域での居場所や交流拠点の整備、人と人とのつながりを深める取り組み、地域の見守り・支え合い活動を推進してまいりました。

このたび、更なる地域福祉推進に取り組むため、市と社会福祉協議会が一体となり「第4次南城市地域福祉（活動）計画」を策定いたしました。この計画では、「3つの仕組み」を基本目標として掲げ、将来像の「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」の実現を目指してまいります。

今後も、皆様と共に、より良い福祉のまちづくりに取り組んでまいりますので、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、活発な議論や、そして貴重なご意見・ご提言をいただきました地域福祉計画策定委員会の委員の皆さまをはじめ、各関係機関の皆さま、そしてご協力をいただきました市民の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

令和7年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨と背景	1
2 法的根拠	2
3 地域福祉とは	4
4 地域福祉を推進するための圏域	6
5 計画の位置づけ	7
6 計画期間	9
7 策定体系	10

第2章 南城市の地域福祉に関する現況

1 市の動向	13
2 高齢者の概況	23
3 障がい者の概況	27
4 こどもの概況	29
5 地域の状況	32
6 市民意識調査からみえる現状	33
7 関係団体調査からみえる現状	57
8 第3次計画の取り組み状況	69
9 現状・課題の整理	71

第3章 計画の方向性

1 計画の将来像	73
2 基本目標	74
3 施策体系	75
4 評価指標	76

第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

1 市全体における取り組み	77
2 地域別重点取り組み	93

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景・位置づけ	103
2 高齢者及び障がい者の現況（再掲）	106
3 成年後見制度に関する現況	108
4 課題	110
5 施策体系	112
6 具体的な取り組み	113

第 6 章 再犯防止推進計画

1 計画策定の背景・位置づけ	117
2 再犯防止に関連する現状	118
3 課題	122
4 施策体系	122
5 具体的な取り組み	123

第 7 章 計画の推進にあたって

1 協働による計画の推進	127
2 計画の進捗管理・評価	127
3 計画の周知	127

参考資料

1 南城市地域福祉計画策定委員会規則	129
2 南城市地域福祉計画策定委員会名簿	131
3 南城市地域福祉計画策定の経過	132

第1章 計画の策定にあたって

Ⅰ 策定の趣旨と背景

これまでの福祉分野における取り組みは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった分野ごとに分けられた制度の中での支援（いわゆる「縦割りによる支援」）が中心となって進められてきました。

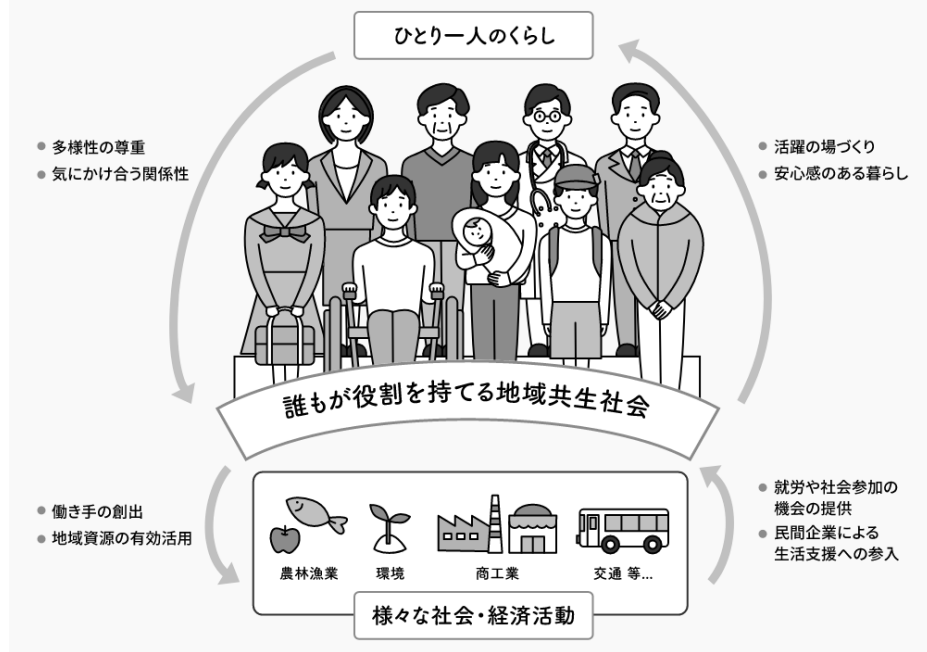
しかし近年では、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきており、従来の縦割りによる支援では対応しきれない、制度の狭間にある問題の顕在化や、生活課題の多様化・複雑化が社会問題となっています。

こうした状況の中で、国では地域福祉の推進に向けて、誰もが役割をもち、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて活躍できる社会、すなわち「地域共生社会」の実現を目指しています。

本市及び南城市社会福祉協議会においても、こうした社会情勢に対応する必要性が生じていることを踏まえ、令和6年度で計画期間が終了する「第3次南城市地域福祉計画」「第3次南城市地域福祉活動計画」を改定し、すべての住民が人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりして支え合う関係をつくり、地域のだれもが役割を持ち、心豊かに生活できる地域共生社会の実現を目指して、新たに「第4次南城市地域福祉計画」を策定します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2 法的根拠

本計画は社会福祉法第 107 条及び第 109 条を法的根拠として策定するものであり、高齢者、障がいのある人・障がいのある児童、こども等を対象とする福祉事業における分野別計画の上位計画である地域福祉計画、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画として位置づけるものです。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには、同法第 106 条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法第 106 条の4に規定されている重層的支援体制整備事業について一体的に実施するものです。

なお、本計画は「成年後見制度利用促進計画」、「地方再犯防止推進計画」を一体的に策定します。

■地域福祉の推進

◆社会福祉法＜第 4 条＞より抜粋◆

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■市町村地域福祉計画

◆社会福祉法＜第 107 条＞より抜粋◆

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■地域福祉活動計画

◆社会福祉法＜第 109 条＞より抜粋◆

社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

■包括的な支援体制の整備

◆社会福祉法＜第 106 条の 3＞より抜粋◆

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等^{※1}及び支援関係機関^{※2}による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

※1 地域住民等：社会福祉法において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定義される。

※2 支援関係機関：社会福祉法において、「地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関」と定義される。

■重層的支援体制整備事業

◆社会福祉法＜第 106 条の 4＞より抜粋◆

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

◆成年後見制度の利用の促進に関する法律＜第 14 条第 1 項＞◆

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■地方再犯防止推進計画

◆再犯防止推進法＜第 8 条第 1 項＞◆

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

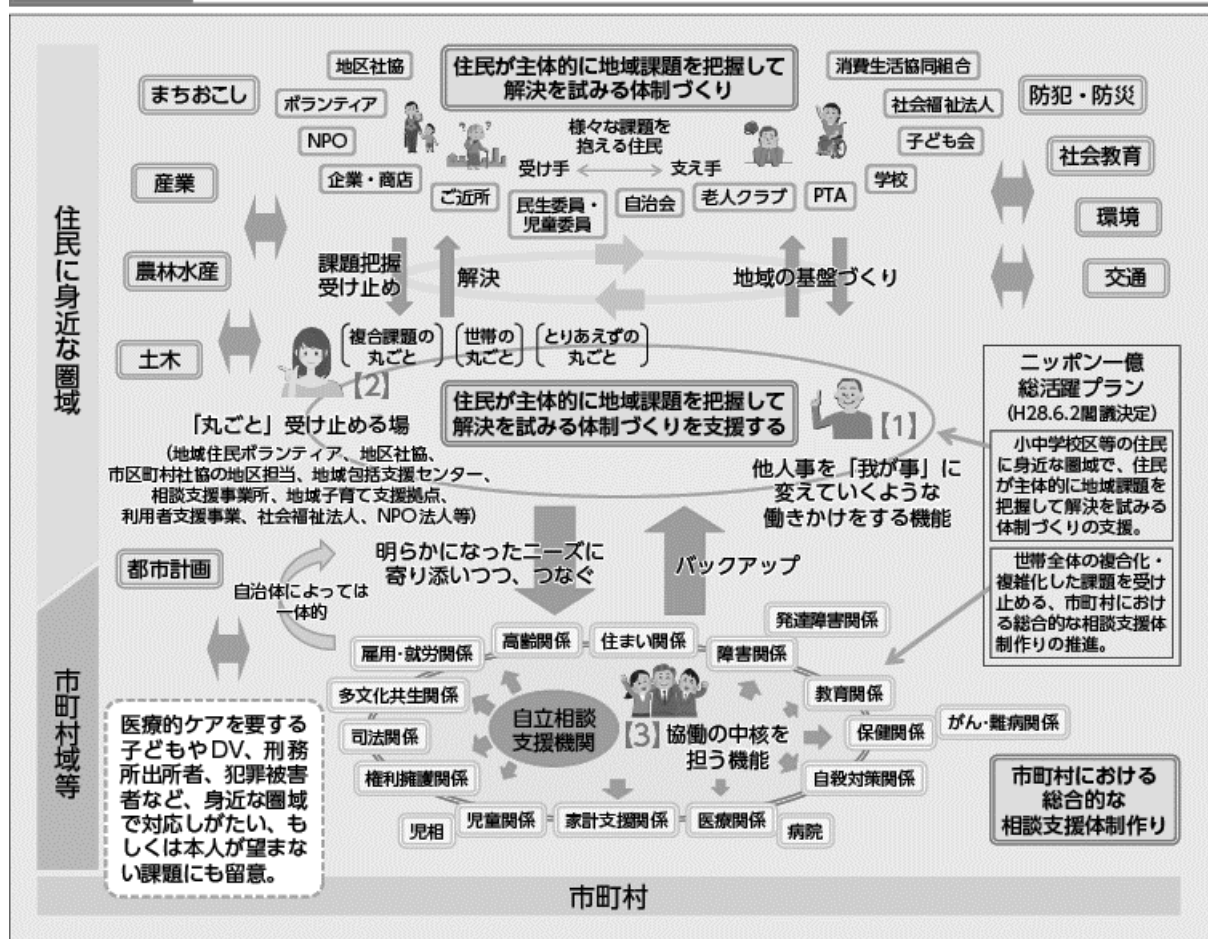
3 地域福祉とは

(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、高齢者、障がいのある人、子どもを含め、誰でもあっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたい、という願いを実現するために重要なものです。

地域福祉計画・地域福祉活動計画では、制度や分野ごとの「縦割り」や、支え手・受け手という関係を越えて、地域の皆様や地域の多様な主体が地域福祉活動に「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる社会（地域共生社会）の実現を目指していきます。

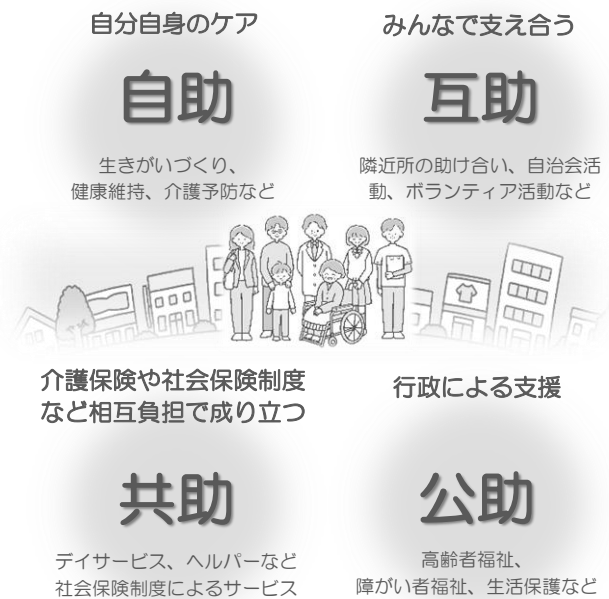
図表 4-2-1 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談体制のイメージ



出典：平成 30 年版厚生労働白書

(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

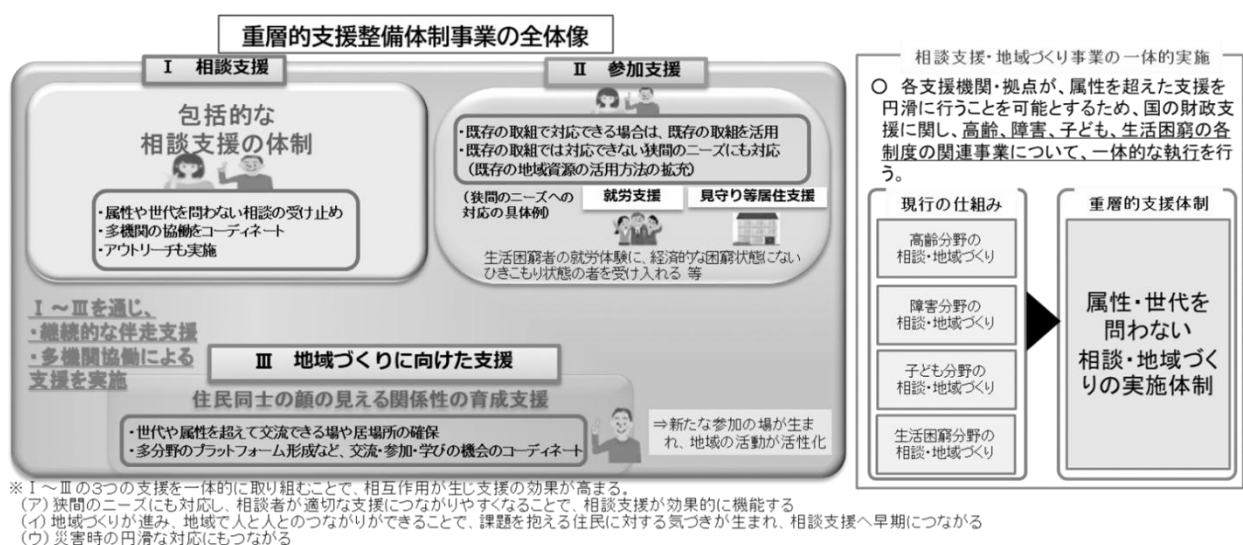
地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。このような多種多様な生活課題に対し、自分自身や家族、隣近所の手助け、地域での支え合い、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する仕組みづくりが、地域福祉計画に求められています。



(3) 包括的支援と多様な参加・協働の推進

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う関係性が生まれやすいような、環境を整える新たなアプローチが求められています。

国においては各市町村の地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。



出典：厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」

4 地域福祉を推進するための圏域

地域福祉の推進にあたっては、隣近所における日常的な助け合いも、南城市や社会福祉協議会が市全域で取り組む施策を推進する上で欠かせないものです。

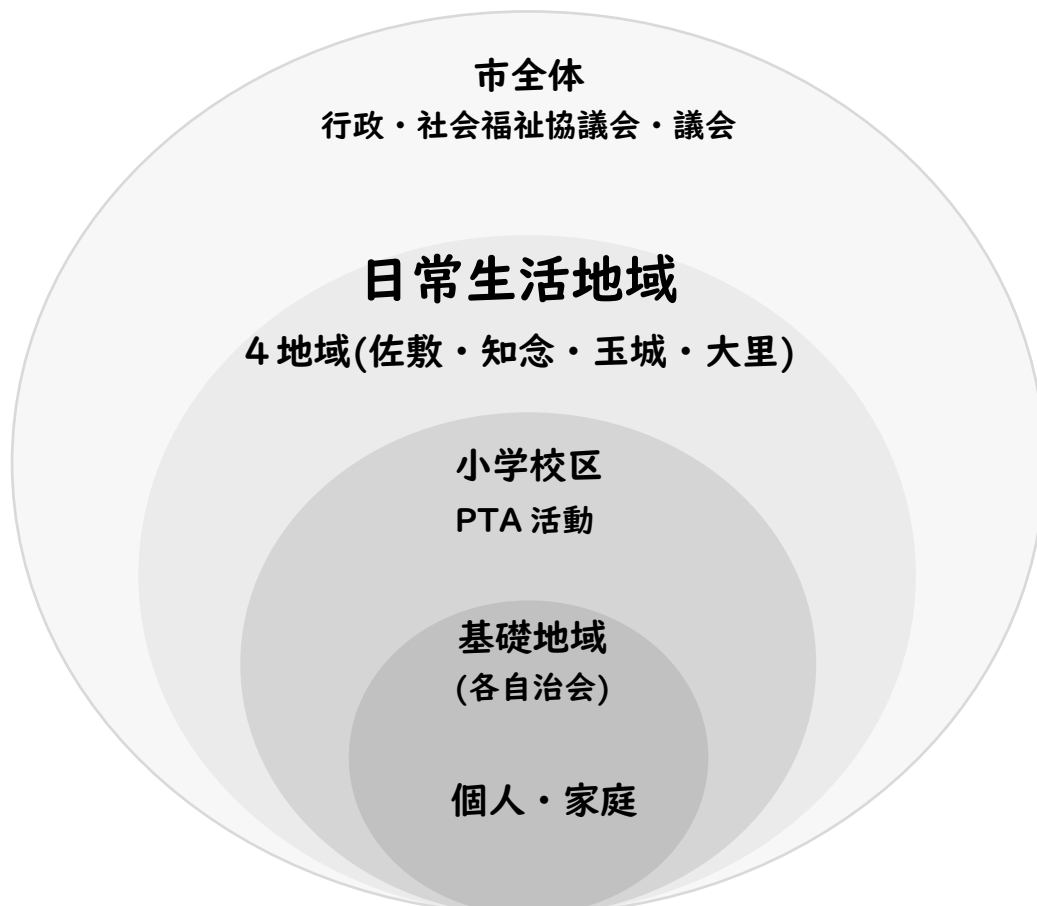
隣近所、自治会、日常生活圏域や市内全域などの重層的な圏域の中で、課題の大きさや複雑さ、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で施策を展開します。

「地域」の定義としては次の3項目が挙げられます。

- ①:身近な地域(自治会等の広さ)を「基礎地域」
- ②:「基礎地域」より広い範囲の地域(徒歩・車等で短時間で行ける範囲)を「日常生活地域」
- ③:「日常生活地域」よりも広い範囲(南城市全域)を「市域」

南城市では、中学校区ごと(佐敷、知念、玉城、大里)に地域福祉コーディネーターが配置され、様々な福祉活動が行われています。各地域での活動は住民・自治会等の活動を支援するなど、様々な課題の解決のために、関係機関へのつなぎの役割も担っています。

そうした点を踏まえると、佐敷、知念、玉城、大里の各地域は地域福祉を推進する中間的な要素を持つ単位として考えられるため、佐敷、知念、玉城、大里の各地域を引き続き「日常生活地域」と位置付け、相談支援から制度的な福祉サービスへとつなぐ単位、福祉サービス基盤整備を推進する単位として設定します。

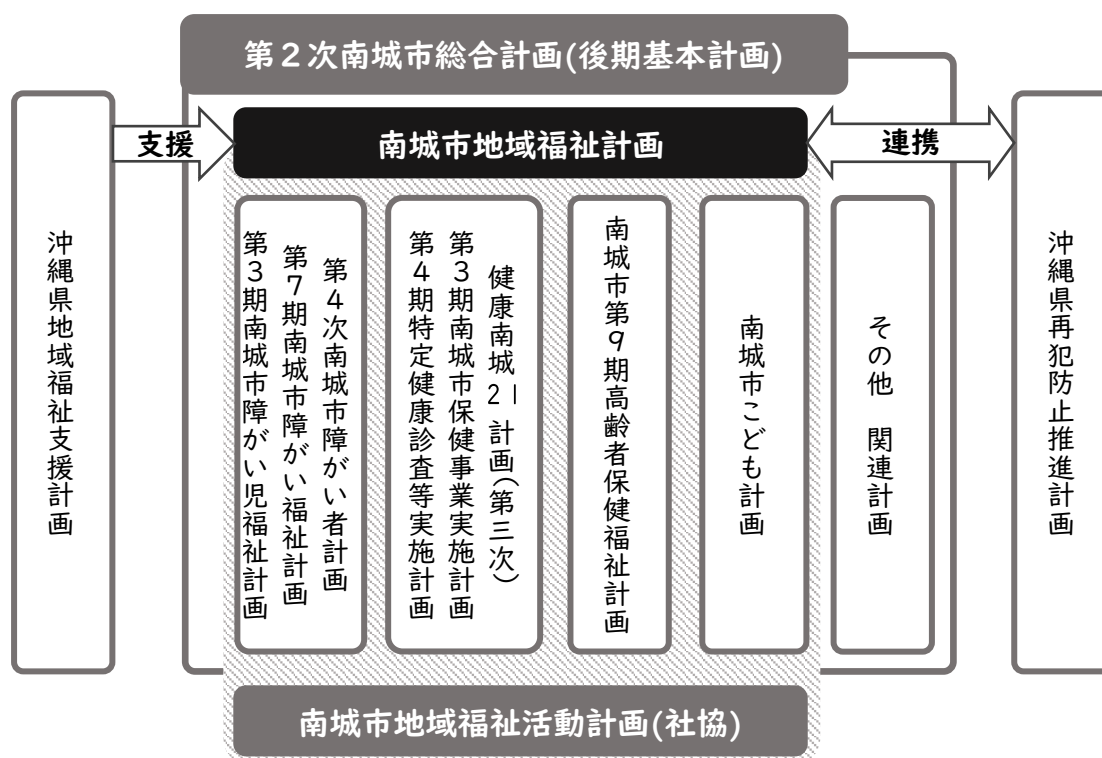


5 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、社会福祉法第107条に基づき市町村が作成するものです。それに対して「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画を実行するために、社会福祉法第109条に規定された民間の福祉団体である市町村社会福祉協議会が中心となって作成するものです。これら2つの計画はどちらも、地域住民や福祉関係者、市、社会福祉協議会などが協力して地域福祉を推進していくことを目指した計画です。

本市では、「第2次南城市総合計画（後期基本計画）」を上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える「南城市地域福祉計画」と、地域住民や福祉関係団体の具体的な活動などについて示した「南城市地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進することで、地域福祉活動のさらなる充実を図ります。

また、「南城市第9期高齢者保健福祉計画」、「第4次南城市障がい者計画・第7期南城市障がい福祉計画・第3期南城市障がい児福祉計画」、「南城市こども計画」、「健康南城 21 計画（第三次）・第3期南城市保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画」といった福祉分野における個別計画の上位計画としてこれらを横断的につなぐとともに、「第2次南城市男女共同参画行動計画」や「南城市地域防災計画」などの関連計画とも整合を図った計画とします。



持続可能な開発目標(SDGs)の採択

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた、令和12年を年限とする国際目標です。平成27年の国連サミットで採択され、日本においても「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」やアクションプランが定められるなど積極的に取り組みが進められています。

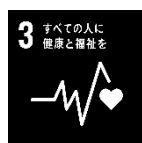
こうした動きを踏まえて、本市の各種計画はSDGsの考え方を盛り込んだ計画となっており、本計画においてもこの視点を取り入れることで、本市におけるSDGsのさらなる推進につなげていきます。

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1[貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3[保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標5[ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標7[エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標9[インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標11[持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標13[気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標15[陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標17[実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標2[飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標4[教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標6[水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標8[経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標10[不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標12[持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



目標14[海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標16[平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

6 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合は令和9年度に必要に応じて中間見直しを行います。

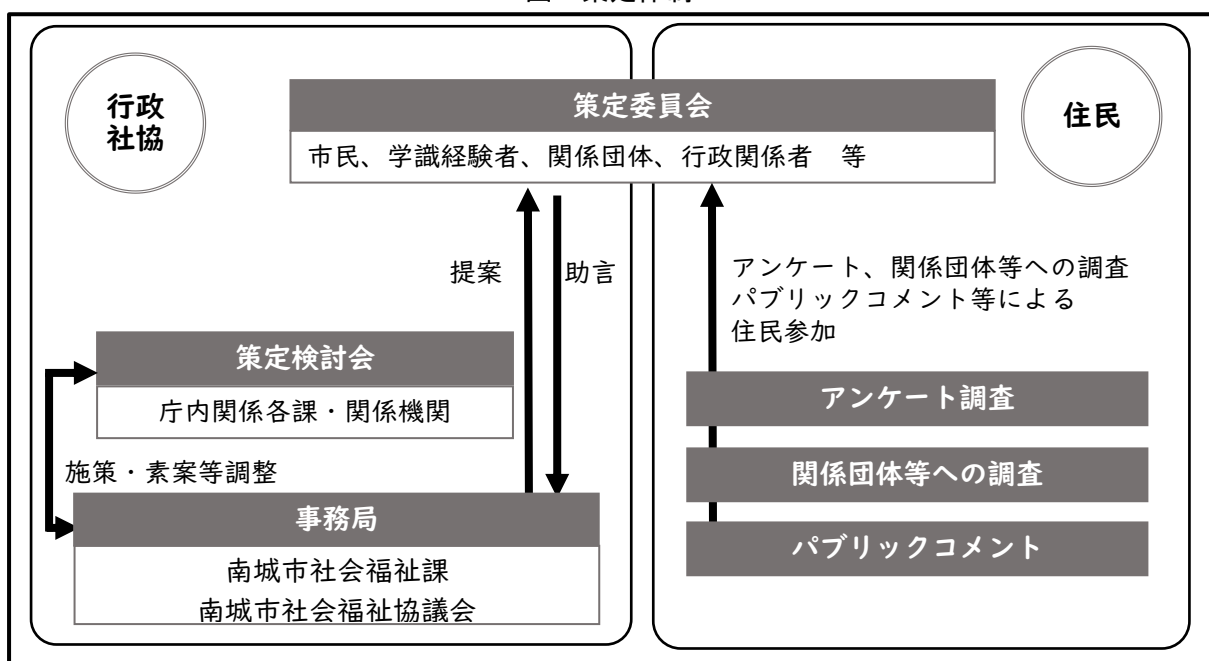
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地域福祉計画 地域福祉活動計画			計画期間					
					中間 見直し			
総合計画	第2次南城市総合計画(後期基本計画)					次期計画		
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第8期	第9期			第10期			第11期
障がい者計画	第3次	第4次						第5次
障がい福祉計画	第6期	第7期			第8期			第9期
障がい児福祉計画	第2期	第3期			第4期			第5期
南城市こども計画			第1期					第2期
健康南城 21 計画	第2次	第3次						
南城市保健事業実施計画(データヘルス計画)	第2期	第3期						第4期
特定健康診査等実施計画	第3期	第4期						第5期

7 策定体系

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体、市民によって構成される策定委員会、庁内の関係各課によって構成される策定検討会を中心に、計画案についての審議・意見交換を交わしながら計画策定に取り組みました。

図 策定体制



(2) 住民参画

住民参画の機会として、市民アンケート、関係団体等への調査を実施しました。

また、パブリックコメントを実施し、地域福祉に対する市民の想いを計画に反映しました。

①各種意識調査概要

調査対象	対象数	配布・回収	実施時期	有効 回収票数	有効 回収率
1. 市民 20～70 代 (無作為抽出)	3,000 人	配布：郵送 回収：郵送／WEB	9/10-9/30	828 人	27.6%
2. 自治会	70 人	配布：直接配布 回収：直接回収	9/5-10/7	50 人	71.4%
3. 民生委員・児童委員	74 人	配布：直接／郵送 回収：直接／郵送	9/2-9/30	54 人	73.0%
4. 保護司	19 人	配布：郵送 回収：郵送	9/10-9/30	14 人	73.7%
5. 福祉関連団体： 児童福祉分野・障がい福 祉分野・高齢者福祉分野	38 カ所	配布：メール 回収：メール	9/10-9/30	20 カ所	52.6%

②パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の方から広くご意見・ご提案を伺うことを目的として実施しました。

パブリックコメントの概要

区分	内 容
実施方法	ホームページにて公募
実施期間	令和7年1月29日～令和7年2月7日
意見数	5 件

第2章 南城市の地域福祉に関する現況

I 市の動向

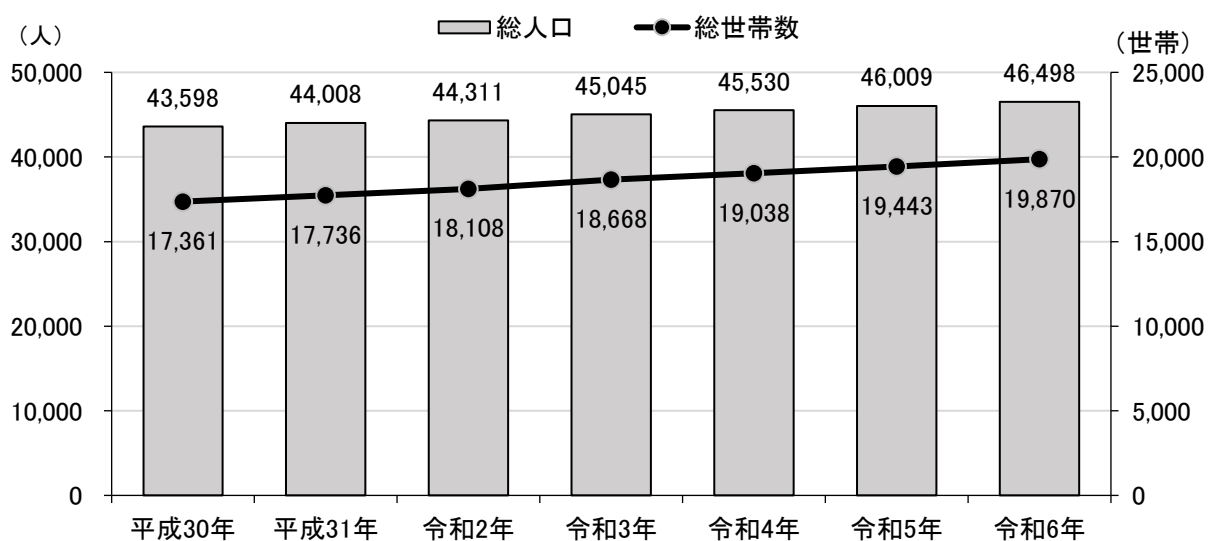
(I) 総人口・年齢3区分別人口の推移

①総人口・総世帯数

本市では、総人口・総世帯数ともに増え続けており、令和6年の総人口は 46,498 人、総世帯数は 19,870 世帯となっています。平成 30 年と比較すると、総人口は 2,900 人、総世帯数は 2,509 世帯増加しています。

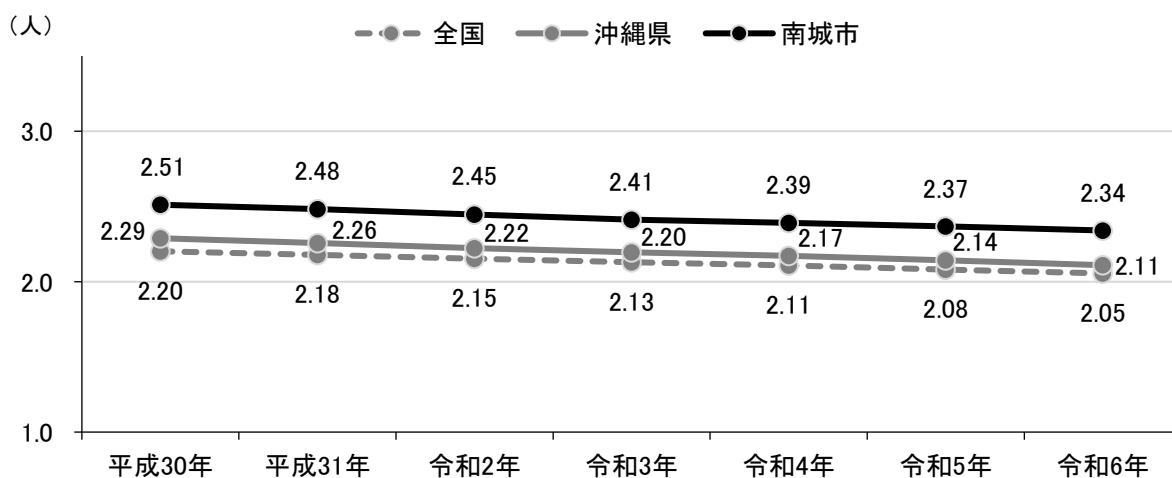
一世帯当たり人員については、平成 30 年の 2.51 人から、令和6年には 2.34 人と年々微減していますが、全国、沖縄県より高い水準で推移しています。

総人口・総世帯数の推移



資料：南城市人口統計（各年 3 月末日現在）

一世帯当たり人員の推移



資料：南城市人口統計（各年 3 月末日現在）

全国・沖縄県は住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

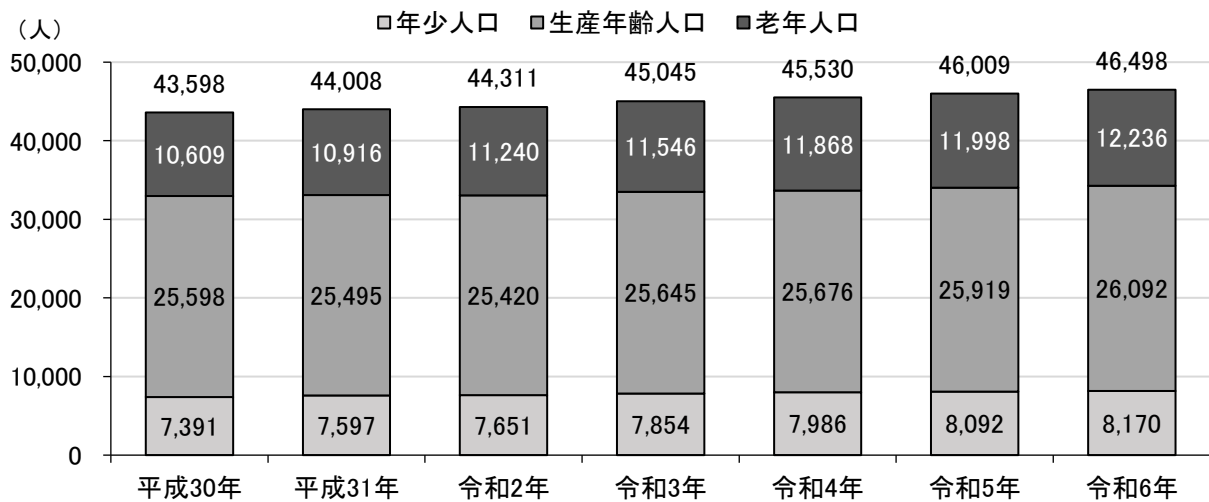
②年齢3区分別人口

平成30年以降の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は年々増加しています。生産年齢人口（15～64歳）は令和2年まで減少していましたが、その後は年々増加しています。老年人口（65歳以上）も年々増加しており、3区分の中で最も増加が大きくなっています。

年齢3区分の構成比をみると、年少人口割合は17%台で推移しており、少しずつ上昇傾向にあります。生産年齢人口割合は平成30年の58.7%から下降傾向にあり、令和6年には56.1%と、2.6ポイント減となっています。老年人口割合は、平成30年の24.3%から年々上昇しており、令和6年には26.3%と、2.0ポイント増となっています。

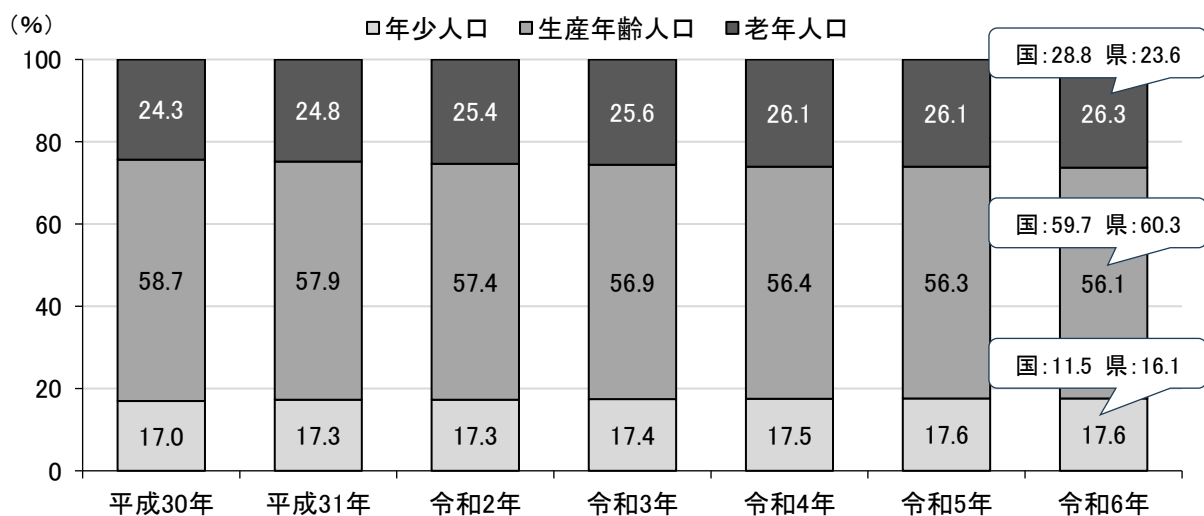
本市の令和6年の年齢3区分の構成比について全国・沖縄県と比較すると、年少人口割合は全国・沖縄県より高くなっており、老年人口割合は全国より低く、沖縄県より高くなっています。

年齢3区分別人口の推移



資料：南城市人口統計（各年3月末日現在）

年齢3区分別人口割合の推移



資料：南城市人口統計（各年3月末日現在）

全国・沖縄県は住民基本台帳（令和6年1月1日現在）

③世帯数と人口

ア) 地域別

地域別の人口をみると、大里地域が16,376人と最も多く、次いで玉城地域が12,837人、佐敷地域が12,630人、知念地域が4,655人となっています。

地域別世帯数・人口（令和6年3月末日現在）

地域	世帯数	人口			構成比		1世帯当たり人員
		総数	男性	女性	世帯	人口	
玉城地域	5,462	12,837	6,445	6,392	27.5%	27.6%	2.35
知念地域	2,163	4,655	2,430	2,225	10.9%	10.0%	2.15
佐敷地域	5,639	12,630	6,312	6,318	28.4%	27.2%	2.24
大里地域	6,606	16,376	8,207	8,169	33.2%	35.2%	2.48
合計	19,870	46,498	23,394	23,104	—	—	2.34

資料：南城市人口統計（令和6年3月末日現在）

地域別世帯数・人口の推移 平成30年との比較

地域	世帯数			人口（総数）		
	平成30年	令和6年	増加率	平成30年	令和6年	増加率
玉城地域	4,788	5,462	14.08%	12,074	12,837	6.32%
知念地域	2,084	2,163	3.79%	4,860	4,655	-4.22%
佐敷地域	4,982	5,639	13.19%	12,005	12,630	5.21%
大里地域	5,679	6,606	16.32%	14,887	16,376	10.00%
合計	17,533	19,870	13.33%	43,826	46,498	6.10%

資料：令和6年：住民基本台帳（令和6年3月末日時点）

平成30年：第3次南城市地域福祉計画P49-50（平成30年10月1日時点）

イ) 行政区別

行政区別の世帯数と人口をみると、世帯数・人口ともに「津波古」が最も多く、次いで「船越」「大里グリーンタウン」が同程度で続きます。

一世帯当たり人員は、「大里ニュータウン」が 3.25 人と最も多く、次いで「親慶原（県営親慶原団地）」の 3.19 人、「第二グリーンタウン」の 3.16 人となっています。

行政区別世帯数・人口（令和 6 年 3 月末日現在）

行政区		世帯数 (世帯)	人口(人)			構成比		一世帯当たり 人員(人)
			総数	男性	女性	世帯	人口	
玉 城	親慶原	499	1,084	543	541	2.5%	2.3%	2.17
	垣花	188	433	239	194	0.9%	0.9%	2.30
	仲村渠	105	222	112	110	0.5%	0.5%	2.11
	百名	390	852	415	437	2.0%	1.8%	2.18
	新原	90	194	103	91	0.5%	0.4%	2.16
	玉城	91	194	99	95	0.5%	0.4%	2.13
	中山	91	214	104	110	0.5%	0.5%	2.35
	奥武	375	855	439	416	1.9%	1.8%	2.28
	志堅原	229	573	291	282	1.2%	1.2%	2.50
	堀川	263	584	294	290	1.3%	1.3%	2.22
	富里	190	485	237	248	1.0%	1.0%	2.55
	當山	193	442	208	234	1.0%	1.0%	2.29
	屋嘉部	300	685	355	330	1.5%	1.5%	2.28
	糸数	262	606	322	284	1.3%	1.3%	2.31
	喜良原	194	439	222	217	1.0%	0.9%	2.26
	船越	817	2,264	1,136	1,128	4.1%	4.9%	2.77
	愛地	449	1,168	554	614	2.3%	2.5%	2.60
	前川	580	1,282	678	604	2.9%	2.8%	2.21
	親慶原(県営親慶原団地)	48	153	63	90	0.2%	0.3%	3.19
	喜良原(朝日の家)	108	108	31	77	0.5%	0.2%	1.00
	小計(玉城)	5,462	12,837	6,445	6,392	27.5%	27.6%	2.35
知 念	志喜屋	263	594	325	269	1.3%	1.3%	2.26
	山里	107	203	103	100	0.5%	0.4%	1.90
	具志堅	81	184	103	81	0.4%	0.4%	2.27
	知念	243	552	290	262	1.2%	1.2%	2.27
	吉富	62	129	67	62	0.3%	0.3%	2.08
	久手堅	151	339	184	155	0.8%	0.7%	2.25
	安座真	269	573	304	269	1.4%	1.2%	2.13
	知名	281	640	315	325	1.4%	1.4%	2.28
	海野	181	403	197	206	0.9%	0.9%	2.23
	久原	209	514	268	246	1.1%	1.1%	2.46
	久高	129	210	100	110	0.6%	0.5%	1.63
	具志堅(刑務所)	54	114	73	41	0.3%	0.2%	2.11
	知念(自衛隊1)	35	35	30	5	0.2%	0.1%	1.00
	久手堅(老人ホーム)	57	57	20	37	0.3%	0.1%	1.00
	知念(県営団地)	41	108	51	57	0.2%	0.2%	2.63
	小計(知念)	2,163	4,655	2,430	2,225	10.9%	10.0%	2.15

行政区		世帯数	人口(人)			構成比		一世帯当たり 人員
			総数	男性	女性	世帯	人口	
佐 敷	津波古	1,695	3,756	1,850	1,906	8.5%	8.1%	2.22
	小谷	135	299	159	140	0.7%	0.6%	2.21
	新里	489	1,233	595	638	2.5%	2.7%	2.52
	兼久	235	570	284	286	1.2%	1.2%	2.43
	佐敷	313	748	370	378	1.6%	1.6%	2.39
	手登根	363	869	457	412	1.8%	1.9%	2.39
	伊原	120	292	151	141	0.6%	0.6%	2.43
	屋比久	141	326	159	167	0.7%	0.7%	2.31
	外間	75	153	80	73	0.4%	0.3%	2.04
	富祖崎	202	467	244	223	1.0%	1.0%	2.31
	仲伊保	253	561	285	276	1.3%	1.2%	2.22
	新開	547	1,138	599	539	2.8%	2.4%	2.08
	県営団地	148	341	157	184	0.7%	0.7%	2.30
	第二団地	90	208	85	123	0.5%	0.4%	2.31
	県営仲伊保団地	45	125	58	67	0.2%	0.3%	2.78
	自衛隊	87	87	78	9	0.4%	0.2%	1.00
	小谷(小谷園)	70	70	13	57	0.4%	0.2%	1.00
	つきしろ	631	1,387	688	699	3.2%	3.0%	2.20
	小計(佐敷)	5,639	12,630	6,312	6,318	28.4%	27.2%	2.24
大 里	西原	50	116	61	55	0.3%	0.2%	2.32
	南風原	133	352	187	165	0.7%	0.8%	2.65
	平良	225	593	290	303	1.1%	1.3%	2.64
	嶺井	289	699	345	354	1.5%	1.5%	2.42
	嶺井団地	180	440	220	220	0.9%	0.9%	2.44
	古堅	120	272	134	138	0.6%	0.6%	2.27
	福原	311	690	353	337	1.6%	1.5%	2.22
	島袋	469	1,301	673	628	2.4%	2.8%	2.77
	当間	294	773	401	372	1.5%	1.7%	2.63
	仲程	419	1,059	513	546	2.1%	2.3%	2.53
	高宮城	181	510	271	239	0.9%	1.1%	2.82
	銭又	69	164	84	80	0.3%	0.4%	2.38
	平川	222	558	283	275	1.1%	1.2%	2.51
	稲嶺	562	1,400	713	687	2.8%	3.0%	2.49
	大里グリーンタウン	805	1,861	918	943	4.1%	4.0%	2.31
	目取真	382	900	451	449	1.9%	1.9%	2.36
	湧稲国	304	770	377	393	1.5%	1.7%	2.53
	大城	438	995	510	485	2.2%	2.1%	2.27
	稲福	255	649	323	326	1.3%	1.4%	2.55
	真境名	152	397	211	186	0.8%	0.9%	2.61
	大里団地	118	250	108	142	0.6%	0.5%	2.12
	大里第二団地	70	183	74	109	0.4%	0.4%	2.61
	大里ニュータウン	259	843	417	426	1.3%	1.8%	3.25
	第二グリーンタウン	140	442	224	218	0.7%	1.0%	3.16
	島添の丘	30	30	14	16	0.2%	0.1%	1.00
	東雲の丘	76	76	19	57	0.4%	0.2%	1.00
	鵜生の叢	53	53	33	20	0.3%	0.1%	1.00
	小計(大里)	6,606	16,376	8,207	8,169	33.2%	35.2%	2.48
南城市合計		19,870	46,498	23,394	23,104	—	—	2.34

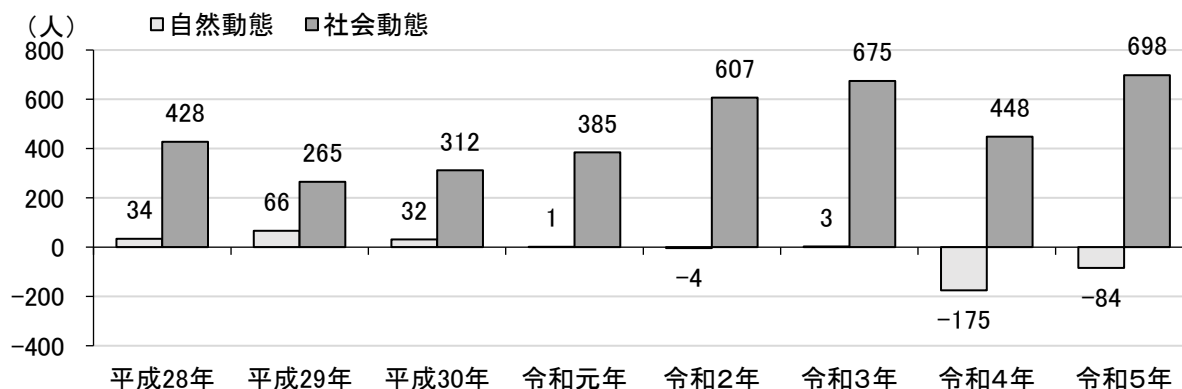
資料：南城市人口統計(令和6年3月末日現在)

(2) 人口動態

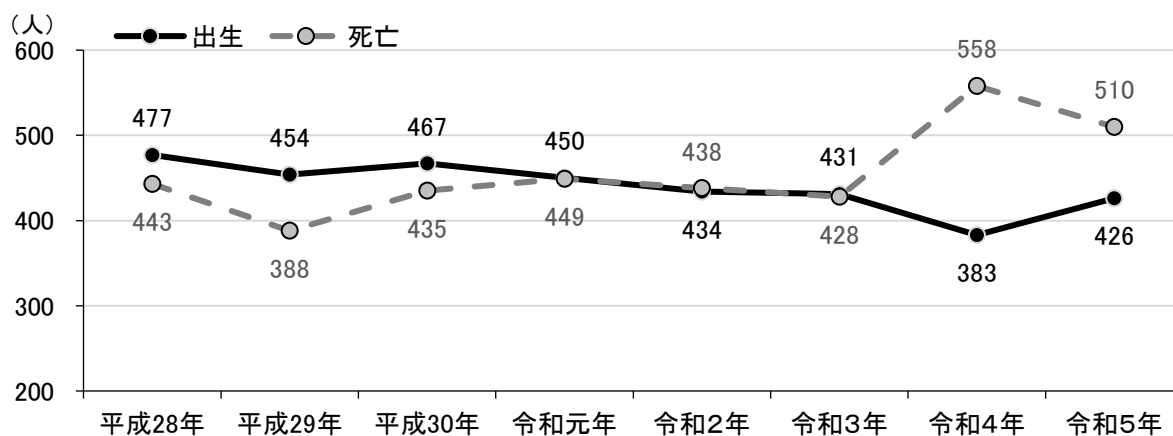
本市の人口動態をみると、出生と死亡による自然動態では、令和元年までは出生数が死亡数を上回っていましたが、その後は令和3年を除いて死亡数が出生数を上回っています。

社会動態では、平成28年以降、毎年転入が転出を上回り、令和5年には698人増となっています。転入者を年齢別にみると、子育て世帯が多いことから、ベッドタウンとしての機能もうかがえます。

人口動態の推移



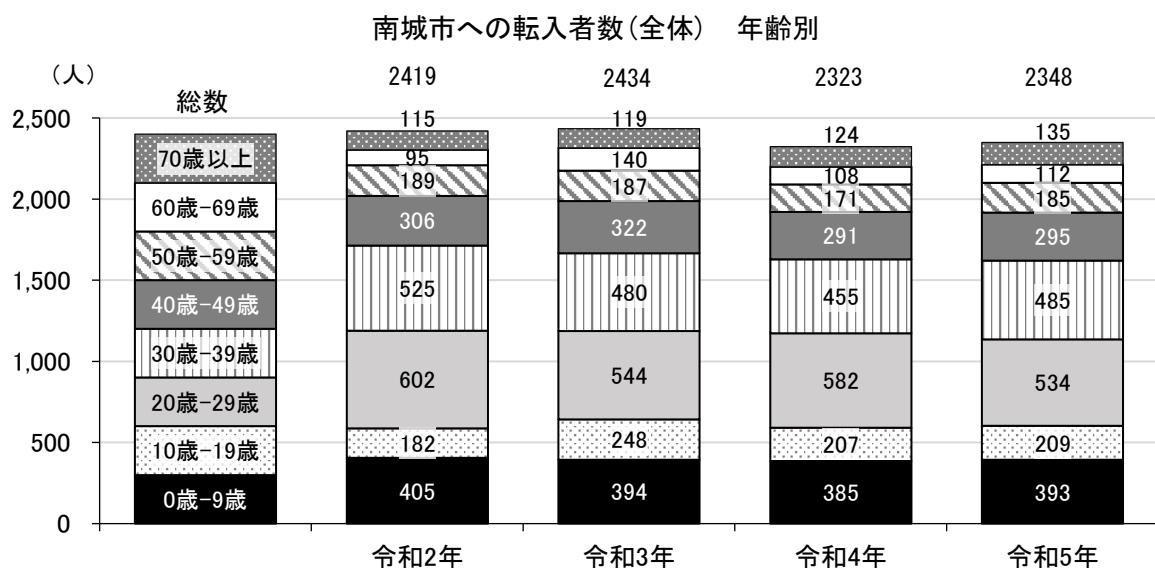
自然動態の推移



社会動態の推移



資料: 沖縄県人口移動報告年報 (各年 10 月～9 月)



資料:住民基本台帳人口移動報告年報(2023年10月現在)

(3) 世帯構成

本市の世帯構成の推移をみると、親族のみの世帯、単独世帯ともに増加傾向にありますが、一般世帯数に占める割合をみると、単独世帯の割合が上昇しており、平成17年の14.4%から令和2年には25.3%となっています。単独世帯の割合が高くなる一方で、親族のみの世帯の割合は低下しています。

また、一般世帯における65歳以上世帯員のいる世帯割合は、平成17年の40.6%から令和2年には44.1%に上昇しています。

令和2年における世帯の構成比を沖縄県と比べると、親族のみの世帯は県より高く、単独世帯は県より低くなっています。

世帯構成の推移

単位:世帯、%

	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		
		%		%		%		%	沖縄県(%)
一般世帯数	11,533	—	12,644	—	14,249	—	15,842	—	—
A 親族のみの世帯	9,844	85.4	10,307	81.5	11,049	77.5	11,677	73.7	61.1
核家族世帯	8,052	69.8	8,764	69.3	9,547	67.0	10,345	65.3	55.2
その他親族世帯	1,792	15.5	1,543	12.2	1,502	10.5	1,332	8.4	5.9
B 非親族世帯	0	0.0	90	0.7	120	0.8	148	0.9	1.3
C 単独世帯	1,661	14.4	2,245	17.8	3,077	21.6	4,003	25.3	37.4
高齢者単独世帯	765	6.6	1,011	8.0	1,321	9.3	1,803	11.4	11.2
3世代以上	1,365	11.8	1,068	8.4	963	6.8	762	4.8	3.2
65歳以上人員のいる世帯	4,684	40.6	5,187	41.0	5,982	42.0	6,991	44.1	34.7
一世帯当たり人員(人)	3.30	—	3.02	—	2.83	—	2.67	—	2.33

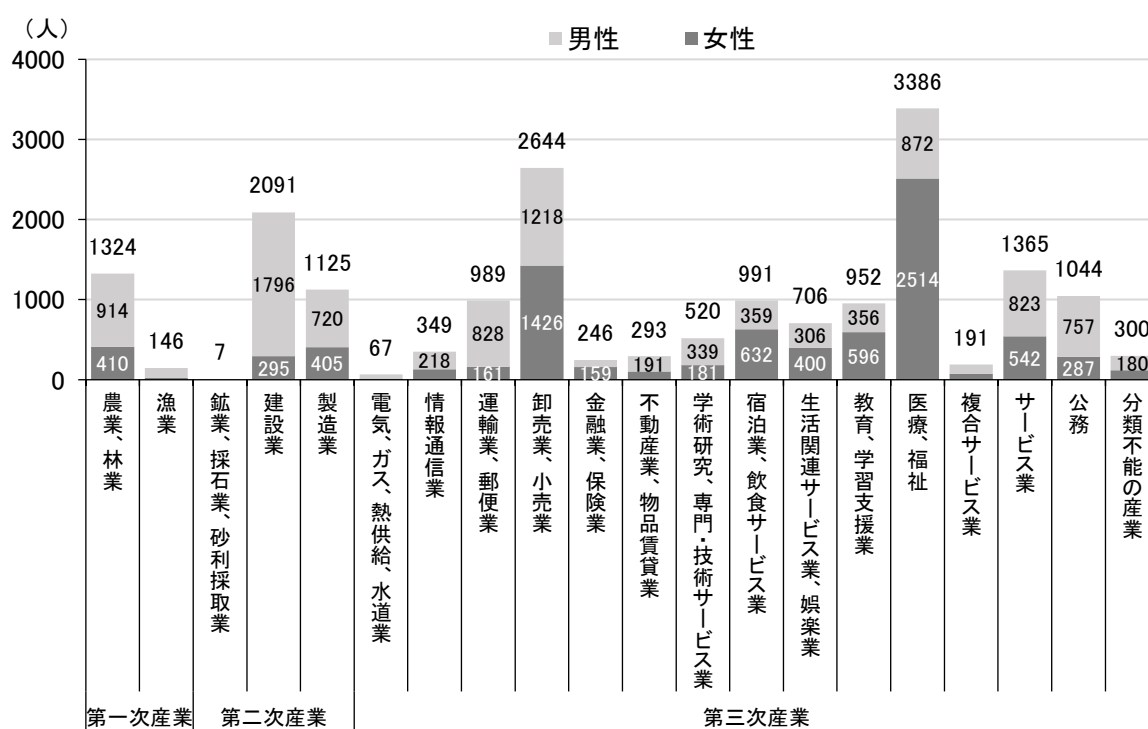
資料:国勢調査

(4) 業種別男女別就業者数

令和2年の就業状況をみると、「医療、福祉」に携わる人が 3,386 人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」の 2,644 人、「建設業」の 2,091 人となっています。

産業・業種別の男女比をみると、第一次産業と第二次産業では、いずれも男性が女性を大きく上回っています。第三次産業では、男性が「運輸業、郵便業」で 83.7%、「電気、ガス、熱供給、水道業」で 76.1%、「公務」で 72.5%を占めています。女性は「医療、福祉」で 74.2%、「金融業、保険業」で 64.6%、「宿泊業、飲食サービス業」で 63.8%を占めています。

業種別男女別就業者数（令和2年）



資料：国勢調査

業種別男女別就業者割合（令和２年）

業種	就業者数(人)			構成比(%)	
	総数	男性	女性	男性	女性
	18,736	10,259	8,477	54.8	45.2
第一次産業	1,470	1,038	432	70.6	29.4
農業、林業	1,324	914	410	69.0	31.0
漁業	146	124	22	84.9	15.1
第二次産業	3,223	2,521	702	85.8	14.2
鉱業、採石業、砂利採取業	7	5	2	71.4	28.6
建設業	2,091	1,796	295	85.9	14.1
製造業	1,125	720	405	64.0	36.0
第三次産業	13,743	6,520	7,223	48.7	51.3
電気、ガス、熱供給、水道業	67	51	16	76.1	23.9
情報通信業	349	218	131	62.5	37.5
運輸業、郵便業	989	828	161	83.7	16.3
卸売業、小売業	2,644	1,218	1,426	46.1	53.9
金融業、保険業	246	87	159	35.4	64.6
不動産業、物品賃貸業	293	191	102	65.2	34.8
学術研究、専門・技術サービス業	520	339	181	65.2	34.8
宿泊業、飲食サービス業	991	359	632	36.2	63.8
生活関連サービス業、娯楽業	706	306	400	43.3	56.7
教育、学習支援業	952	356	596	37.4	62.6
医療、福祉	3,386	872	2,514	25.8	74.2
複合サービス業	191	115	76	60.2	39.8
サービス業	1,365	823	542	60.3	39.7
公務	1,044	757	287	72.5	27.5
分類不能の産業	300	180	120	60.0	40.0

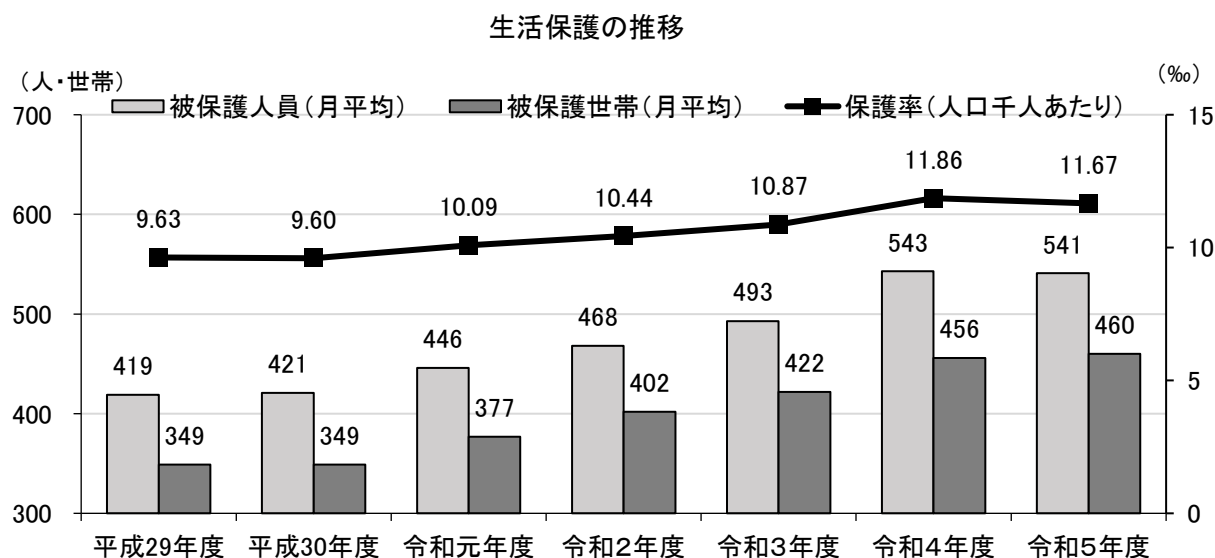
資料：国勢調査

(5) 生活保護世帯

①保護率

本市の平成 29 年度以降の生活保護の被保護人員（月平均）は増加傾向にあり、同じく被保護世帯（月平均）も増加傾向にあります。

また、保護率（人口千人あたり）も上昇傾向にあり、令和5年度には 11.67%となっています。



資料：南城市福祉事務所概要

※保護率は人口千人あたりの被保護者の割合

※‰=パーミル(千分率)

②生活保護世帯の内訳

本市の平成 29 年度以降の生活保護世帯の内訳をみると、各年度とも高齢者世帯が最も多く、平成 29 年度以降年々増加しており、令和5年度には 305 世帯となっています。高齢者世帯以外では、障がい者世帯が増加傾向にあります。

生活保護世帯の内訳（月平均世帯数）

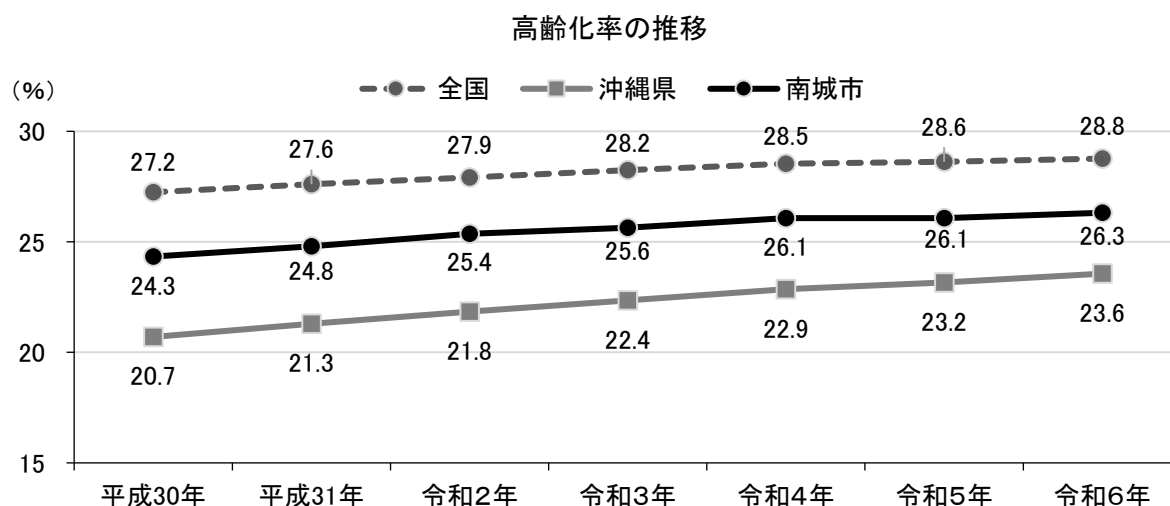
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者世帯	210	223	242	256	269	290	305
母子世帯	7	6	4	5	7	11	11
障がい者世帯	42	43	45	49	50	51	50
傷病世帯	39	43	50	53	54	49	38
その他世帯	36	29	30	32	38	46	48
保護停止中	15	5	6	7	4	9	8
計	349	349	377	402	422	456	460

資料：南城市福祉事務所概要

2 高齢者の概況

(1) 高齢化率

本市の高齢化率は上昇傾向にあり、平成30年の24.3%から令和6年には26.3%と、2.0ポイント増となっています。本市の高齢化率は、全国より低く、沖縄県より高い水準で推移しています。

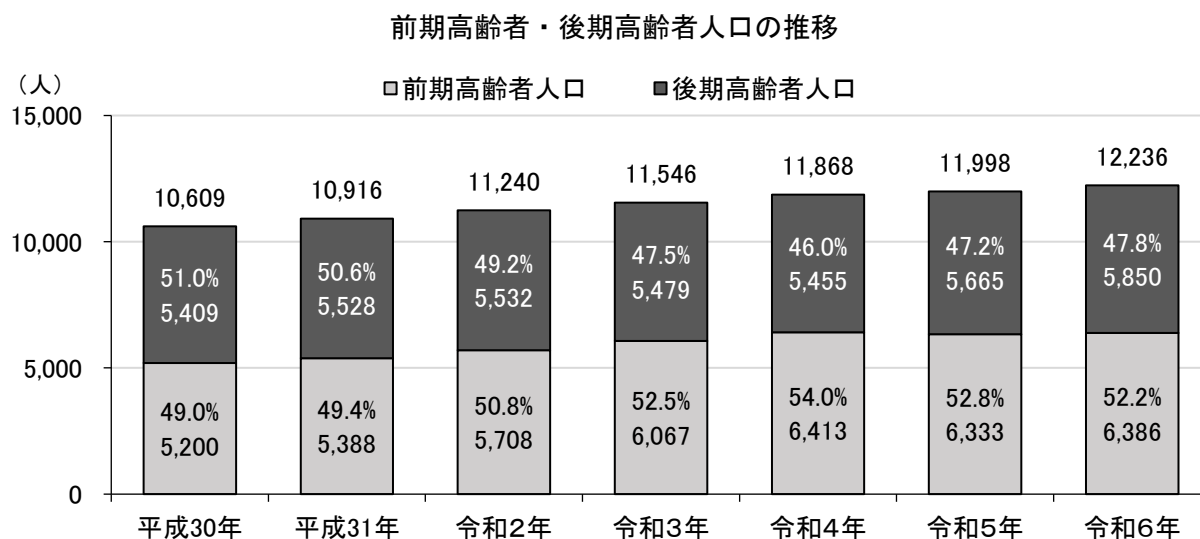


資料：南城市人口統計（各年3月末日現在）

全国・沖縄県は住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 前期・後期高齢者人口

高齢者人口を前期（65～74歳）、後期（75歳以上）別でみると、令和2年以降、前期高齢者が後期高齢者より多くなっています。割合でみると、令和4年には前期高齢者が54.0%を占めていましたが、その後下がり、令和6年には、前期高齢者が52.2%、後期高齢者が47.8%となっています。



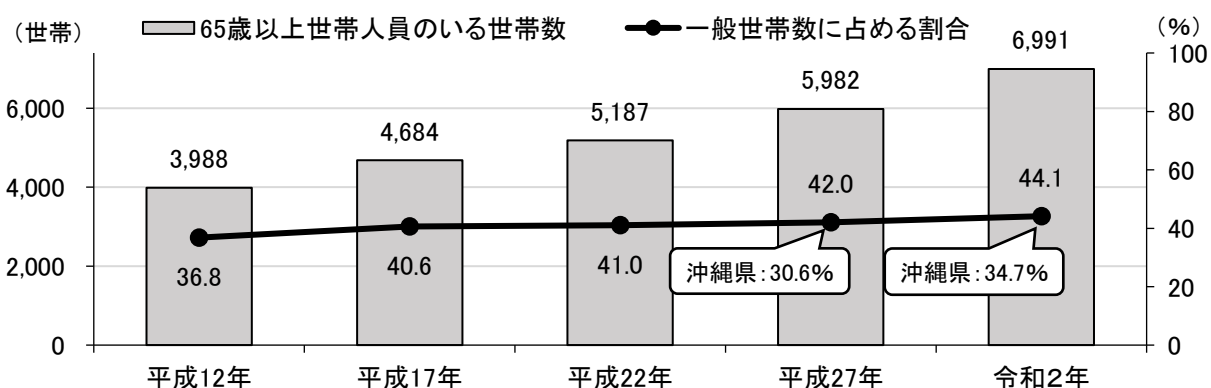
資料：南城市人口統計（各年3月末日現在）

(3) 高齢者のいる世帯

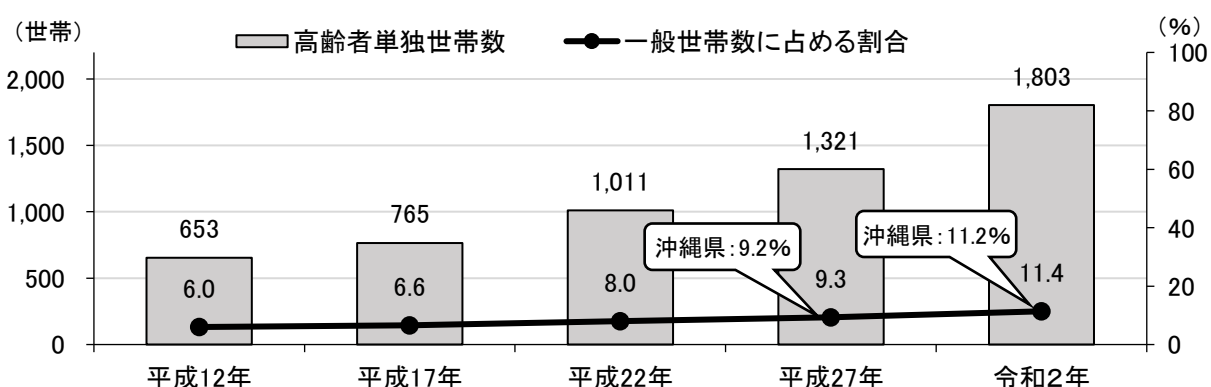
本市の65歳以上世帯人員のいる世帯数は年々増加しており、平成12年から令和2年の20年間で約1.8倍となっています。一般世帯数に占める割合も年々上昇しており、令和2年には44.1%となっています。沖縄県と比較すると、9.4ポイント高い状況です。

また、高齢者単独世帯数も増加し、平成12年から令和2年の20年間で約2.8倍となっており、一般世帯数に占める割合も上昇しています。今後、沖縄県全体で高齢者世帯が増加すると予想される中、南城市でも高齢者人口の増加に伴い高齢者の単独世帯もさらに増えることが予想されています。

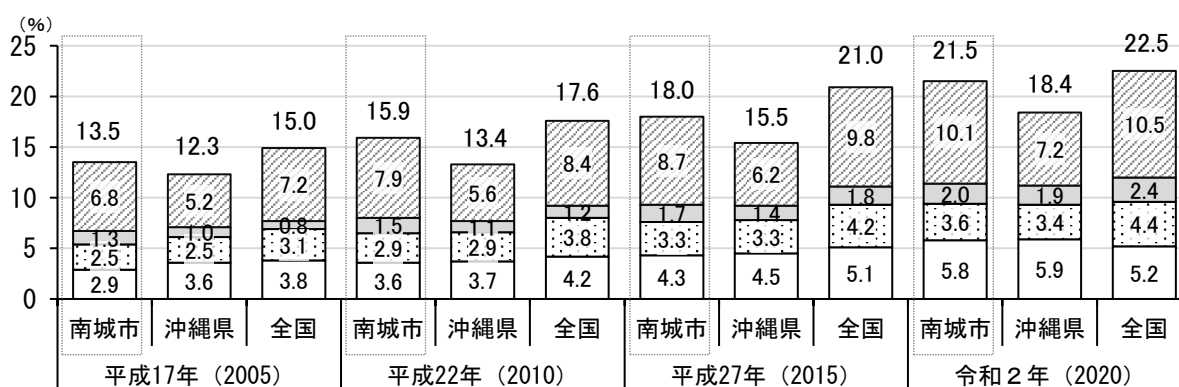
65歳以上世帯人員のいる世帯の推移



高齢者単独世帯の推移



高齢者のみ世帯の推移



□ ひとり暮らし世帯 (65~74歳)

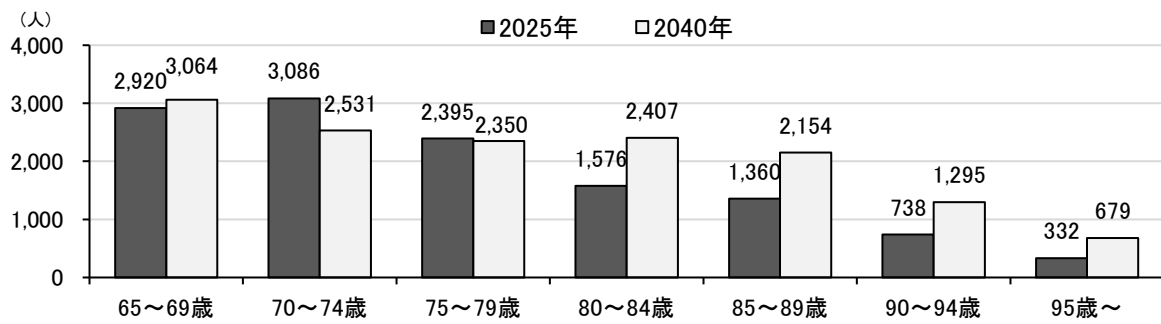
□ ひとり暮らし世帯 (75~84歳)

■ ひとり暮らし世帯 (85歳以上)

▨ 夫婦のみの世帯 (2人とも65歳以上)

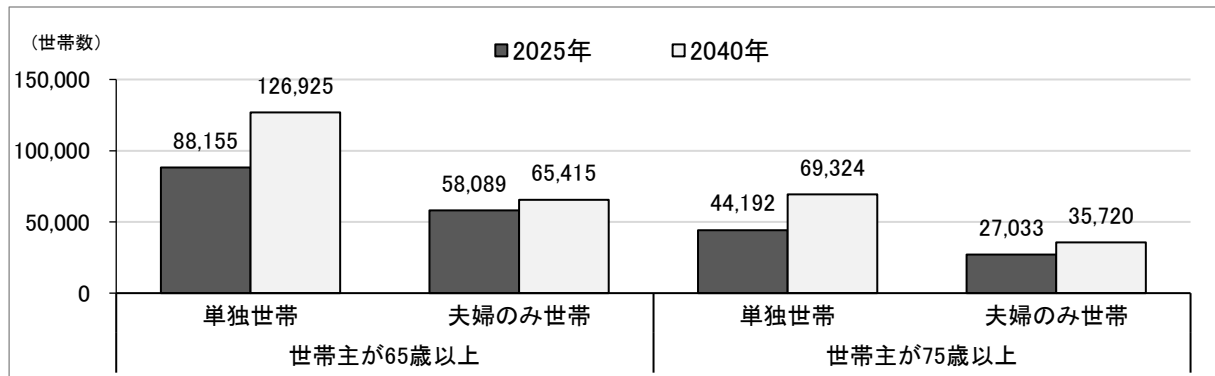
資料: 国勢調査

南城市の高齢者 5 歳階級別人口推計（各年 10 月 1 日時点の推計人口）



資料：国立社会保障・人口問題研究所（令和6（2024）年推計）

【参考】沖縄県の世帯主が高齢者の世帯数推計（沖縄県：各年 10 月 1 日時点の推計値）



資料：国立社会保障・人口問題研究所（令和6（2024）年推計）

（４）地域別高齢化率・世帯の状況

地域別の高齢化率は、知念地域が 36.1%と最も高く、大里地域が 22.6%と最も低くなっています。

また、世帯の状況をみると、高齢者のみの世帯割合は、知念地域で 33.7%と最も高く、次いで佐敷地域が 28.7%となっています。また、ひとり暮らしの高齢者数は、佐敷地域が 978 人と最も多くなっています。

地域別高齢化率

単位：人、世帯、%

地域	世帯数(再掲)	人口(再掲)	65 歳以上人口			
			前期高齢者	後期高齢者	合計	高齢化率
大里	6,606	16,376	1,984	1,712	3,696	22.6
玉城	5,462	12,837	1,694	1,632	3,326	25.9
佐敷	5,639	12,630	1,862	1,673	3,535	28.0
知念	2,163	4,655	846	833	1,679	36.1
計	19,870	46,498	6,386	5,850	12,236	26.3

資料：南城市人口統計（令和6年3月末日現在）

地域別 高齢者（65 歳以上）世帯

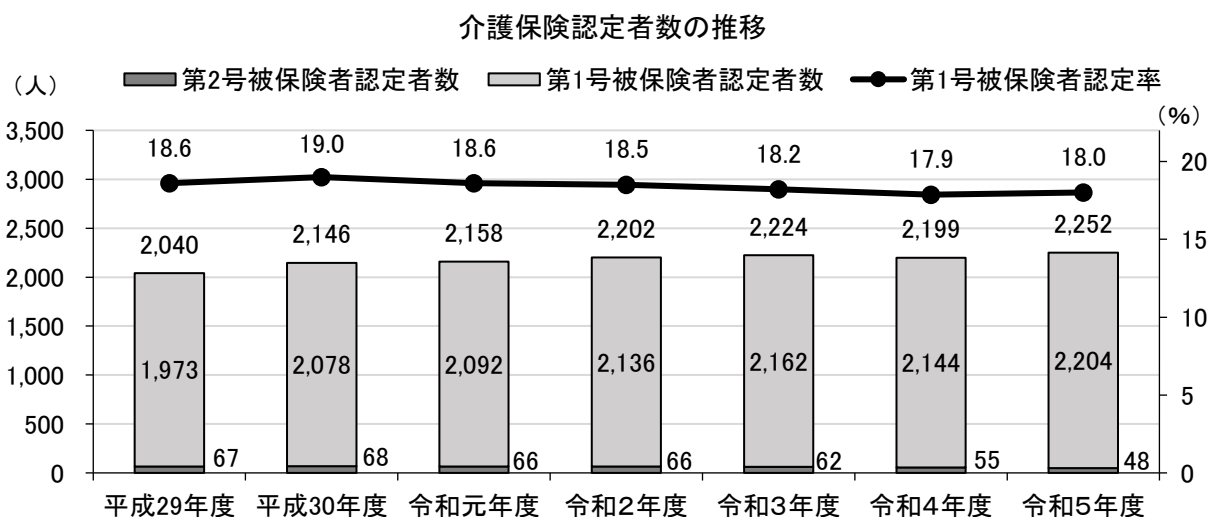
地域	高齢者のみの世帯		ひとり暮らしの高齢者	
	世帯数(世帯)	地域の世帯数に対する割合	ひとり暮らしの高齢者数(人)	人口に対する割合
大里	1,579	23.9%	851	5.2%
玉城	1,499	27.4%	879	6.8%
佐敷	1,619	28.7%	978	7.7%
知念	730	33.7%	399	8.6%

資料：市民課（令和 6 年 3 月末日）※施設、自衛隊等を除く一般世帯のみ

(5) 介護保険の状況

① 認定者数

訪問介護や通所介護、老人福祉施設等の「介護保険サービス」を利用するための要支援・要介護認定者は横ばいで推移しており、令和5年度には2,252人となっています。また、高齢者に占める認定者割合を示す認定率は、18～19%前後で推移しています。

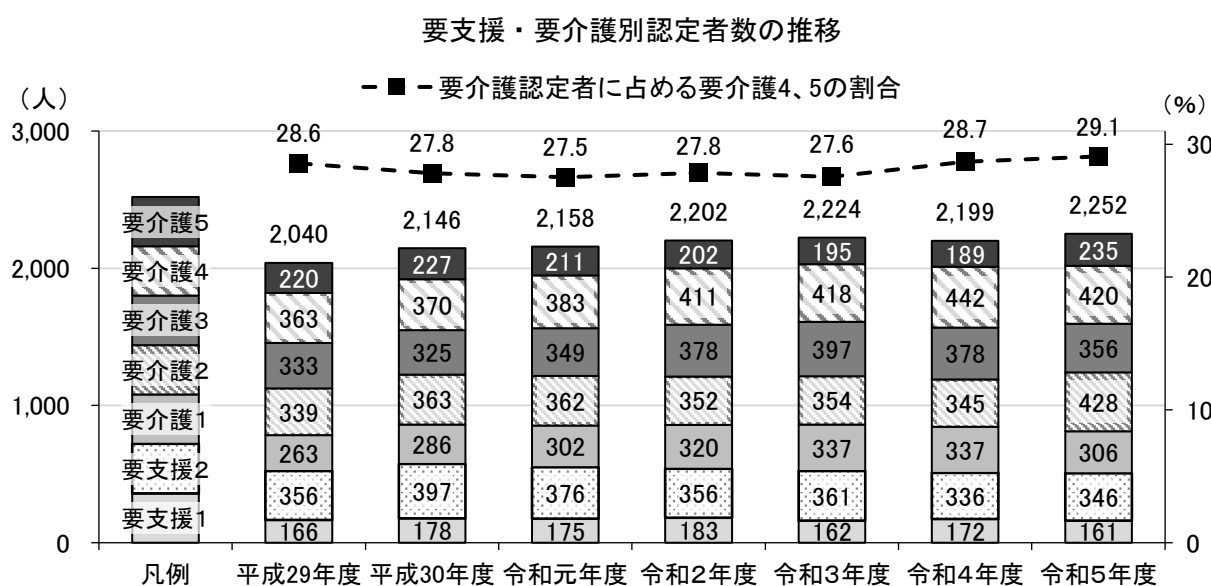


資料：南城市福祉事務所概要

② 要介護度別認定者数

本市の要介護度別認定者数をみると、令和4年度までは要介護4が最も多くなっていましたが、令和5年度には要介護2が最も多くなっています。

要介護認定者に占める重度者（要介護4、5）の割合は横ばいで推移しており、令和5年度は29.1%となっています。



資料：南城市福祉事務所概要（2号被保険者含む）

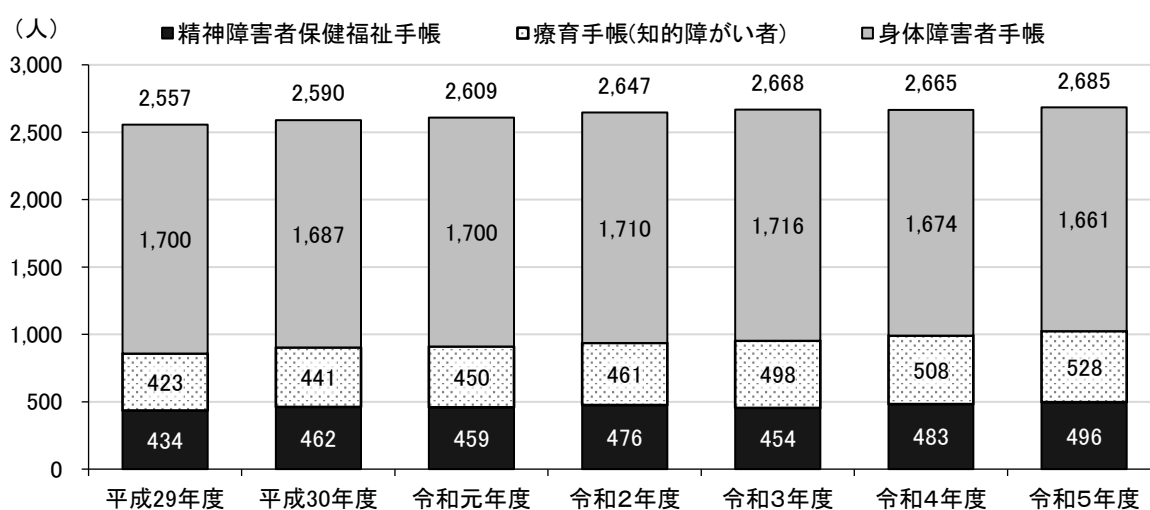
3 障がい者の概況

(1) 障害者手帳所持者

障害者手帳の所持者数では、精神障害者保健福祉手帳所持者及び療育手帳(知的障がい者)所持者は年々増加傾向にあります。身体障害者手帳所持者については、1,700人前後で推移しています。

各手帳所持者の構成比をみると、身体障害者手帳所持者の割合が最も高く、いずれの年においても全体の6割以上を占めています。

障害者手帳所持者の推移



単位 (%)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
構成比	身体障害者手帳	66.5	65.1	65.2	64.6	64.3	62.8	61.9
	療育手帳(知的障がい者)	16.5	17.0	17.2	17.4	18.7	19.1	19.7
	精神障害者保健福祉手帳	17.0	17.8	17.6	18.0	17.0	18.1	18.5

資料: 生きがい推進課(各年度末現在)

(2) 身体障害の種類別人数

身体障害の種類別人数は、「肢体不自由(上・下・体幹)」が最も多く、次いで「内部機能障害」となっており、両障害を合わせると、令和3年度、令和5年度とも全体の約8割となっています。

身体障害の種類別人数の推移

	令和3年度		令和5年度		対令和3年度(%)
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	
視覚障害	86	5.0	82	4.9	95.3
聴覚障害・平衡機能障害	227	13.2	215	12.9	94.7
音声・言語・そしゃく機能障害	22	1.3	20	1.2	90.9
肢体不自由(上・下・体幹)	695	40.5	681	41.0	98.0
内部機能障害	686	40.0	663	39.9	96.6
合 計	1,716	—	1,661	—	96.8

資料: 生きがい推進課(各年度末現在)

(3) 障害の程度

①身体障がい者

令和5年度の身体障がい者全体の障がいの程度は、1級が604人と最も多く、次いで4級の316人、3級の291人となっています。

「内部機能障害」では、1級、4級、3級の順に多く、「肢体不自由(上・下・体幹)」では、1級、2級の順に多くなっています。

身体障害の程度

単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	38	24	6	7	3	4	82
聴覚障害・平衡機能障害	18	37	28	49	0	83	215
音声・言語・そしゃく機能障害	1	5	10	4	0	0	20
肢体不自由(上・下・体幹)	199	185	99	95	69	34	681
内部機能障害	348	6	148	161	0	0	663
合 計	604	257	291	316	72	121	1,661

資料:生きがい推進課(令和5年度末現在)

②知的障がい者

知的障害の程度

令和5年度の知的障がい者の障がいの程度をみると、最も軽度の「B2」が185人で35.0%、「B1」が153人で29.0%となっており、これらを合わせた『B判定』が知的障がい者(療育手帳所持者)全体の6割以上を占めています。

単位:人、%

	人数(R5年度)	構成比
A1	58	11.0
A2	132	25.0
B1	153	29.0
B2	185	35.0
合計	528	100.0

資料:生きがい推進課(令和5年度末現在)

③精神障がい者

精神障がい者の等級

令和5年度の精神障がい者の等級は、「2級」が284人と最も多く、全体の5割以上を占めています。

単位:人、%

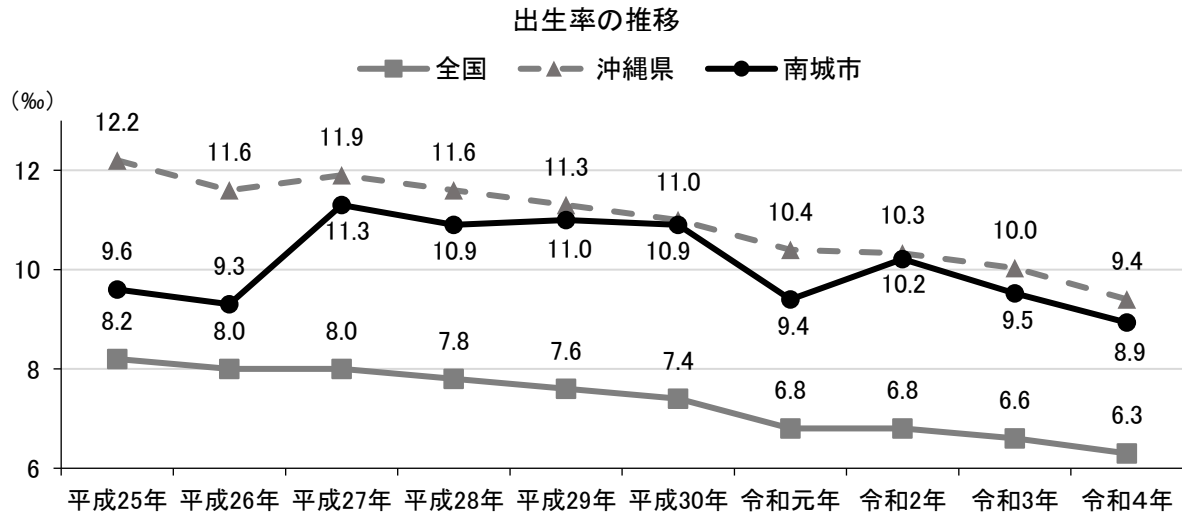
	人数(R5年度)	構成比
1級	116	23.4
2級	284	57.3
3級	96	19.4
合計	496	100.0

資料:生きがい推進課(令和5年度末現在)

4 こどもの概況

(1) 出生率

本市の出生率は、国より高く県より低い水準となっています。平成27年から平成30年は横ばいで推移していましたが、その後下降傾向で推移しており、令和4年には8.9%となっています。



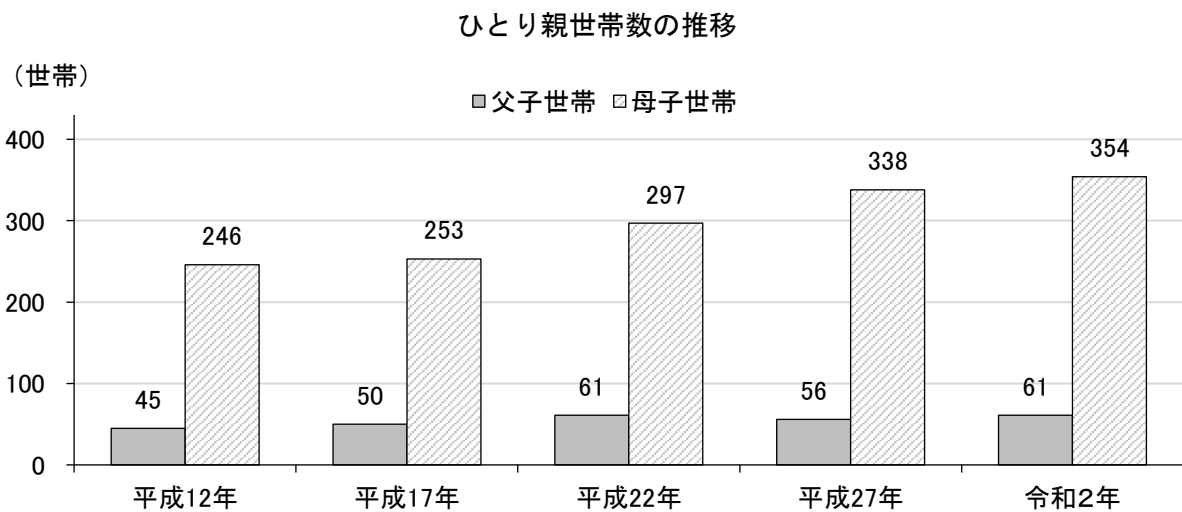
資料：人口動態総覧 人口動態統計

※ 出生率＝1年間の出生数／10月1日現在の人口×1000

(2) ひとり親世帯

本市のひとり親世帯の状況をみると、母子世帯が増加傾向にあり、平成12年の246世帯から令和2年には354世帯となっています。

父子世帯は、平成17年以降50～60世帯で推移しています。



資料：国勢調査

(3) 保育事業（保育所等）

① 保育施設と児童数

令和6年4月1日現在では、公私連携認定こども園、公立認定こども園、認可保育所、地域型保育事業等合計34か所で乳幼児の保育がなされています。

年齢別利用児童数

保育所名		入所児童数（上段は障がい児内数）							定数
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
佐 敷	めばえ保育園	5	12	18	19	17	17	88	90
	めだか保育園	3	12	18	18	18	19	88	90
	馬天保育園	7	18	18	21	18	20	102	90
	さしき保育園	9	11	18	14	15	15	82	90
	つはこきらきらほいくえん	0	7	7	—	—	—	14	19
	南城みなみ保育園	5	12	13	15	12	—	57	60
	佐敷こども園（公私連携）	—	—	—	15	21	47	83	77
	佐敷 計	0	0	0	2	6	5	13	0
知 念	知念あさひ保育園	4	7	12	6	0	0	29	70
	家庭的保育くだから	1	1	3	—	—	—	5	5
	知念こども園（公私連携）	—	—	—	7	19	21	47	56
	知念 計	0	0	0	1	2	1	4	0
玉 城	バンビ保育園	9	18	23	24	24	—	98	90
	小羊保育園	3	18	24	30	17	—	92	100
	以和貴保育園	5	24	12	25	15	—	81	90
	どんぐり保育園	4	12	10	13	9	—	48	60
	船越認定こども園	5	12	18	19	16	17	87	90
	愛地友遊保育園	3	16	12	12	11	13	67	60
	玉城こども園（公私連携）	—	—	—	15	19	106	140	140
	玉城 計	0	0	1	7	6	8	22	0
		29	100	99	138	111	136	613	630

保育所名		入所児童数（上段は障がい児内数）							定数
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
大里	愛護保育園	6	12	18	20	17	15	88	90
	おひさま保育園	6	—	—	16	11	4	37	60
	おひさま保育園分園	—	16	16	—	—	—	32	30
	木の国保育園	6	12	18	20	19	15	90	90
	むぎの子共同保育園	4	12	12	12	11	14	65	69
	輝咲保育園	9	18	18	20	21	18	104	90
	おおざと保育園	4	12	12	20	14	0	62	60
	のびるっこ保育園	9	16	18	20	23	18	104	90
	さくら保育園	0	6	6	—	—	—	12	19
	かりゆしキッズ保育園	5	7	9	—	—	—	21	19
	ゆうな小規模保育園	2	6	7	—	—	—	15	19
	しののめ nursery school	1	7	8	—	—	—	16	19
	あおぞらこども園	10	17	16	18	16	15	92	90
	あおぞら第2こども園	9	16	18	17	18	16	94	90
	松の実こども園	8	12	18	18	16	12	84	90
	こうさぎ保育園	3	7	4	—	—	—	14	19
	大里こども園（公立認定）	—	—	—	31	48	107	186	176
	大里 計	82	176	198	212	214	234	1,116	1,120
合 計		145	356	404	465	445	509	2,324	2,378

資料：南城市福祉事務所概要（令和6年4月1日現在）

②保育所等待機児童数

本市の保育所等待機児童数は、平成31年には145人まで増加しましたが、その後減少し、令和6年には16人となっています。

保育所等待機児童数の推移

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
待機児童数(人)	143	145	110	45	64	9	16

資料：沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課 令和6年4月1日時点における沖縄県の待機児童数

5 地域の状況

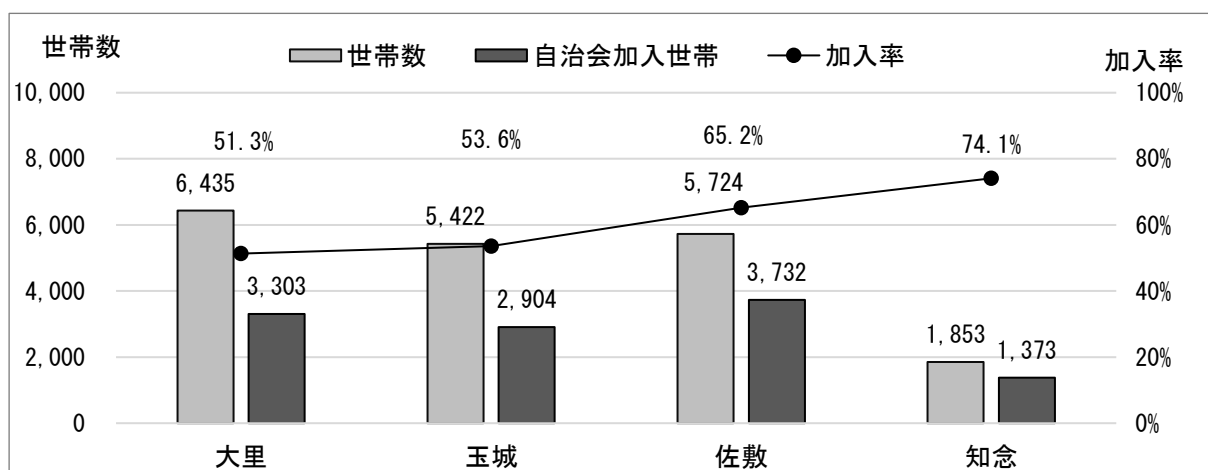
(1) 公民館の開館状況（職員が在席し、開館している公民館の状況）

地域	自治公民館名	開館日と開館時間	地域	自治公民館名	開館日と開館時間
大里	仲程	月～金(8:30～12:00)	佐敷	津波古	月～金(8:30～17:00)
	稲嶺	月～金(8:30～12:00)		新里	月～金(13:00～18:00)
	大里グリーンタウン	月～金(13:00～18:00)		佐敷	月～金(13:00～18:00)
	目取真	月～金(8:00～12:00)		仲伊保	月～金(14:00～17:00)
	湧稲国	月～金、第4日曜日(8:00～12:00)		つきしろ	月～金(10:00～17:00)
	大城	月～土(10:00～12:00)	知念	志喜屋	平日(時間不定)
玉城	親慶原	月～金(9:00～16:00)			
	百名	毎日(8:30～12:00)			
	奥武	月～金(9:00～17:00)			
	堀川	月～金(9:00～12:00)			
	當山	月～金(8:30～12:30)			
	糸数	月～金(9:00～12:00)			
	船越	月～金(9:00～12:00)			
	愛地	月～金(9:00～12:00)			
	前川	月～金(8:30～12:30)			

※不定期に開館している公民館は除き、『職員が在籍し、定期的に開館している公民館』のみ表示しています。

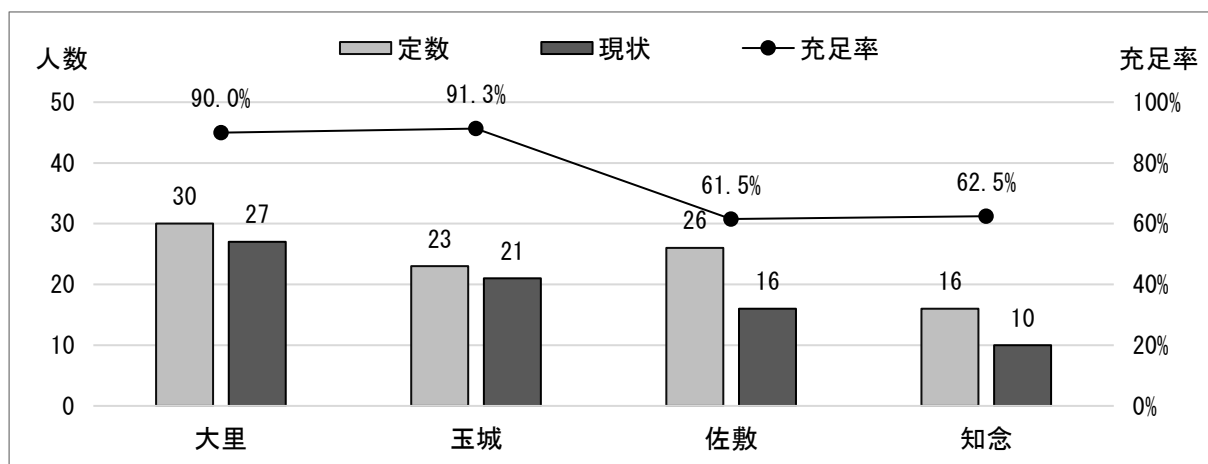
資料：南城市（令和6年3月末現在）

(2) 自治会加入



資料：南城市（令和6年6月末現在）

(3) 民生委員・児童委員充足率



資料：南城市（令和6年9月末現在）

6 市民意識調査からみえる現状

(1) 調査概要

「第4次南城市地域福祉計画・南城市地域福祉活動計画」を策定するにあたり、市民の地域福祉に関する意識や地域活動等への参加状況、地域福祉推進における課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として市民意識調査を実施しました。

実施内容

区 分	内 容
調査対象者	20 歳以上の方 3,000 人
調査方法	郵送配布、郵送・WEB 回収
調査時期	令和 6 年 9 月 10 日～9 月 30 日まで
回収状況	有効回収数：828 件（内 WEB 回収数：264 件）27.6%

【グラフ・表の見方】

※単一回答における構成比(%)は、回答人数を分母として算出しています。百分比の小数第2位を四捨五入しているため、合計は 100%にならない場合があります。

※表記中の(n=●)は、回答者数を表しており、無回答者を除いている場合があります。

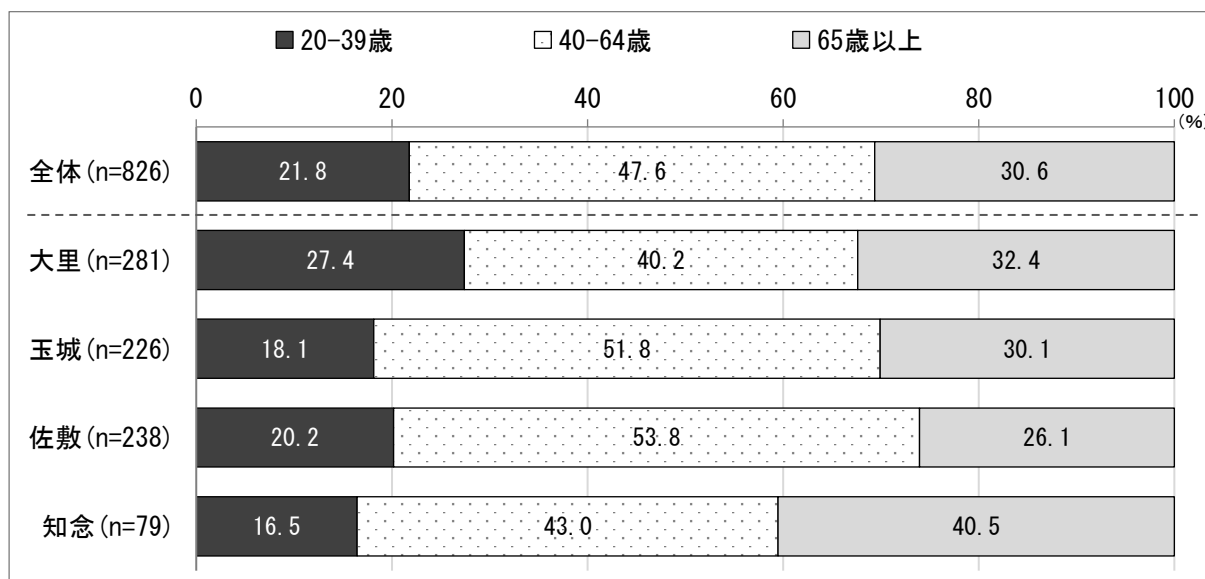
※グラフ中の値は、レイアウトの関係上省略している場合があります。

※自由記述については、要約または一部抜粋して表示しています。

(2) 回答者について

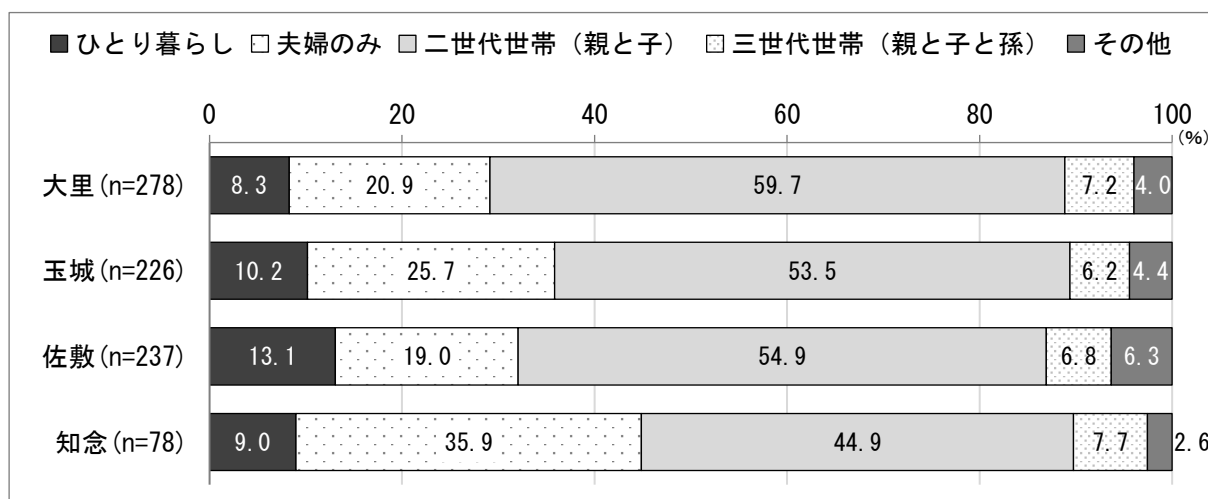
①年齢と居住地域

全体では 40-64 歳の回答者割合が最も高くなっています。地域別でみると大里地域は 20-39 歳が他地域より高く、比較的年齢の偏りが少なくなっています。また、知念地域では他地域より 20-39 歳が最も低くなっており、65 歳以上の割合が最も高くなっています。

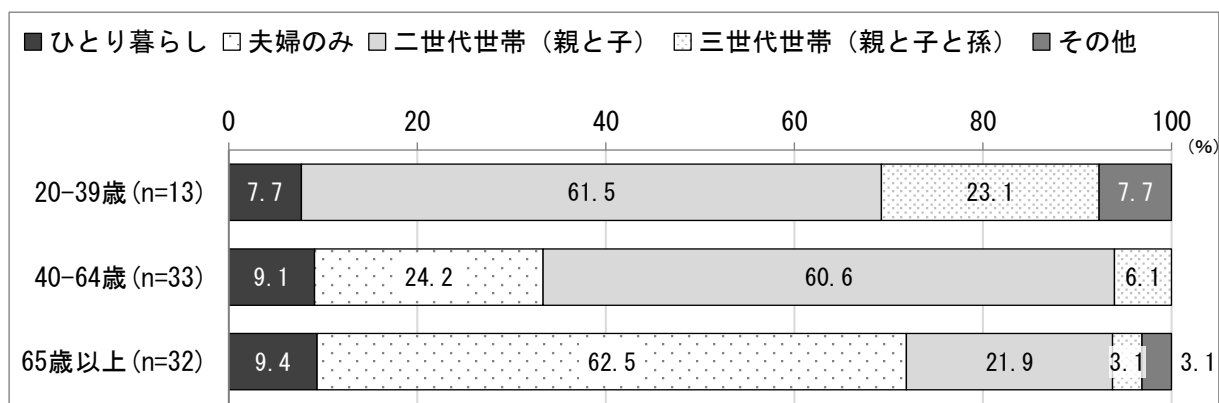


②家族構成

各地域とも二世世代世帯の割合が高くなっています。知念地域は、夫婦のみ世帯が他地域より高く、年齢別でみると、65歳以上のひとり暮らし世帯が9.4%、夫婦のみ世帯が62.5%であることから、高齢者のみと思われる世帯が約7割を占めています。

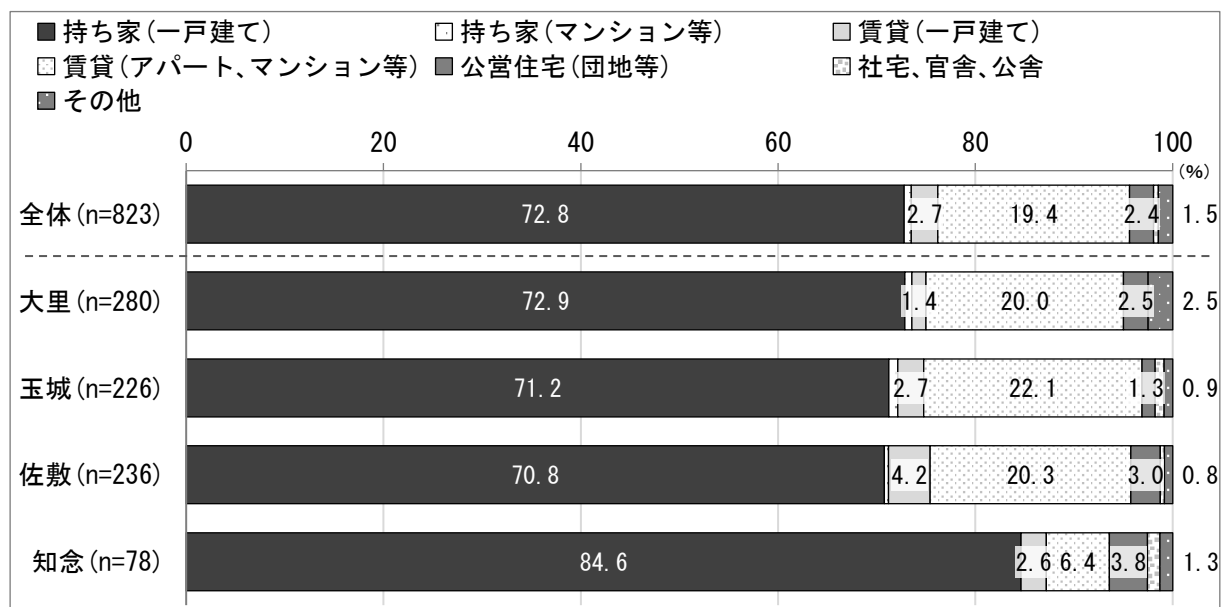


【知念地域】



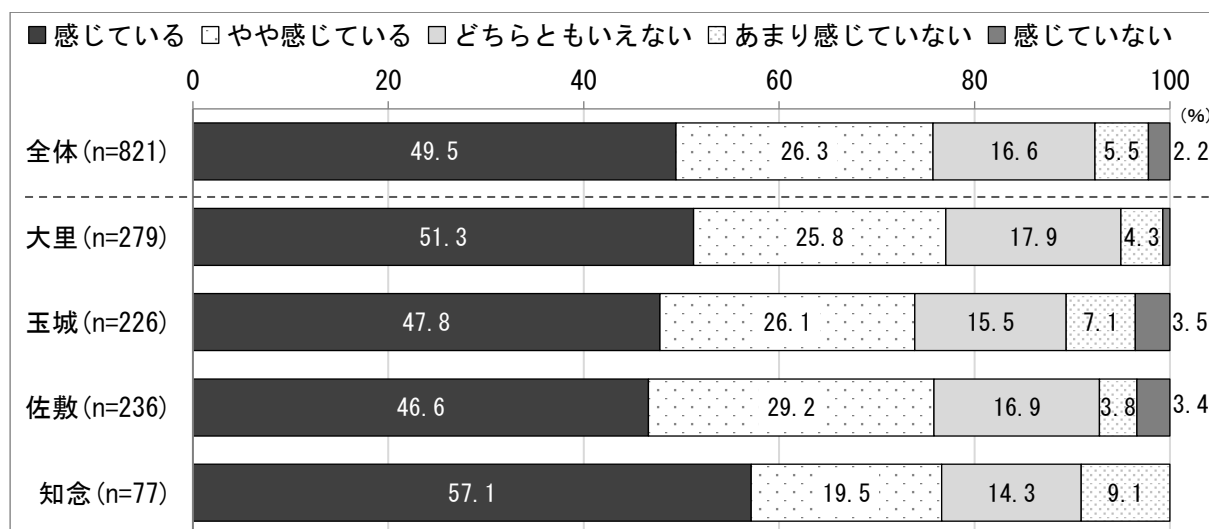
③住宅の種類

住宅の種類別では、どの地域も「持ち家（一戸建て）」が最も高くなっていますが、大里・玉城・佐敷地域では、集合住宅（賃貸アパート、マンション、公営住宅）の割合が 23%前後を占めています。



④地域への愛着

全体では、地域への愛着を『感じている（感じている+やや感じている）』が 75.8%と大半を占め、愛着を『感じていない（感じていない+あまり感じていない）』は 7.7%となっています。



【愛着を感じる理由、感じない理由】 ※多い意見のみ

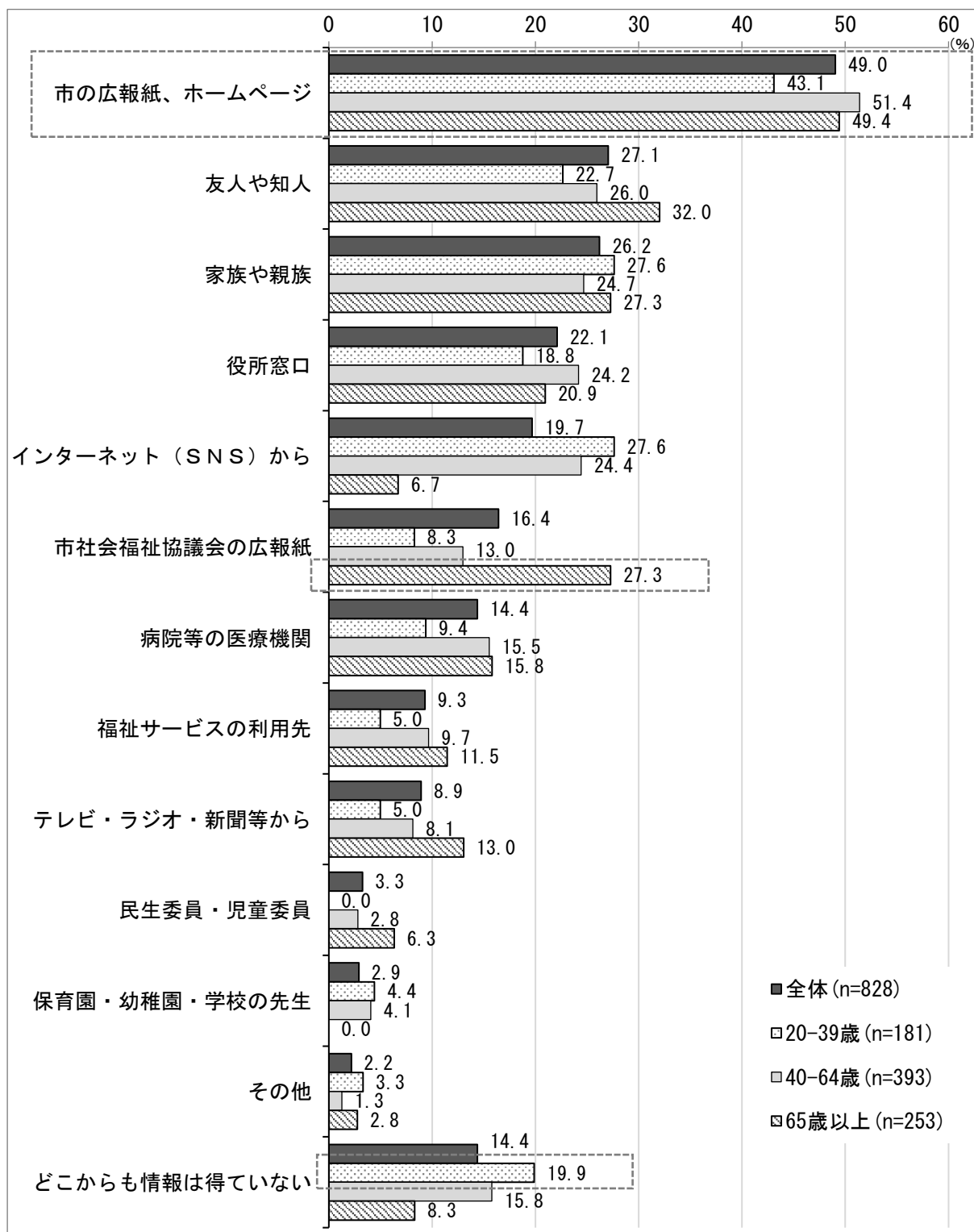
愛着を感じる理由： 生まれ育った地域／自然が多い／地域のつながりが強い／行事が多い／住みやすい

愛着を感じない理由： 近所付き合いが少ない／住んで間もない／交通や病院などが不便

⑤福祉サービスに関する情報の入手先

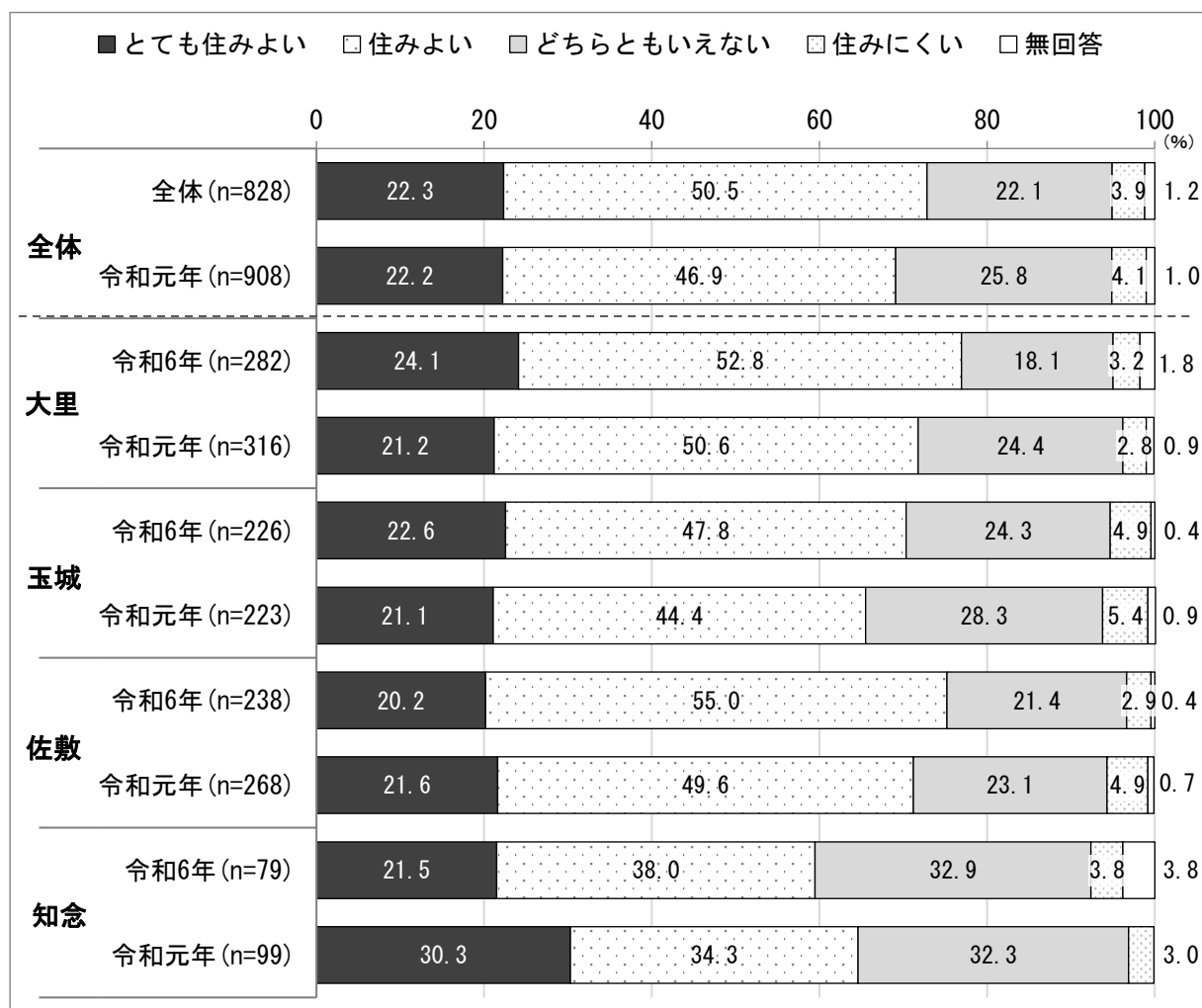
全体でみると「市の広報紙、ホームページ」が49.0%と約半数を占めています。

「どこからも情報は得ていない」人は全体の14.4%で、年齢別でみると20-39歳が19.9%となっており、若い世代の興味の低さや福祉に触れる機会が少ないことがうかがえます。また、そのほかの年齢別では65歳以上で「市社会福祉協議会の広報紙」が他の世代より高くなっています。



⑥住みごころ

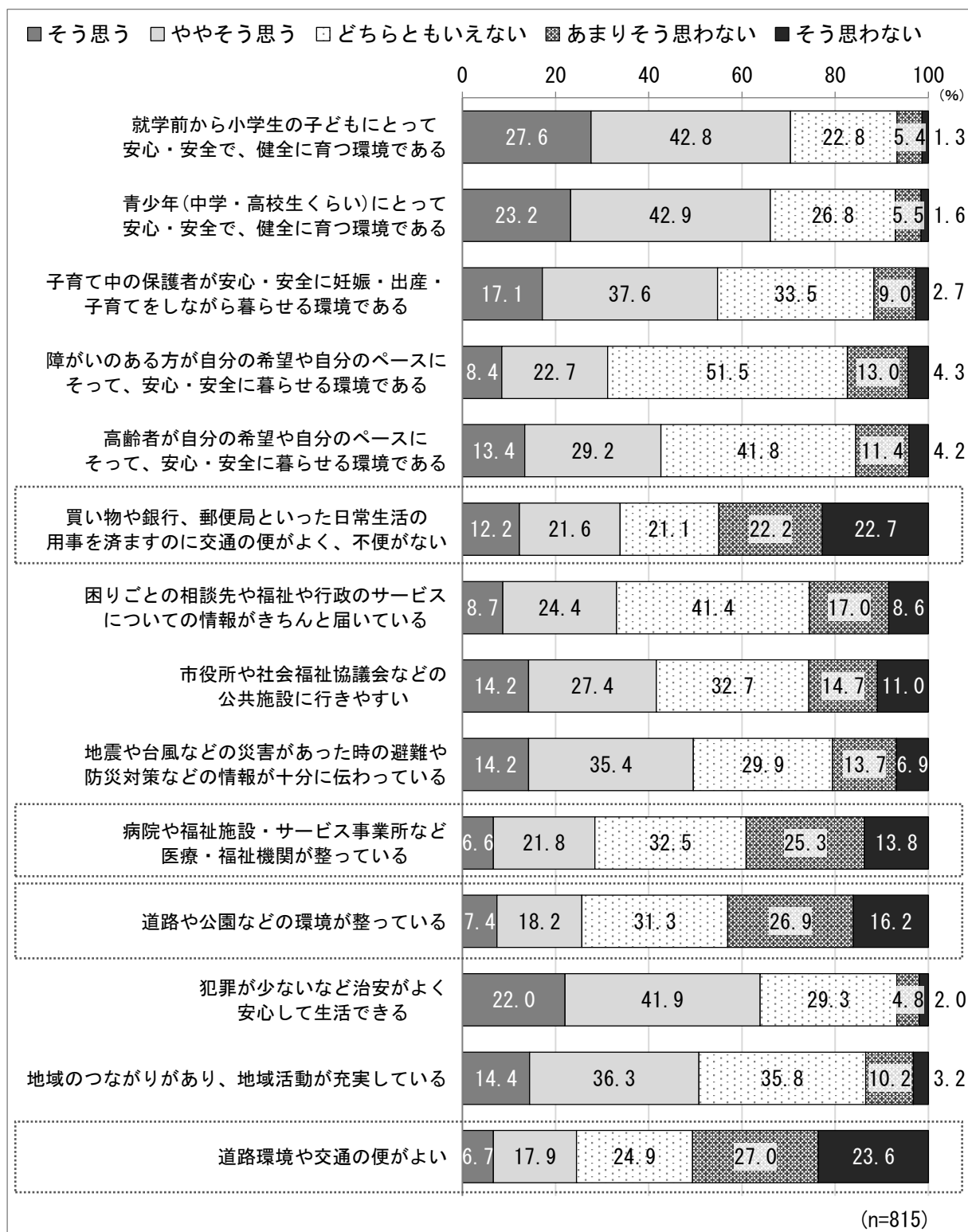
全体では、『住みよい(住みよい+とても住みよい)』が 7 割を占めています。地域別では、大里・玉城・佐敷地域で、『住みよい』が令和元年の調査より高くなっていますが、知念地域では「とても住みよい」が令和元年の調査結果 30.3%に対し、21.5%と下がっています。



⑦南城市の生活環境

ア) 全体

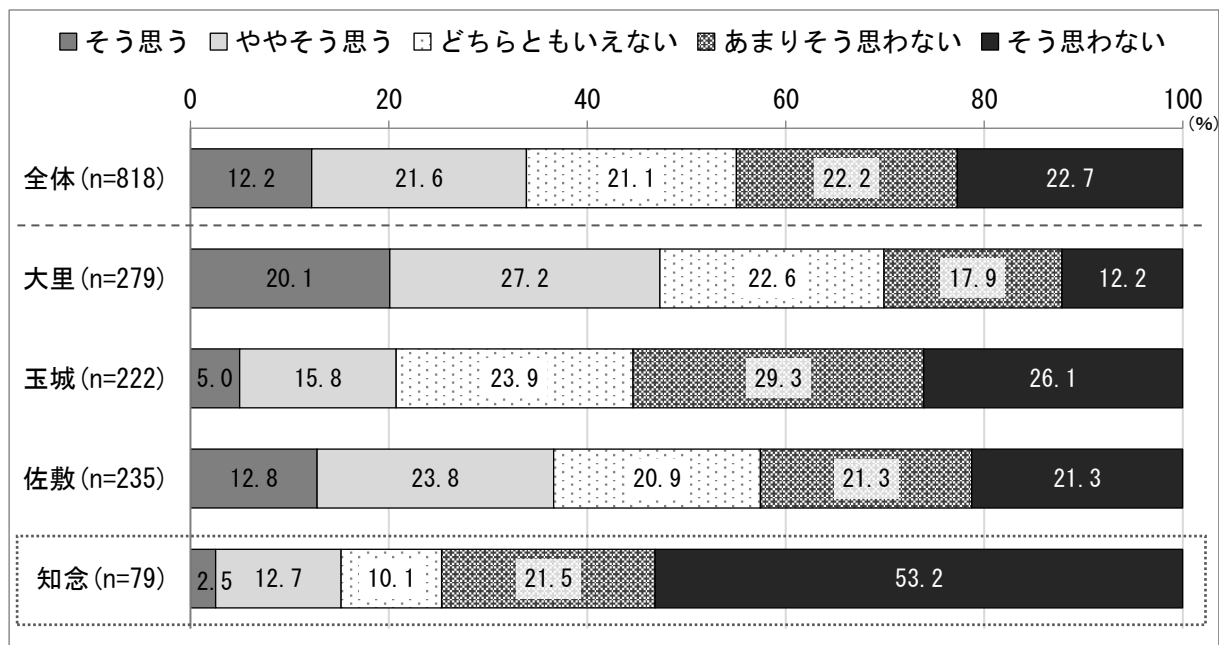
南城市の生活環境について、交通や病院などの生活インフラに関する4項目(グラフ中の□)について、約4割もしくはそれ以上の方が『そう思わない(あまりそう思わない+そう思わない)』と回答しています。



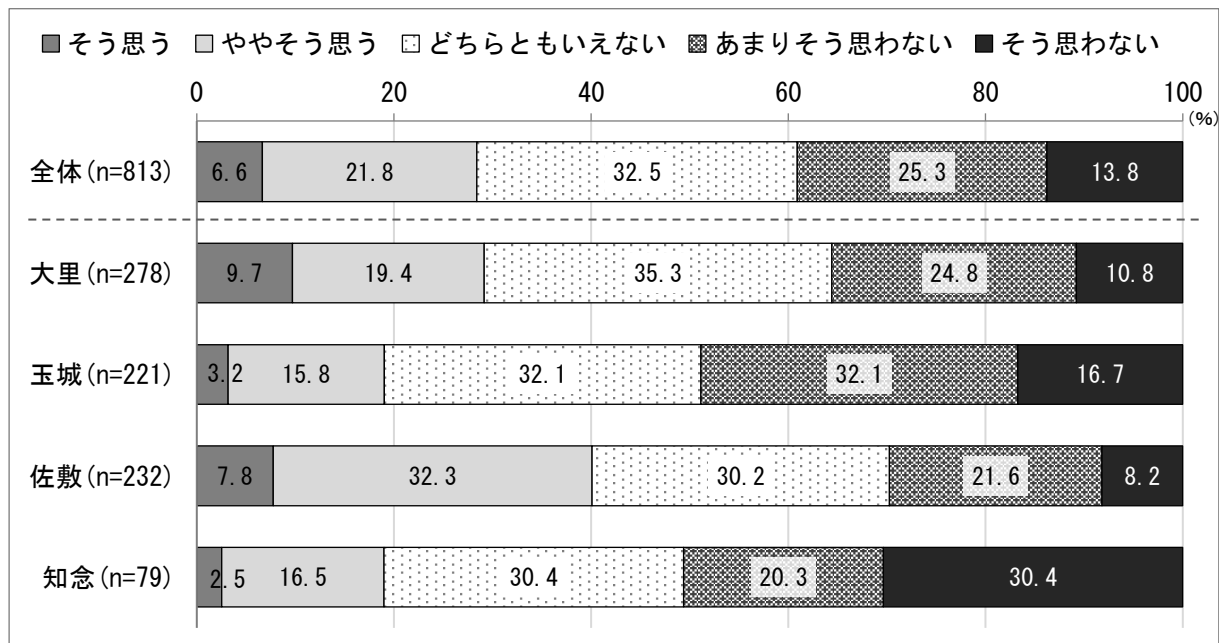
イ) 地域別（交通・道路環境・医療機関など4項目）

生活環境のうち、『そう思わない（あまりそう思わない＋そう思わない）』の割合が高い4項目について地域別にみると、特に交通の便に関して、知念地域で「そう思わない」の割合が他の地域より高くなっています。

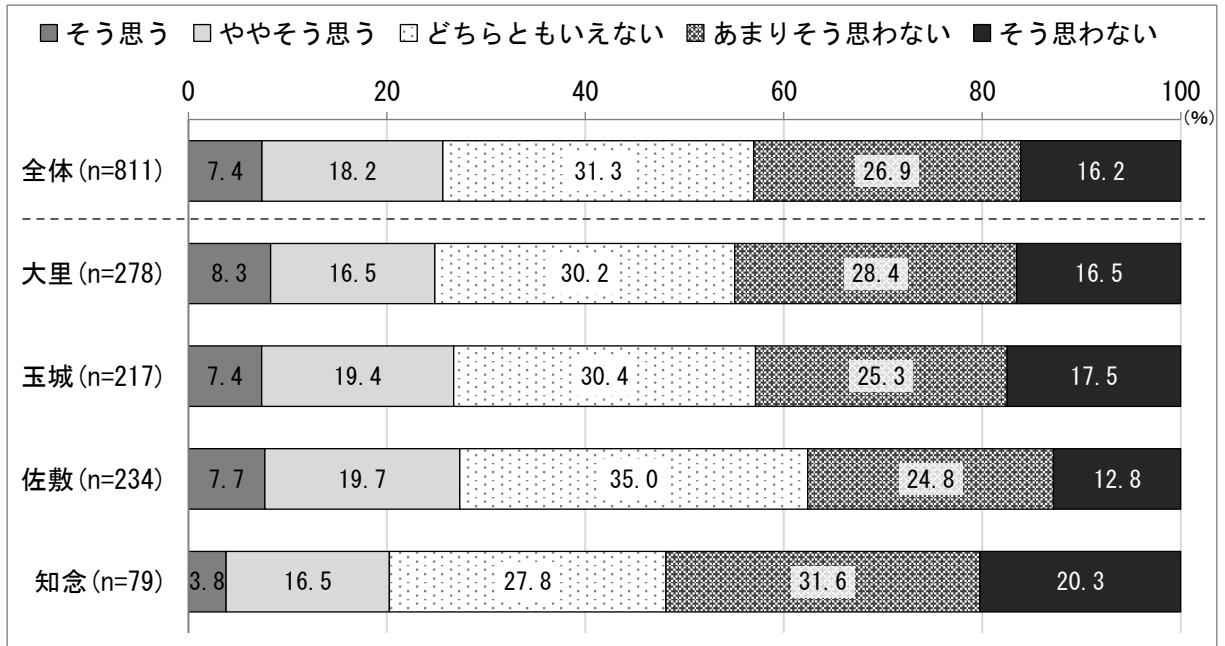
【買い物や銀行、郵便局といった日常生活の用事を済ますのに交通の便がよく不便がない】



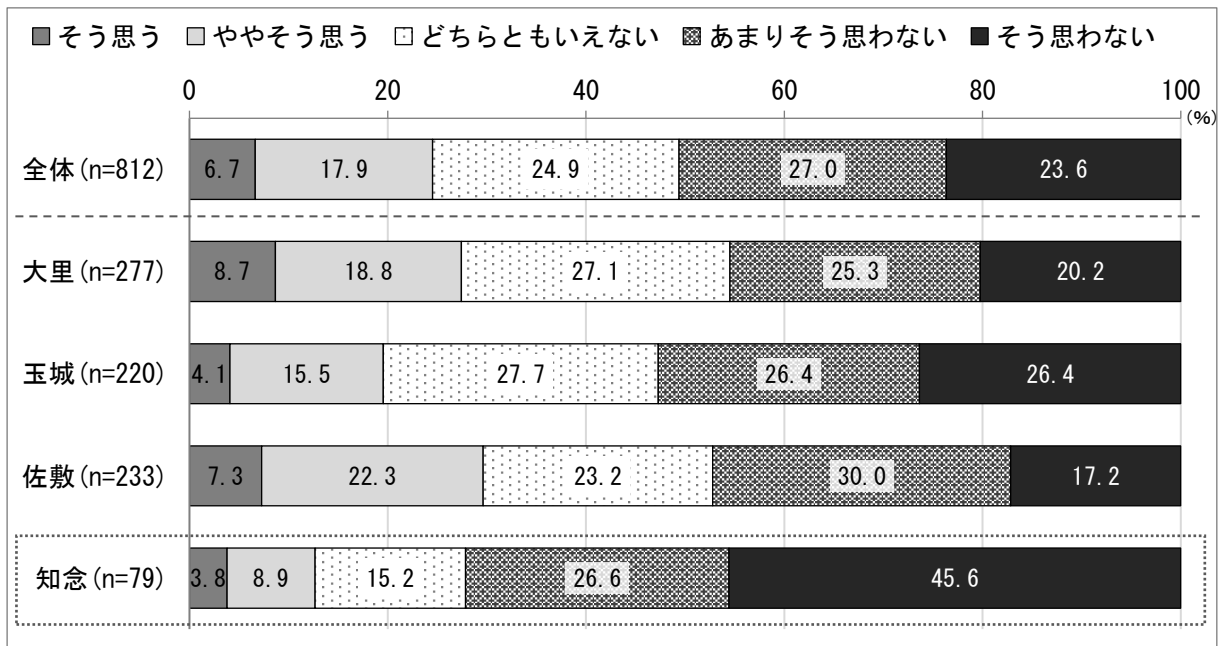
【病院や福祉施設・サービス事業所など、医療・福祉機関が整っている】



【道路や公園などの環境が整っている】



【道路環境や交通の便がよい】

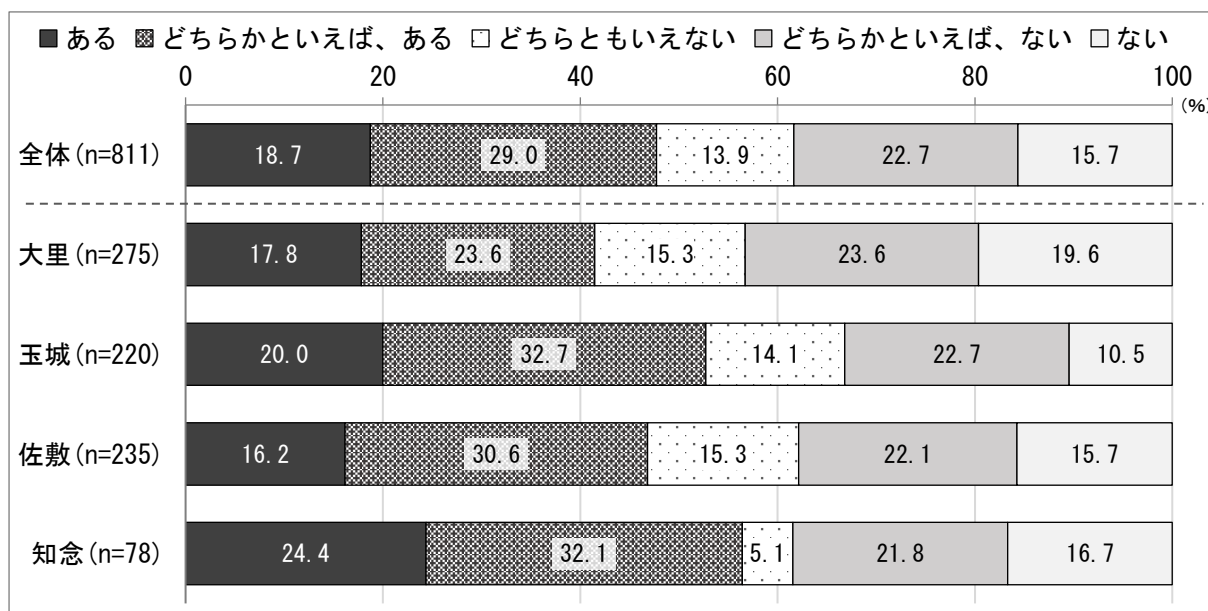


⑧ 普段の暮らしの中での困りごと・心配ごと・悩みごと

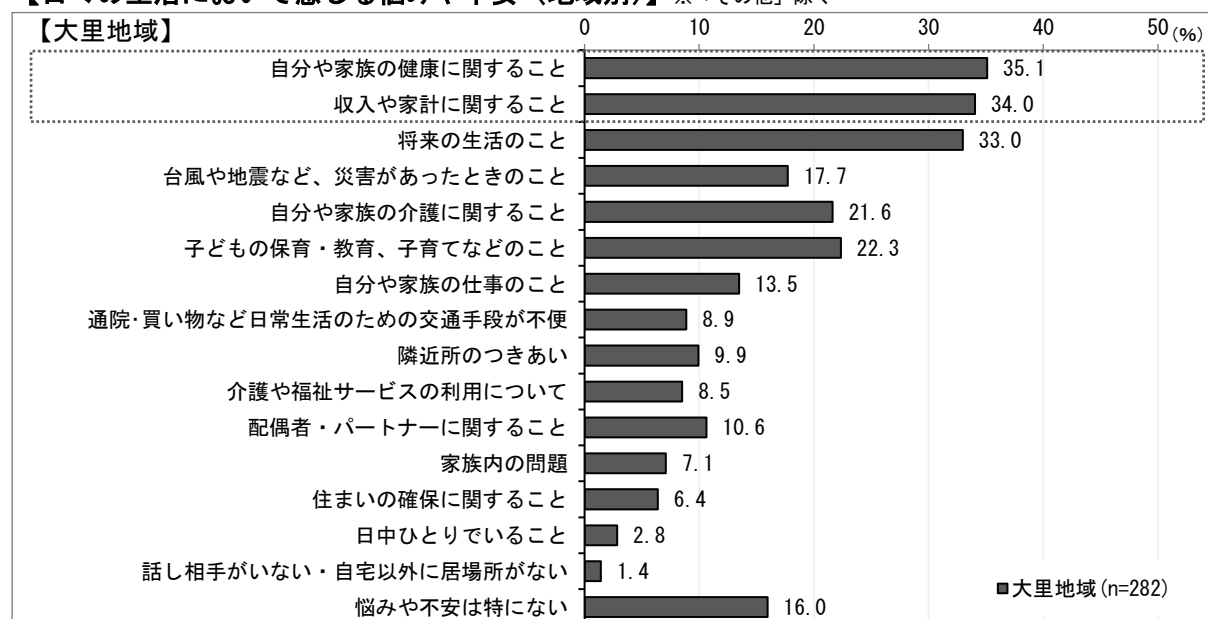
全体では『ある（ある＋どちらかといえば、ある）』が47.7%、『ない（ない＋どちらかといえば、ない）』が38.4%となっています。地域別では、知念地域で『ある』の割合が他の地域より高くなっています。

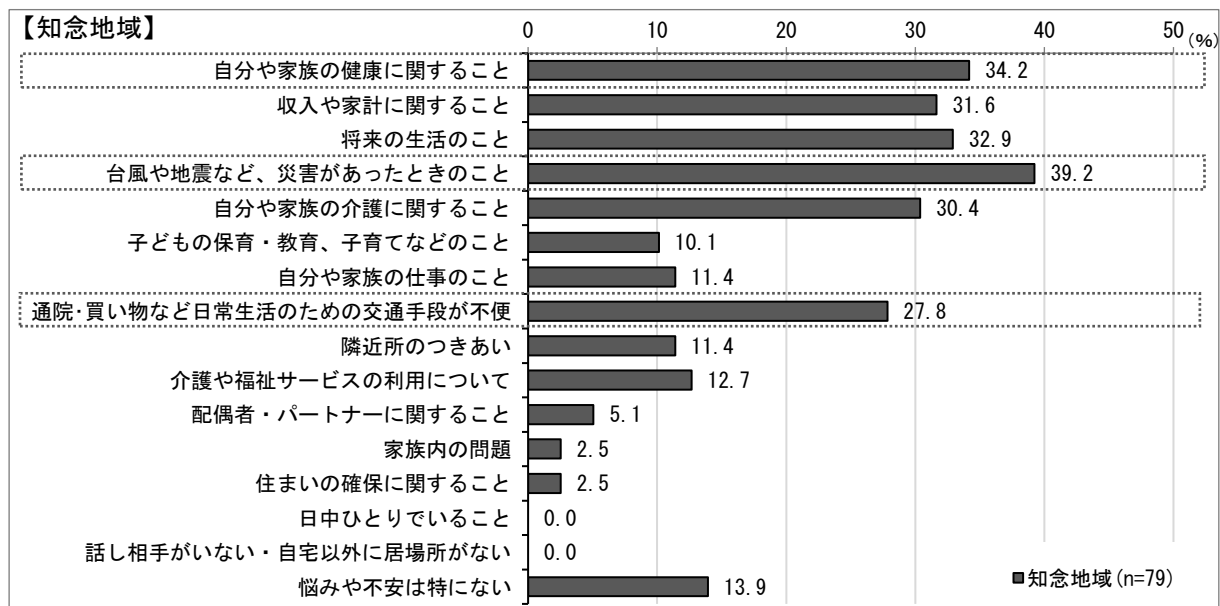
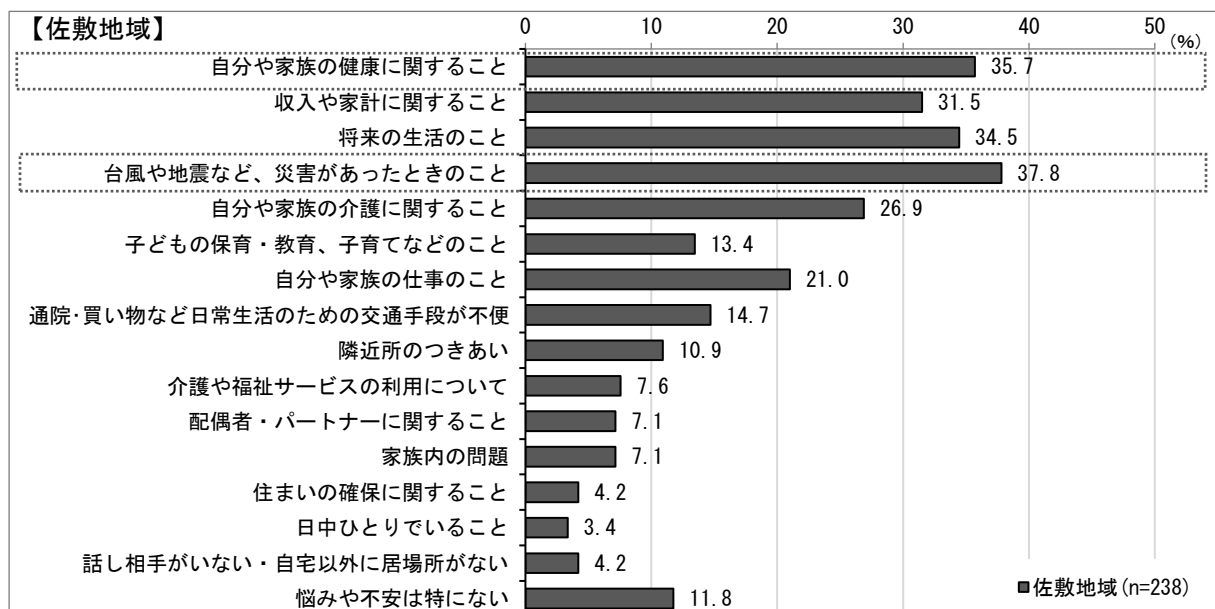
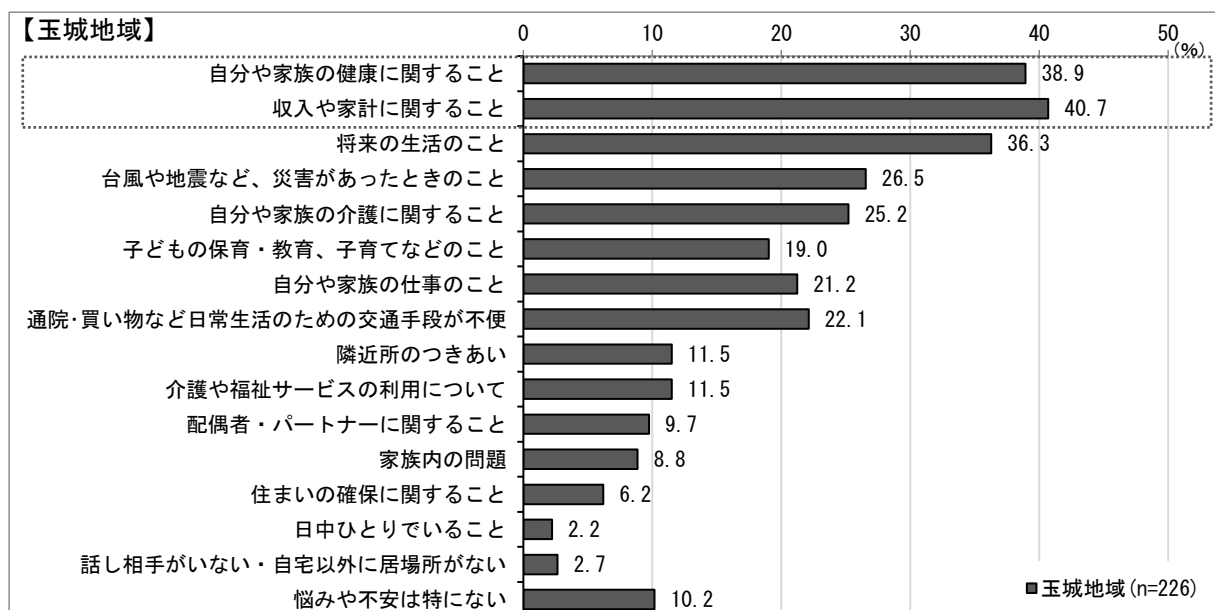
また、「日々の生活において感じる悩みや不安」では、どの地域も自分や家族の健康に関することが高い傾向にあります。知念・佐敷地域では「台風や地震など、災害があったときのこと」が最も高くなっています。また、知念地域では、「通院・買い物など日常生活のための交通手段が不便」が他の地域より高くなっています。

【普段の暮らしの中での困りごと・心配ごと・悩みごと】



【日々の生活において感じる悩みや不安（地域別）】 ※「その他」除く





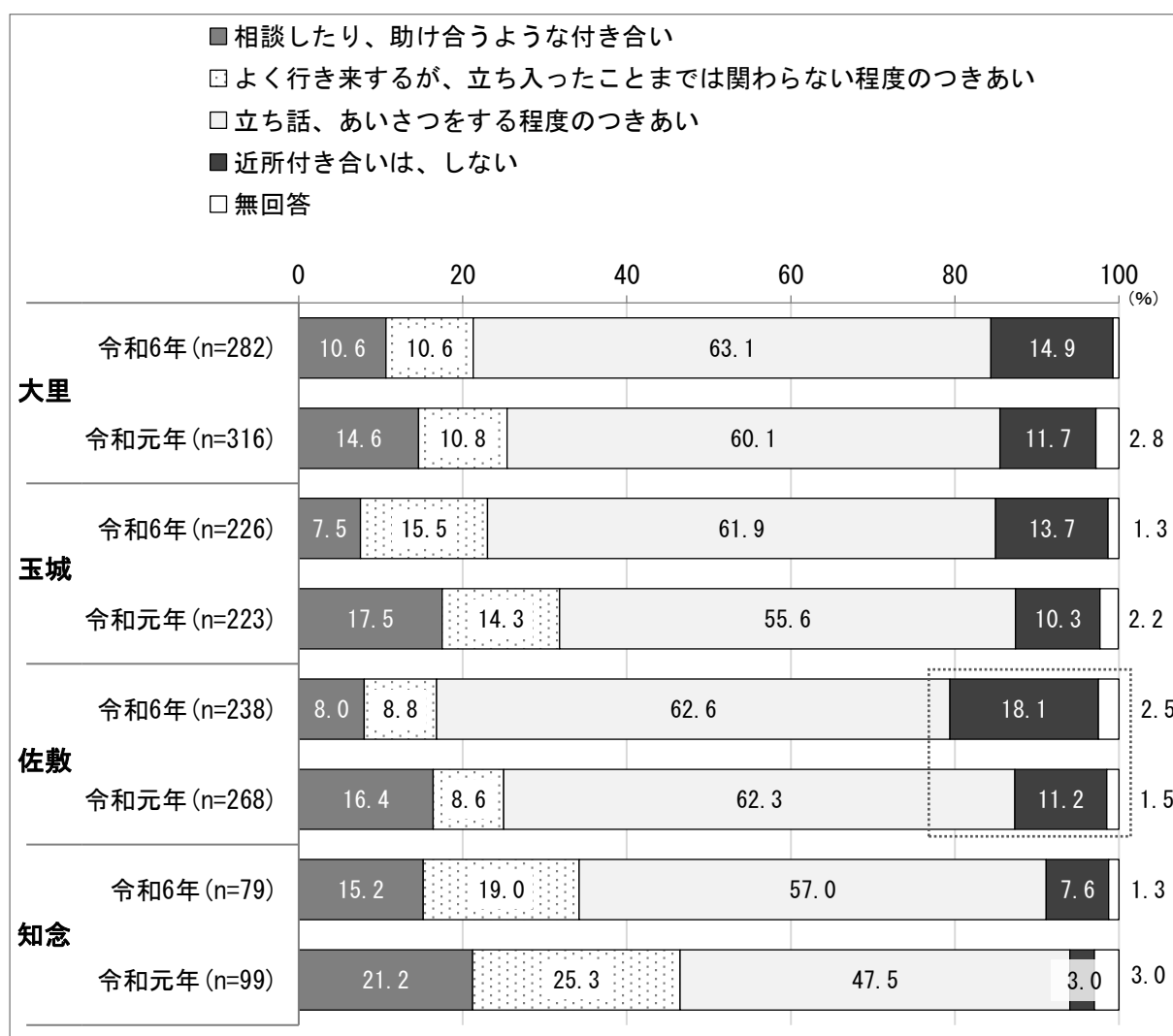
(3)「地域」との関わりや福祉施策について

①近所付き合い

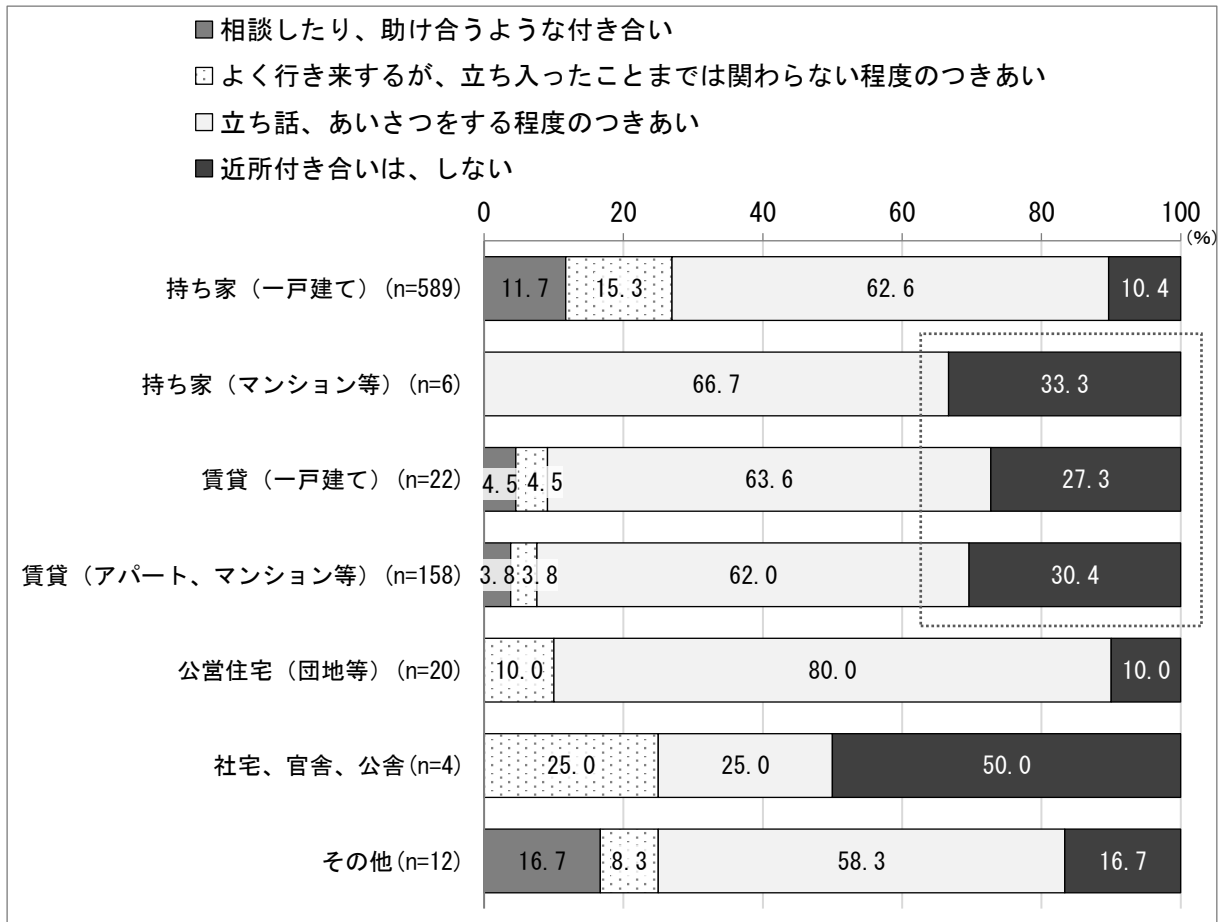
近所付き合いについて、どの地域も「立ち話、あいさつをする程度のつきあい」が最も高くなっていますが、令和元年調査と比較すると「相談したり、助け合うような付き合い」が低下しています。佐敷地域では「近所付き合いは、しない」の割合が他地域より高く、令和元年調査と比較しても大幅に上昇しています。

住居別ではアパート・マンションなどの集合住宅や賃貸一戸建ての世帯で「近所付き合いは、しない」の割合が高くなっています。

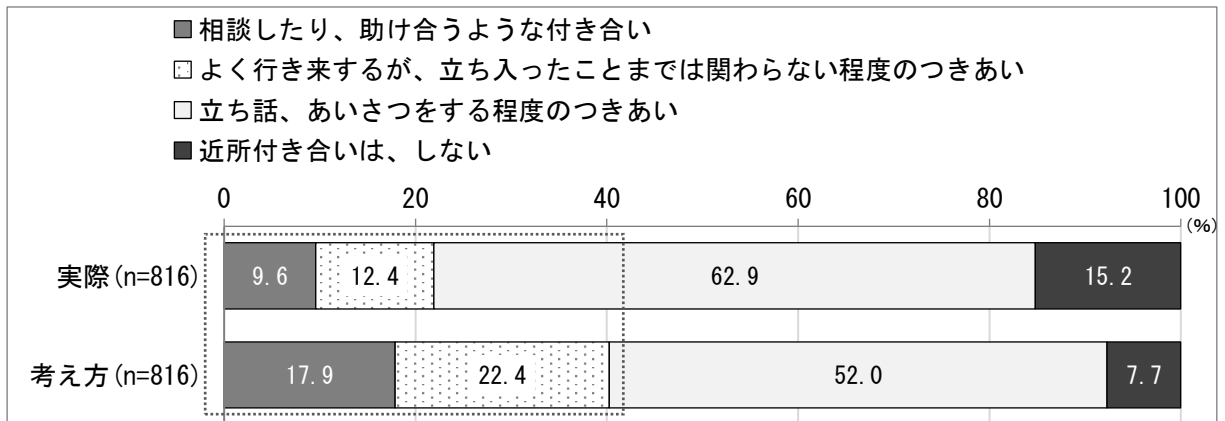
近所付き合いに対する考え方をみると、実際より深い近所付き合いが望ましいと考えていることがわかります。



【住居別比較】



【実際の付き合いと考え方の比較】

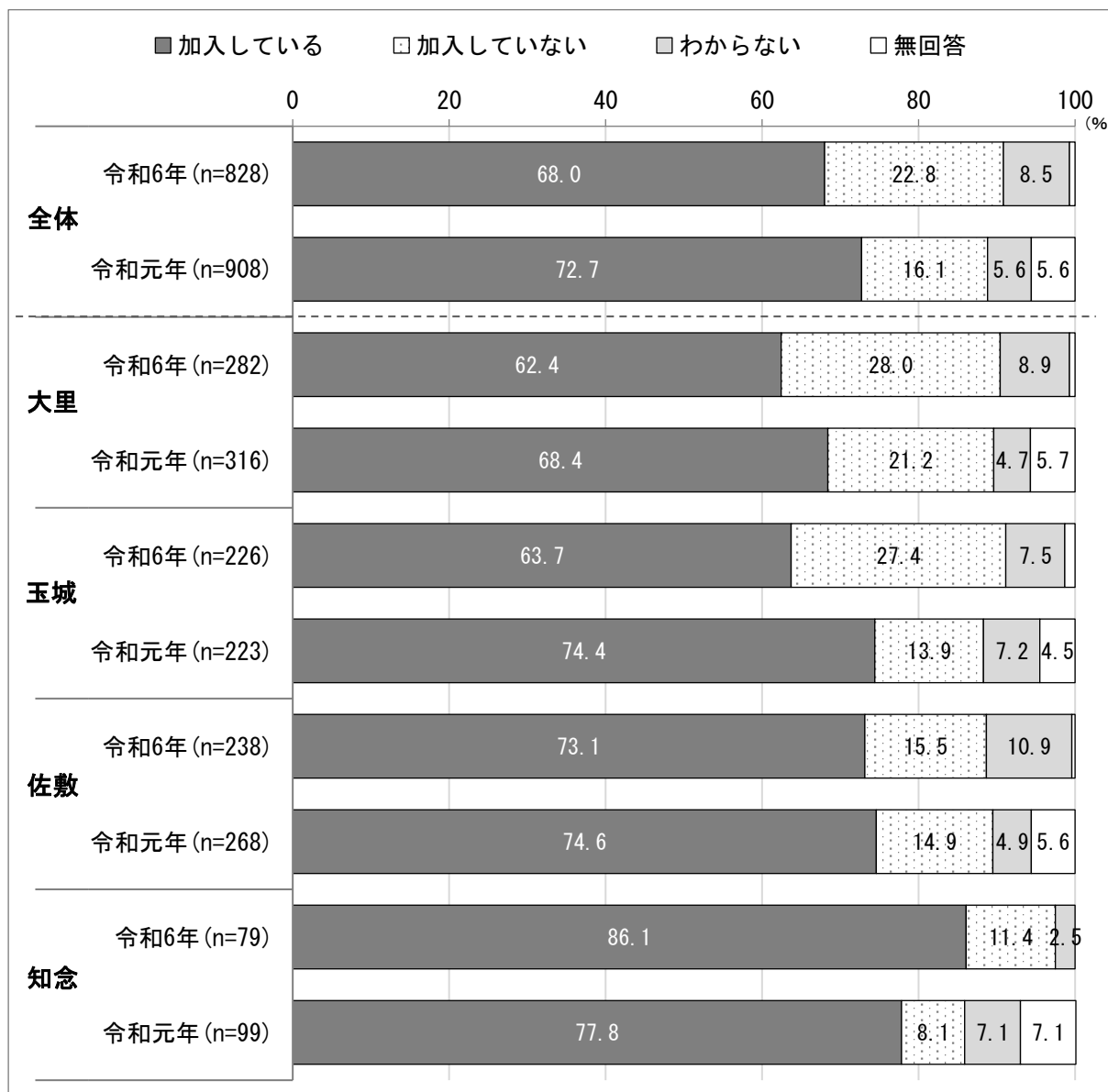


②自治会

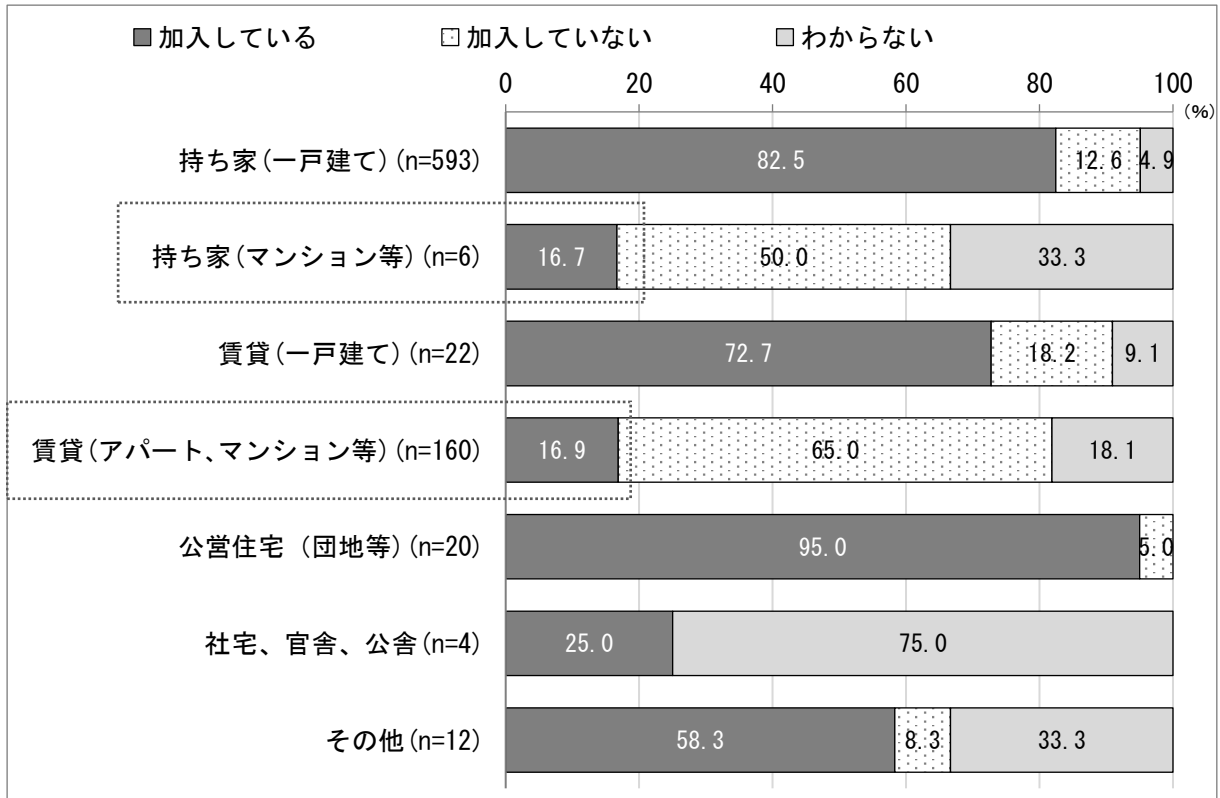
全体では、「加入している」が 68.0%となっており、令和元年の調査より低下しています。住居別にみると、アパート・マンションの世帯で加入率が低く、分譲、賃貸のいずれも約 17%程度となっています。

自治会に加入していない理由は、「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」が 38.1%と最も高く、次いで「会費などの出費がかかるから」となっています。

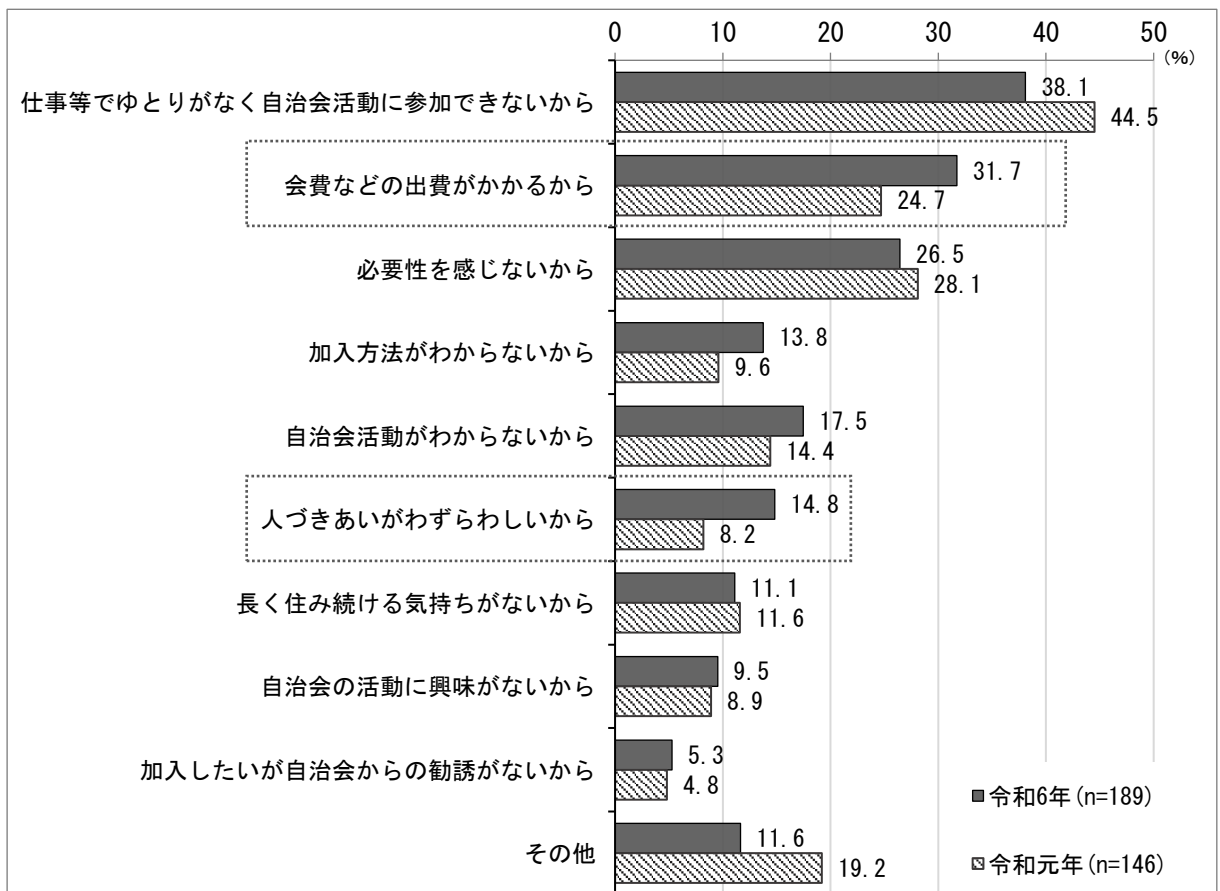
また、令和元年の調査と比較すると、「会費などの出費がかかるから」「人づきあいがわずらわしいから」が大きく上昇しています。



【住居別比較】



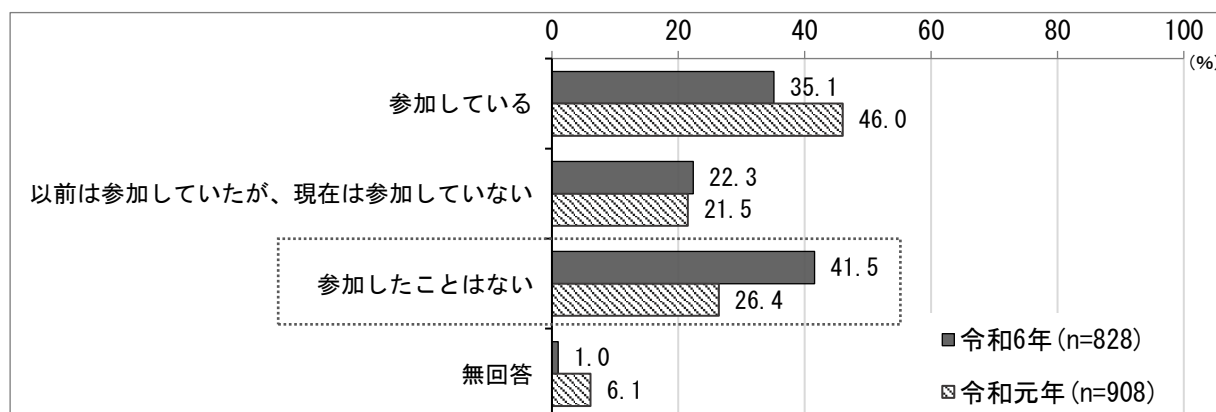
【自治会に加入していない理由】



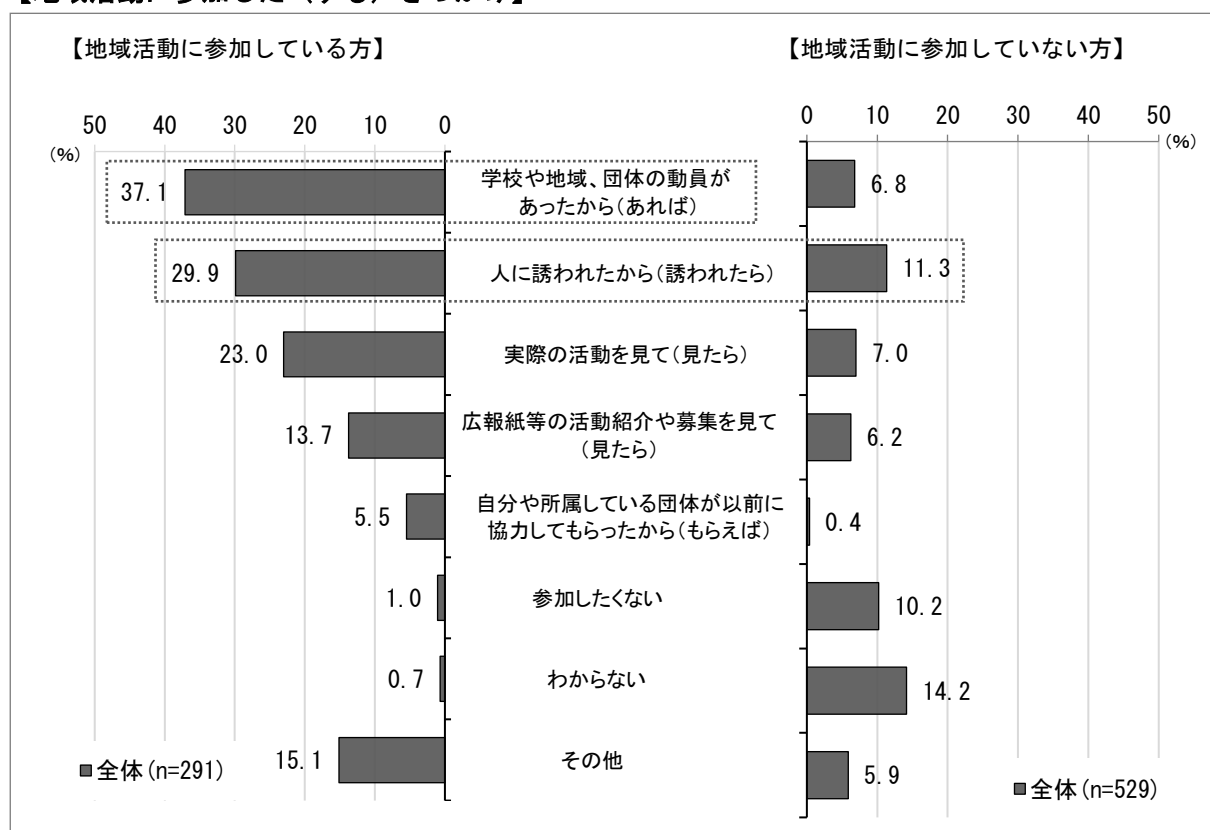
③地域活動

地域活動への参加状況は、令和元年の調査で最も高かった「参加している」が低下し、「参加したことはない」が41.5%と最も高くなっています。

地域活動に参加している方について、きっかけは「学校や地域、団体の動員があったから」が37.1%と最も高く、次いで「人に誘われたから」が29.9%となっています。一方で、地域活動に参加していない方のうち、11.3%が今後「人に誘われたら」参加したいと回答しています。



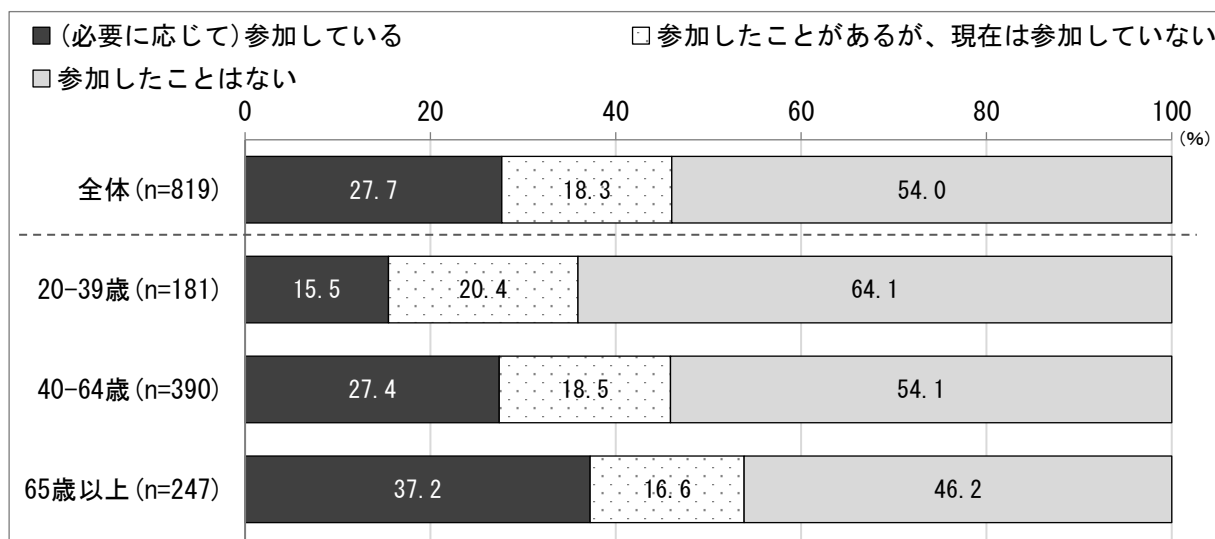
【地域活動に参加した（する）きっかけ】



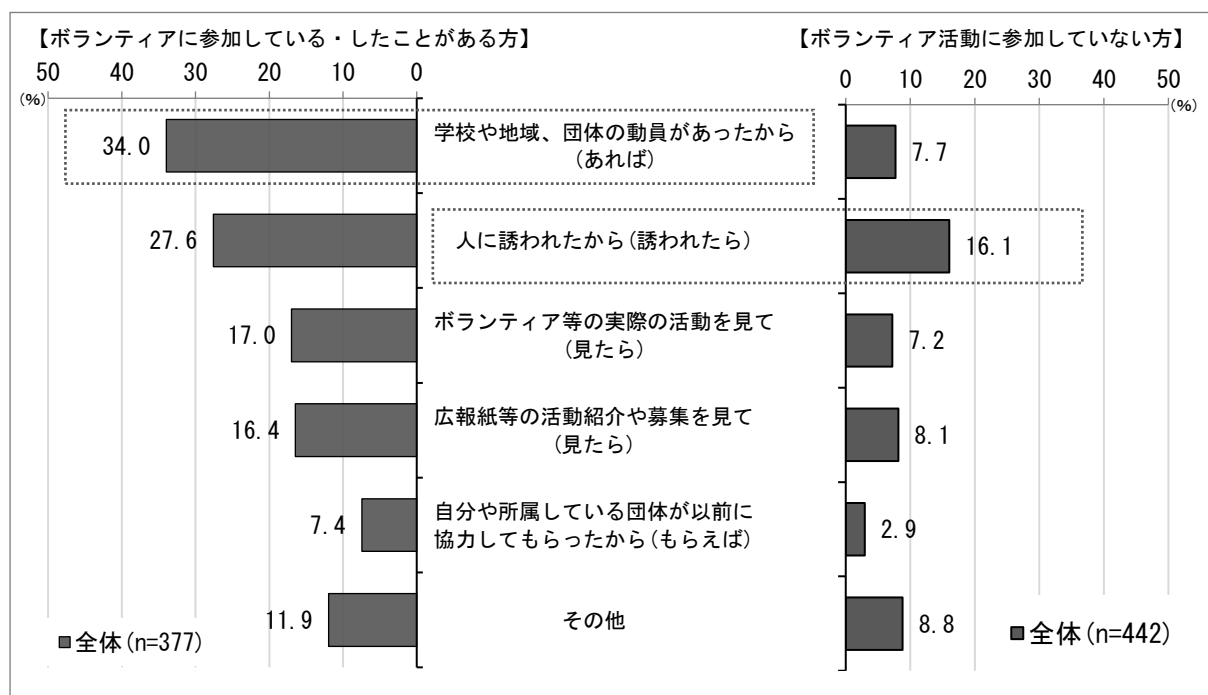
④ボランティア活動

ボランティア活動への参加について、全体では「参加したことはない」が 54.0%、「(必要に応じて)参加している」が 27.7%となっています。65 歳以上では、半数以上が『参加したことがある(参加している+参加したことがあるが、現在は参加していない)』と回答しています。

ボランティア活動に参加している・したことがある方のきっかけは、「学校や地域、団体の動員があったから」が最も高く 34.0%となっています。一方で、ボランティア活動に参加していない方のうち 16.1%が「人に誘われたら」参加したいというと回答しています。



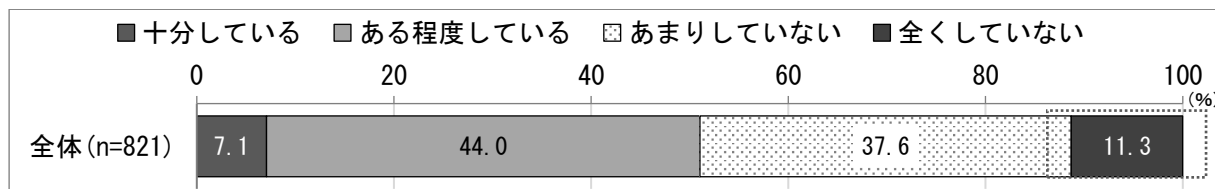
【ボランティア活動に参加した(参加する)きっかけ】



(4) 災害時の対応等について

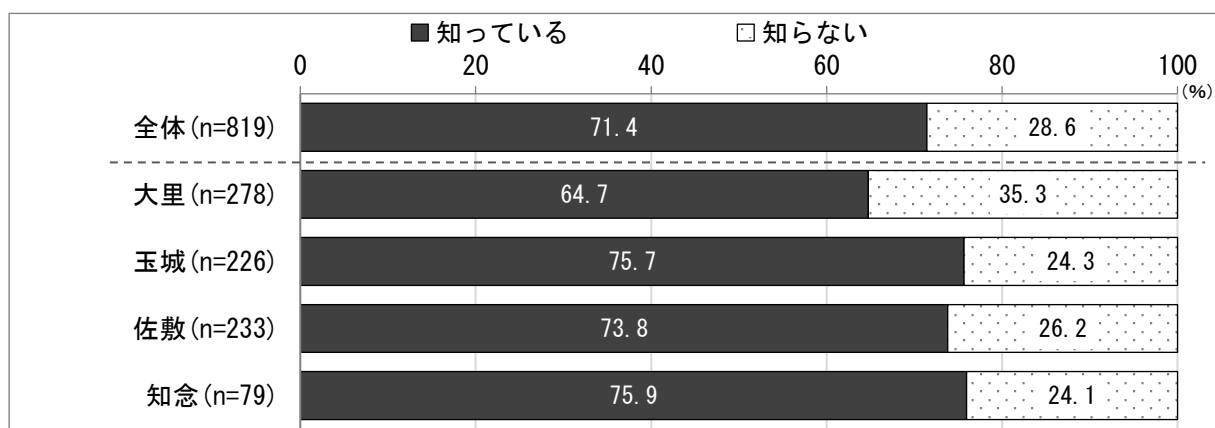
①災害に対する備え

地震や台風・大雨などの災害に対する備えを「ある程度している」が44.0%と最も高く、「十分している」を合わせると51.1%の方は災害に対する備えをしています。一方、約1割の方が「全くしていない」と回答しています。

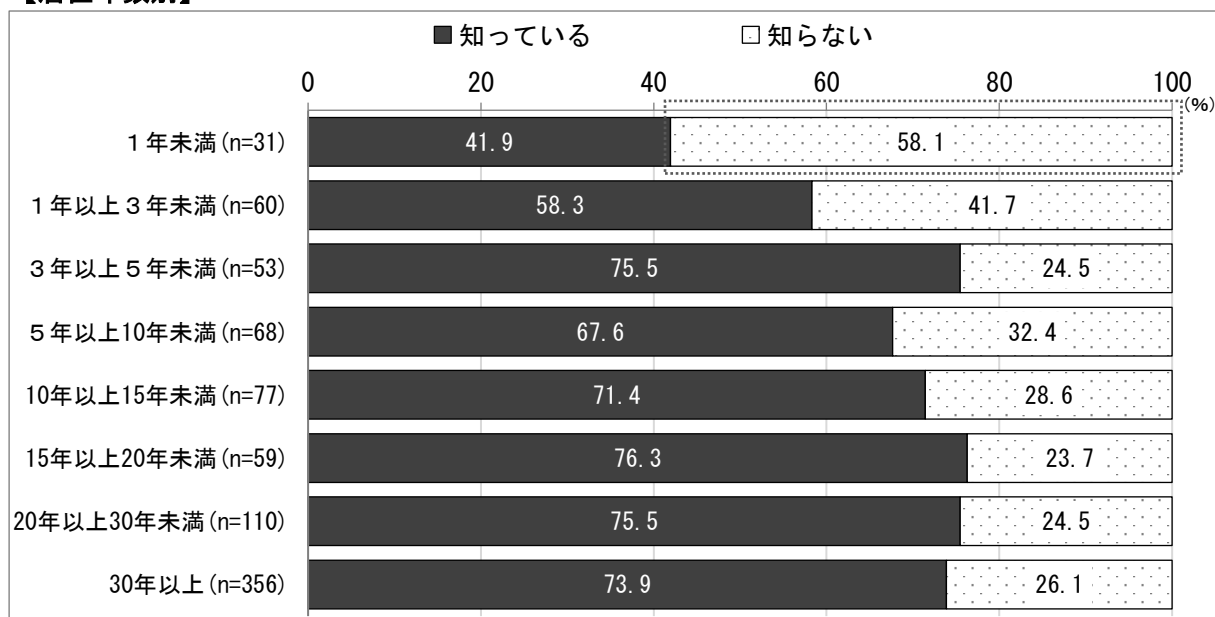


②避難場所の認知度

全体では「知っている」が71.4%、「知らない」が28.6%となっています。居住年数が1年未満では58.1%が「知らない」と回答しています。

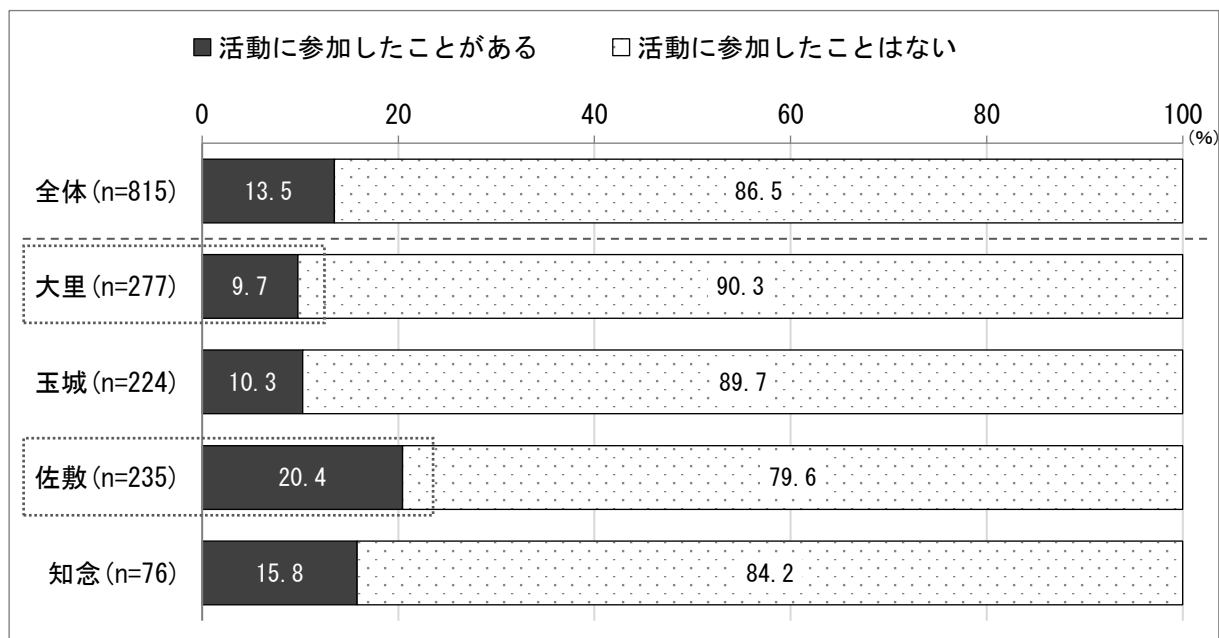


【居住年数別】



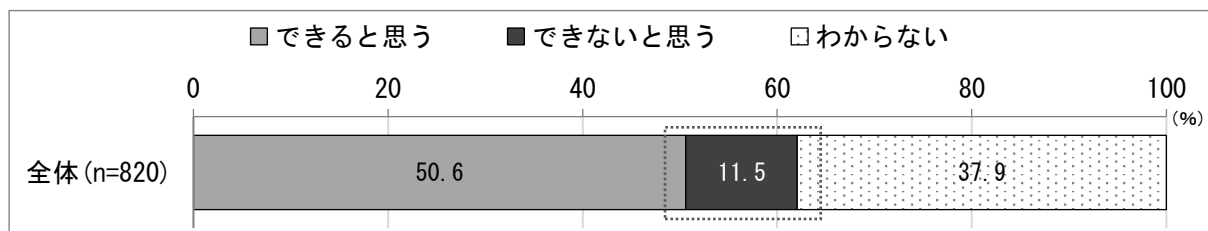
③防災訓練への参加

全体でみると、「活動に参加したことはない」は 86.5%と大半を占め、「活動に参加したことがある」は 13.5%となっています。地域別では「参加したことがある」は佐敷地域が 20.4%と最も高く、大里地域が 9.7%と最も低くなっています。



④災害時の避難

地震や台風・大雨などの災害時に避難することが「できると思う」が 50.6%と半数を占めますが、一方で 11.5%の方が「できないと思う」と回答しています。



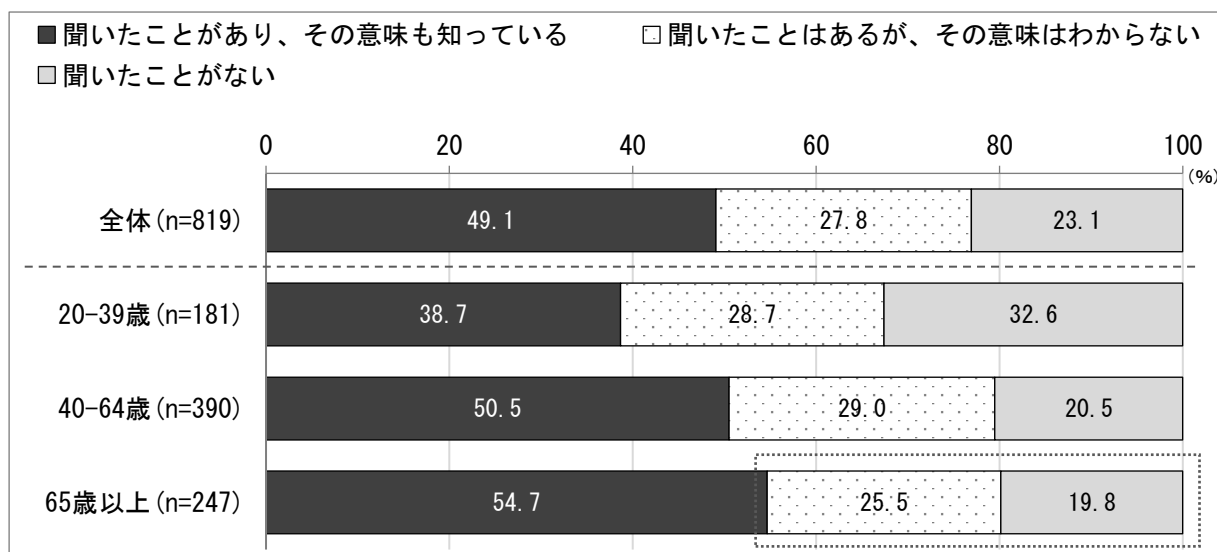
(5) 成年後見制度や再犯防止について

①成年後見制度、日常生活自立支援や金銭サポート事業等

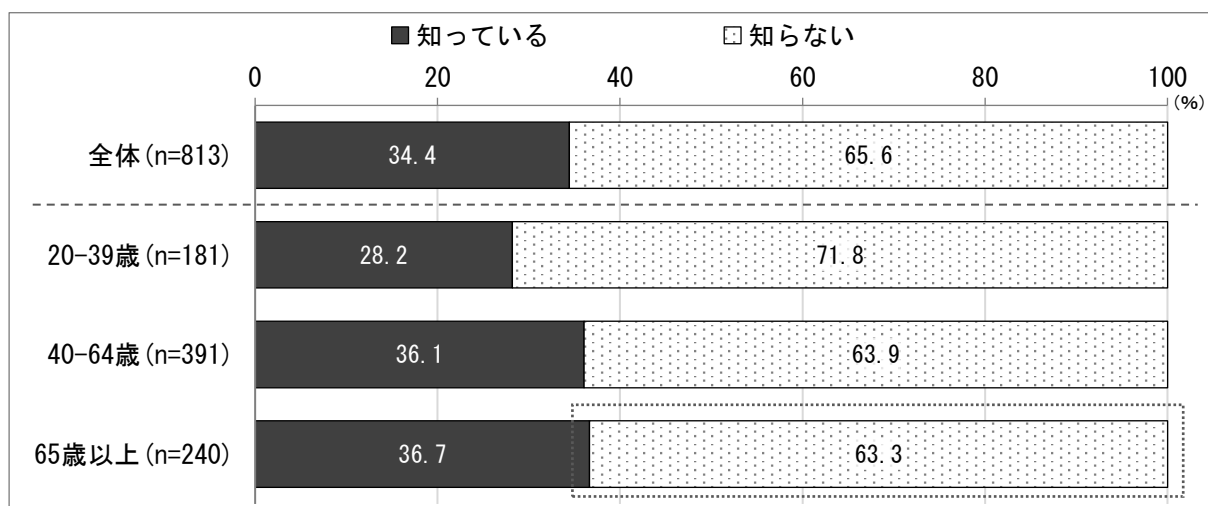
年齢が低くなるにつれて「聞いたことがない」、「知らない」が高くなっています。

65 歳以上についてみると、成年後見制度については、約5割が「聞いたことはあるが、その意味は分からない」、「聞いたことがない」と回答しています。また、日常生活自立支援や金銭サポート事業等についても、約6割が「知らない」と回答しています。

【成年後見制度】

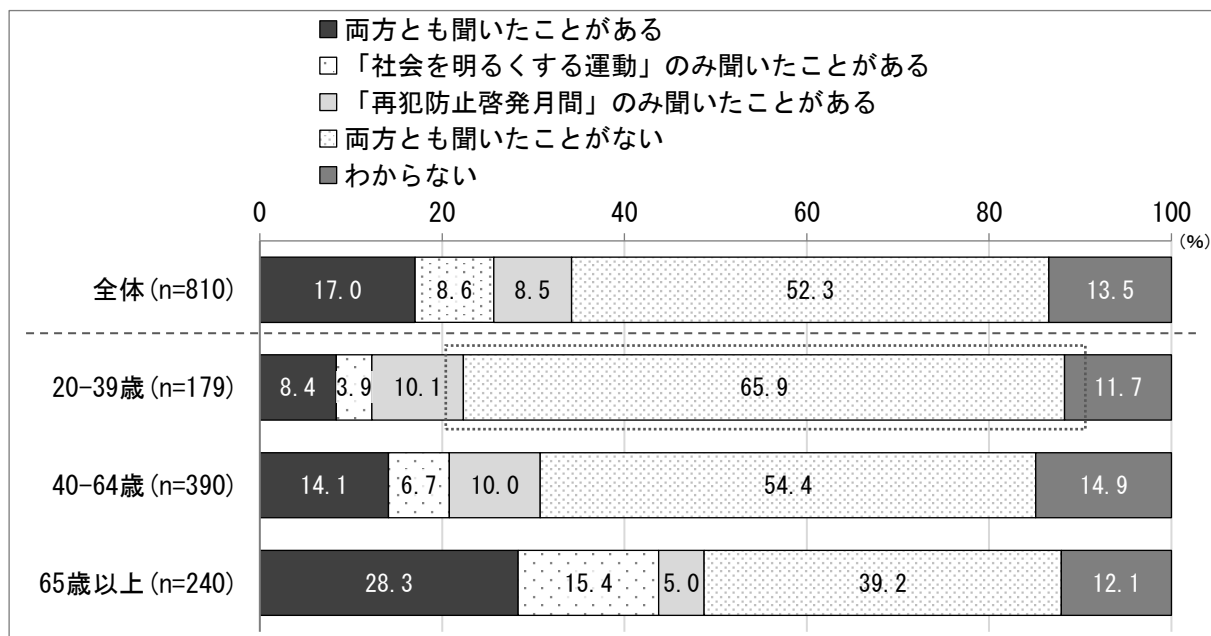


【日常生活自立支援や金銭サポート事業等】



② 「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」

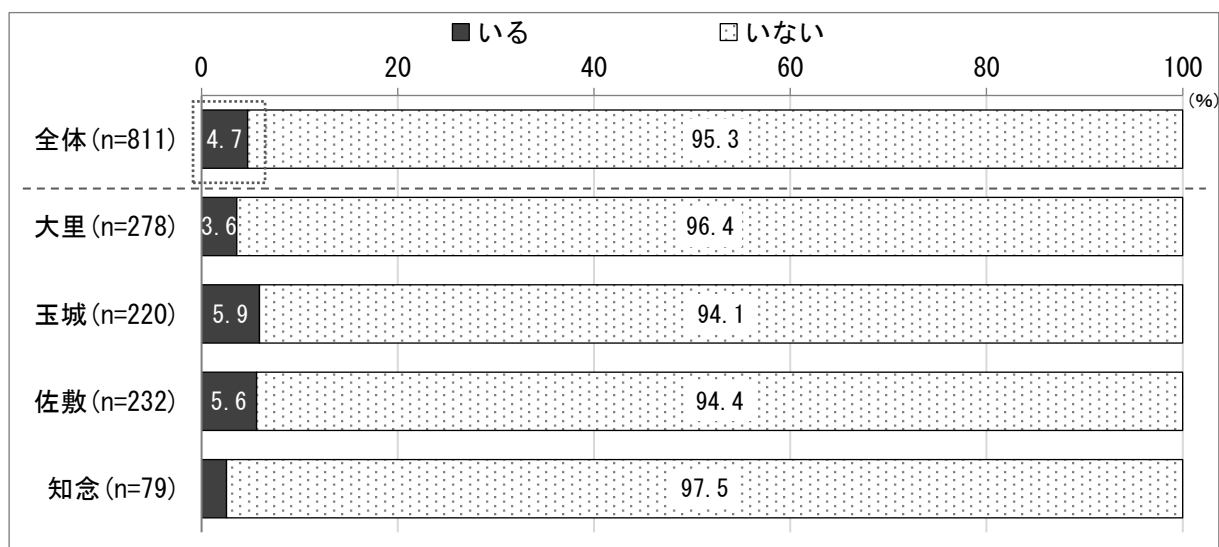
全体でみると、「両方とも聞いたことがない」が52.3%と最も高く、特に20-39歳では7割近くを占めています。また、65歳以上では「社会を明るくする運動」は他の年代に比べて認知度が高くなっていますが、「再犯防止啓発月間」は若い世代の認知度が比較的高くなっています。



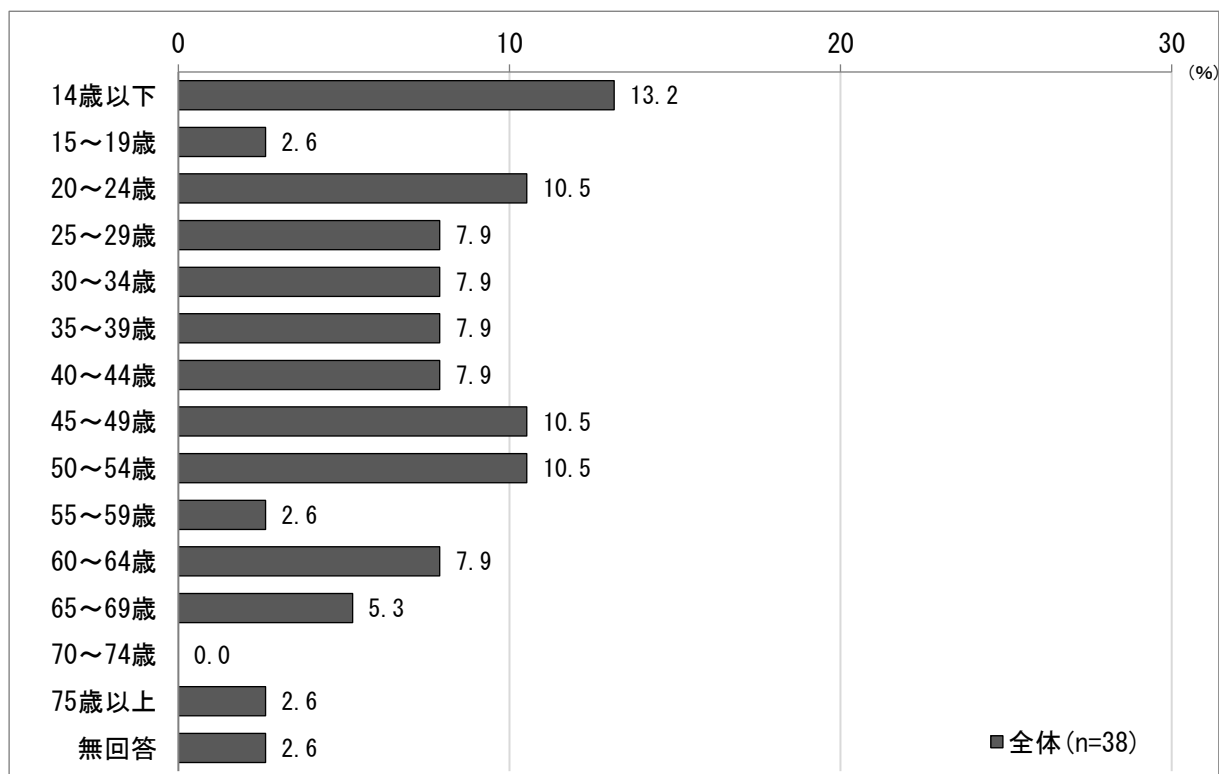
(6) ひきこもりに関すること

①引きこもり状態にある方がいる世帯の割合

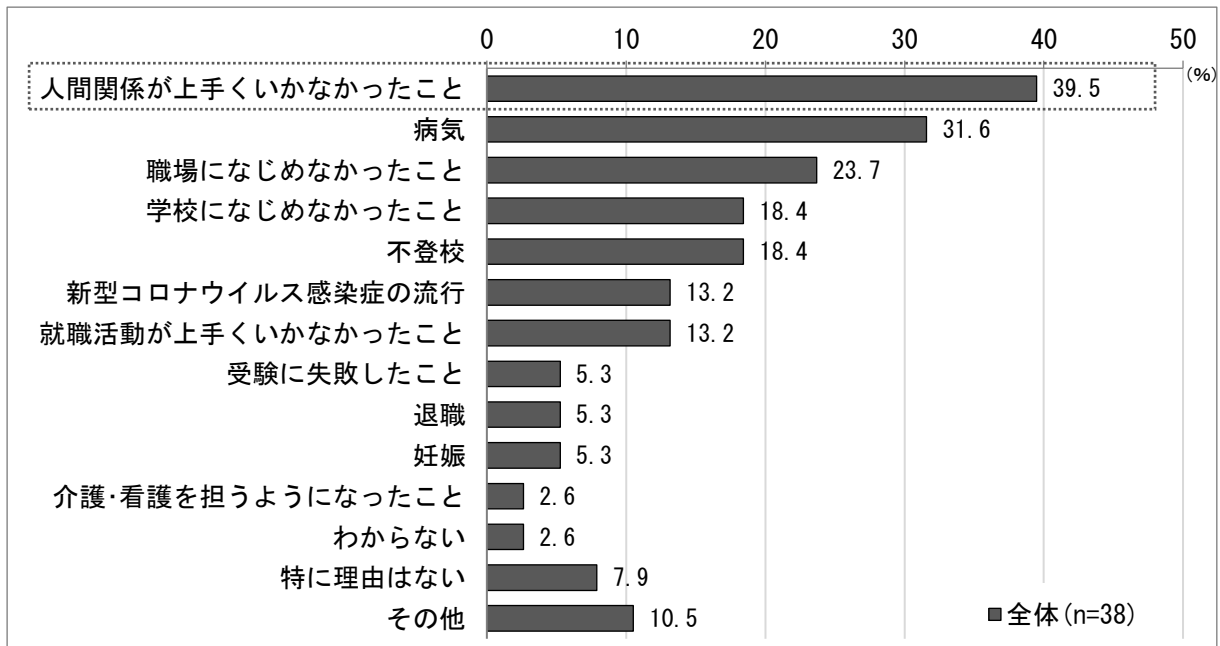
全体でみると、4.7%が世帯の中に引きこもり状態の方が「いる」と回答しています。きっかけは、「人間関係が上手くいかなかったこと」が39.5%と最も高く、次いで「病気」となっています。若年層では「学校になじめなかったこと」「不登校」が高くなっています。



【引きこもり状態にある方の年齢】



【引きこもり状態になったきっかけ】



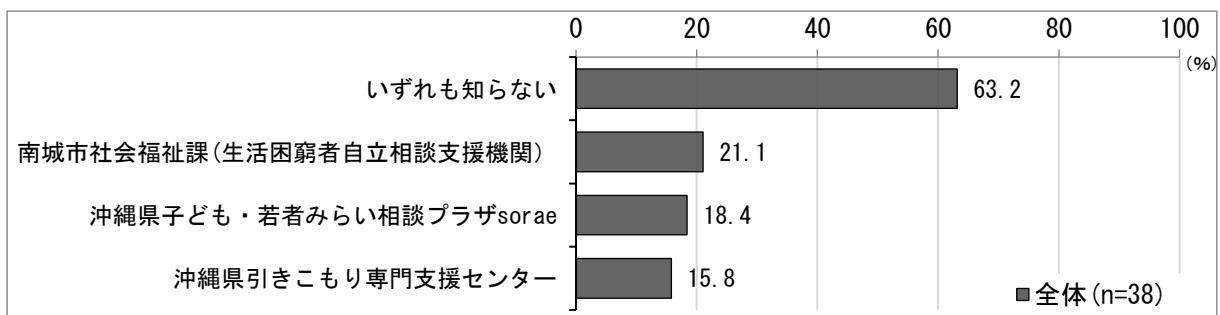
【引きこもり状態になったきっかけ（年齢別）】

(単位: %)

	～19歳(n=6)	20～39歳(n=13)	40～64歳(n=15)	65歳以上(n=3)
人間関係が上手くいかなかったこと	16.7	46.2	53.3	0.0
病気	16.7	23.1	46.7	33.3
職場になじめなかったこと	0.0	30.8	26.7	0.0
学校になじめなかったこと	83.3	7.7	6.7	0.0
不登校	66.7	23.1	0.0	0.0
新型コロナウイルス感染症の流行	16.7	7.7	13.3	33.3
就職活動が上手くいかなかったこと	0.0	15.4	20.0	0.0
受験に失敗したこと	0.0	7.7	6.7	0.0
退職	0.0	0.0	13.3	0.0
妊娠	0.0	0.0	13.3	0.0
介護・看護を担うようになったこと	0.0	0.0	6.7	0.0
わからない	0.0	7.7	0.0	0.0
特に理由はない	0.0	7.7	13.3	0.0
その他	16.7	7.7	6.7	33.3

②ひきこもりの支援機関

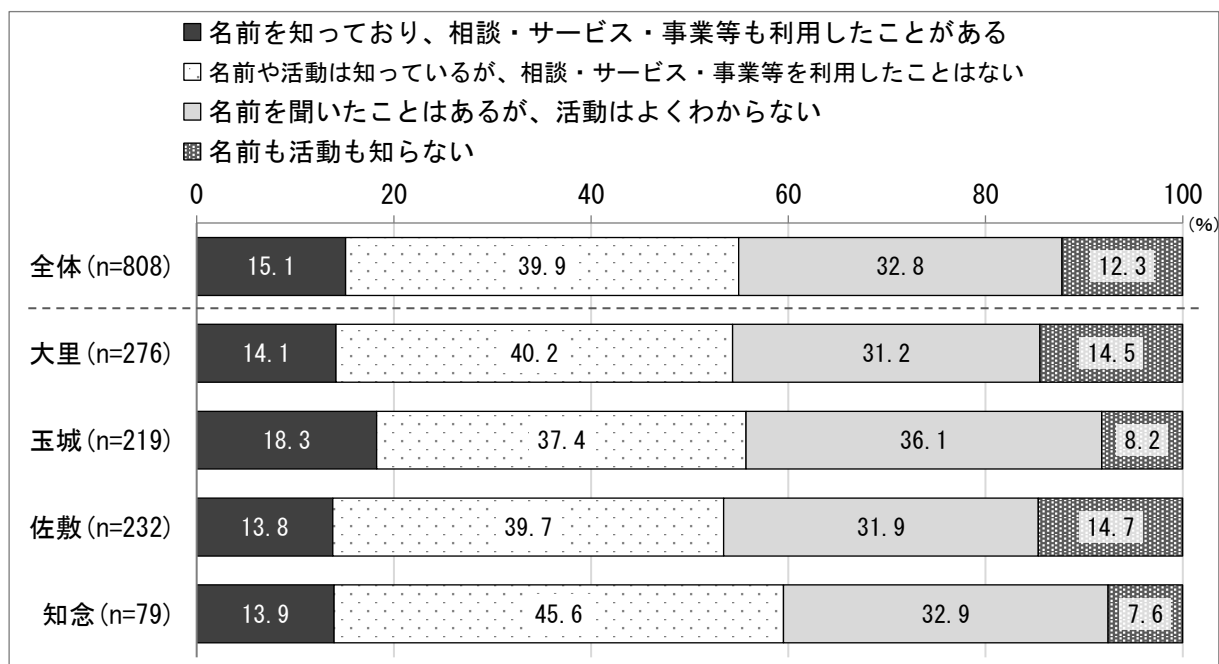
沖縄県及び南城市のひきこもり支援について、6割以上の方が「いずれも知らない」と回答しています。



(7) その他

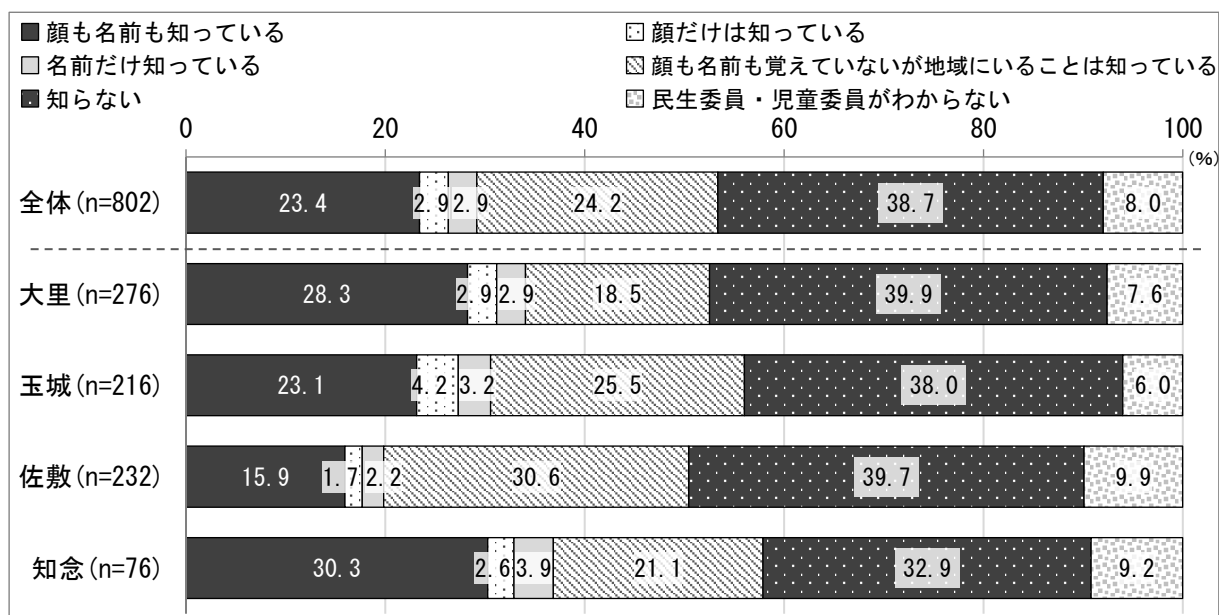
①南城市社会福祉協議会

南城市社会福祉協議会の認知度について、どの地域でも「名前や活動は知っているが、相談・サービス・事業等を利用したことはない」が最も高くなっていますが、全体の45.1%が「名前を聞いたことはあるが、活動はよくわからない」、「名前も活動も知らない」と回答しています。



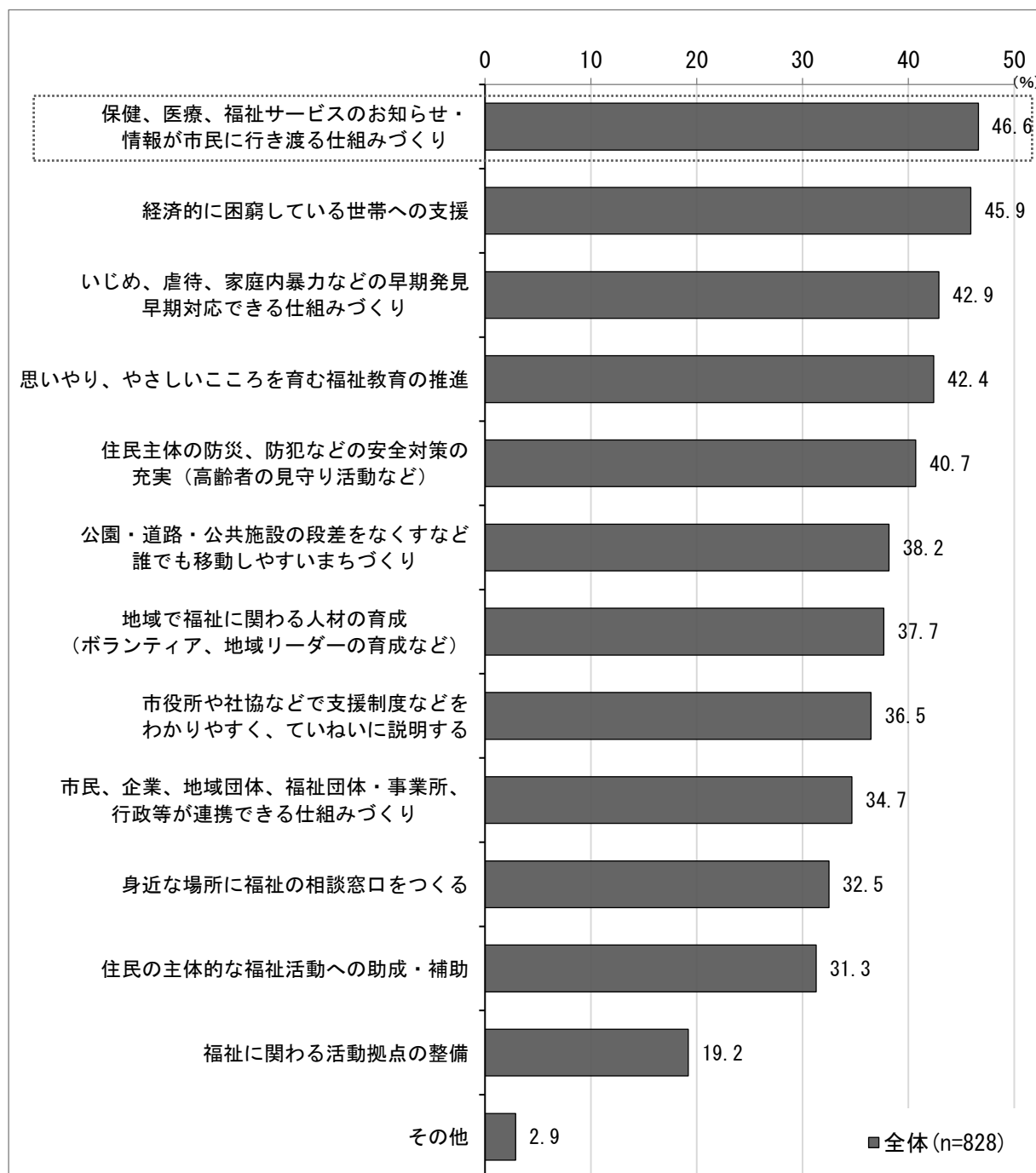
②民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の認知度について、どの地域でも「知らない」が最も高くなっていますが、「顔も名前も知っている」は知念地域では他の地域よりも高く、佐敷地域では低くなっています。



③福祉を充実させるための必要な取り組み

福祉を充実させるために必要だと思う取り組みについて、「保健、医療、福祉サービスのお知らせ・情報が市民に行き渡る仕組みづくり」が46.6%と最も高くなっています。



7 関係団体調査からみえる現状

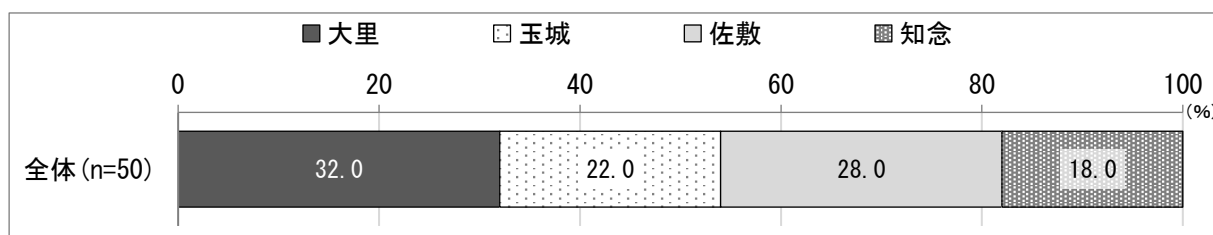
(1) 調査概要

地域福祉の関係団体に対し、活動内容・活動状況、地域福祉推進に関する課題・意見等について把握整理し、次期計画策定のための基礎資料とするため、調査を実施しました。

実施内容	
区 分	内 容
調査対象者	自治会、民生委員・児童委員、保護司、福祉関係団体
調査方法	配布・回収：郵送／直接／メール
調査時期	令和6年9月10日～10月7日まで
回収状況	自治会 配布数 70 件、有効回収数 50 件 (71.4%) 民生委員・児童委員 配布数 74 件、有効回収数 54 件 (73.0%) 保護司 配布数 19 件、有効回収数 14 件 (73.7%) 福祉関係団体 配布数 38 件、有効回収数 20 件 (52.6%)

(2) 自治会

①自治会の地域



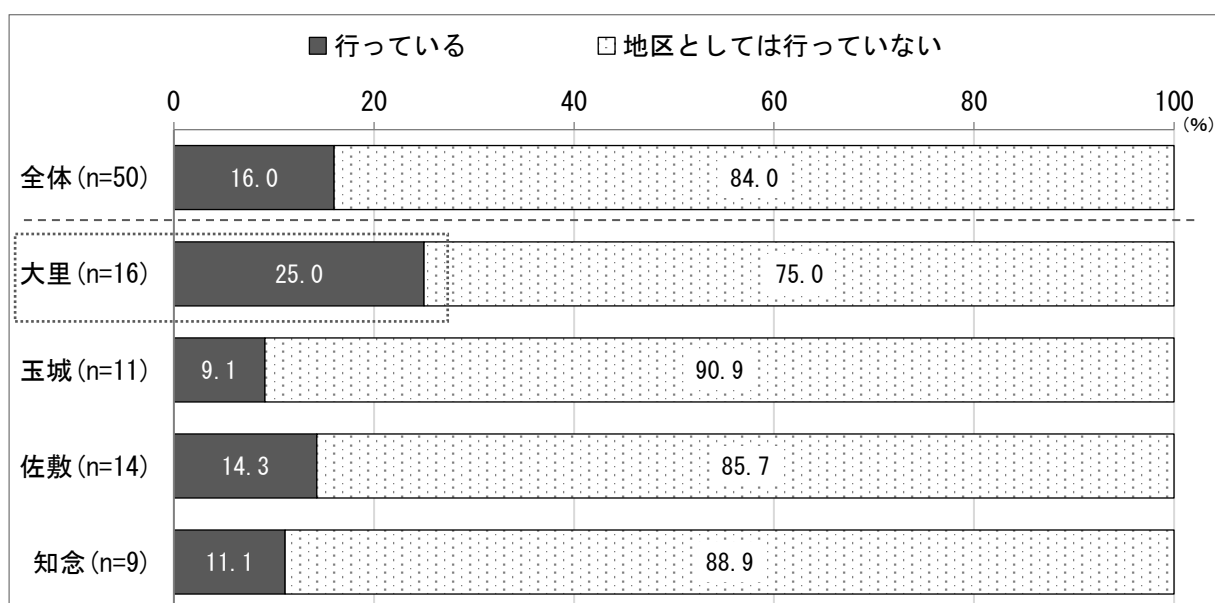
②助け合いや見守り活動について

高齢者や障がい者等で買い物やゴミ出しが難しいなど日常生活等で困っている住民に対する助け合い活動を「行っている」が全体の 16.0%となっており、地域別では大里地域が他の地域より高くなっています。

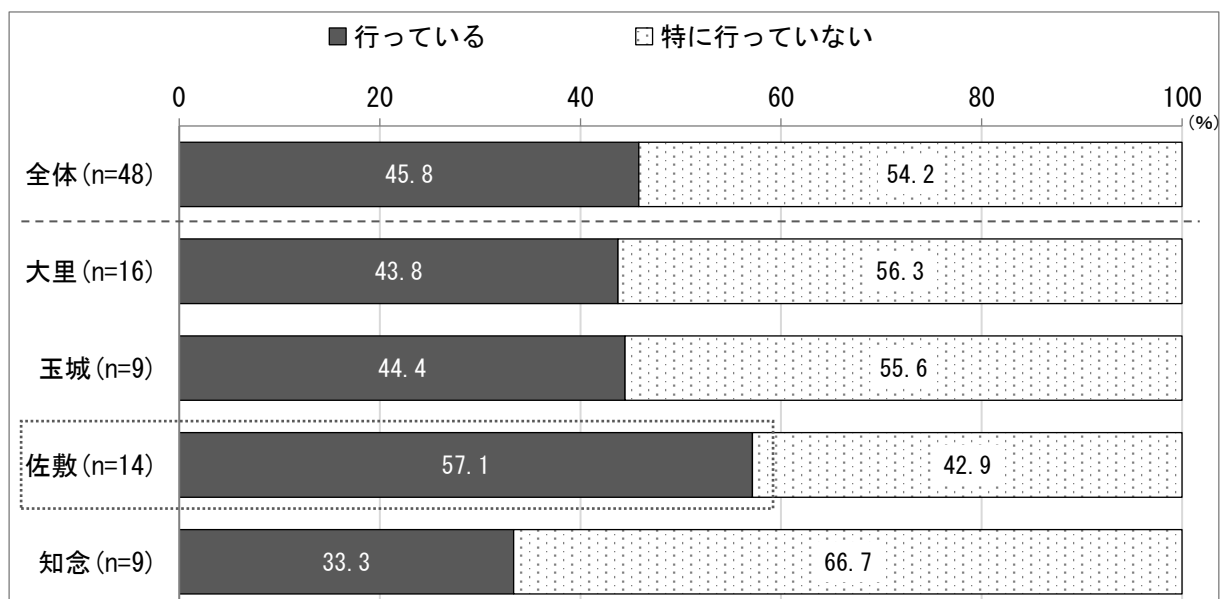
子どもの登下校時などの見守り活動や高齢者単独世帯等への声掛け活動などの見守り活動については、「行っている」が全体の 45.8%となっており、佐敷地域が他の地域より高くなっています。

自治会長の活動をしている中で困っていることは、「リーダー育成が難しい」が 56.9%と最も高く、次いで「地区の付き合いが薄くなっている」、「地区役員のメンバーが高齢化してきている」となっており、人材に関する項目が上位を占めています。

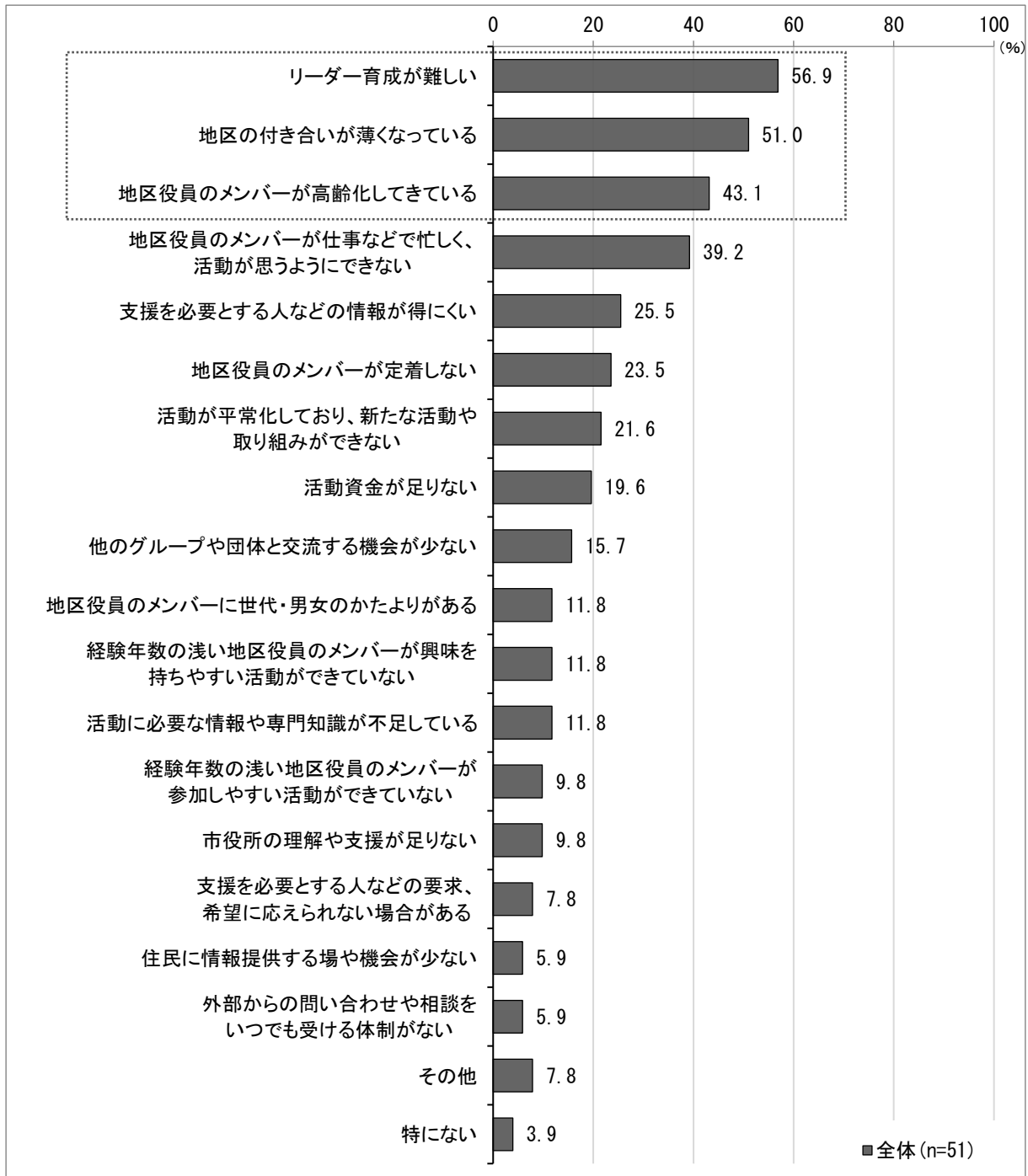
【高齢者や障がい者等で買い物やゴミ出しが難しいなど、日常生活等で困っている住民に対する助け合い活動】



【子どもの登下校時などの見守り活動や高齢者単独世帯等への声掛け活動などの見守り活動】



【自治会長の活動をしている中で困っていること】

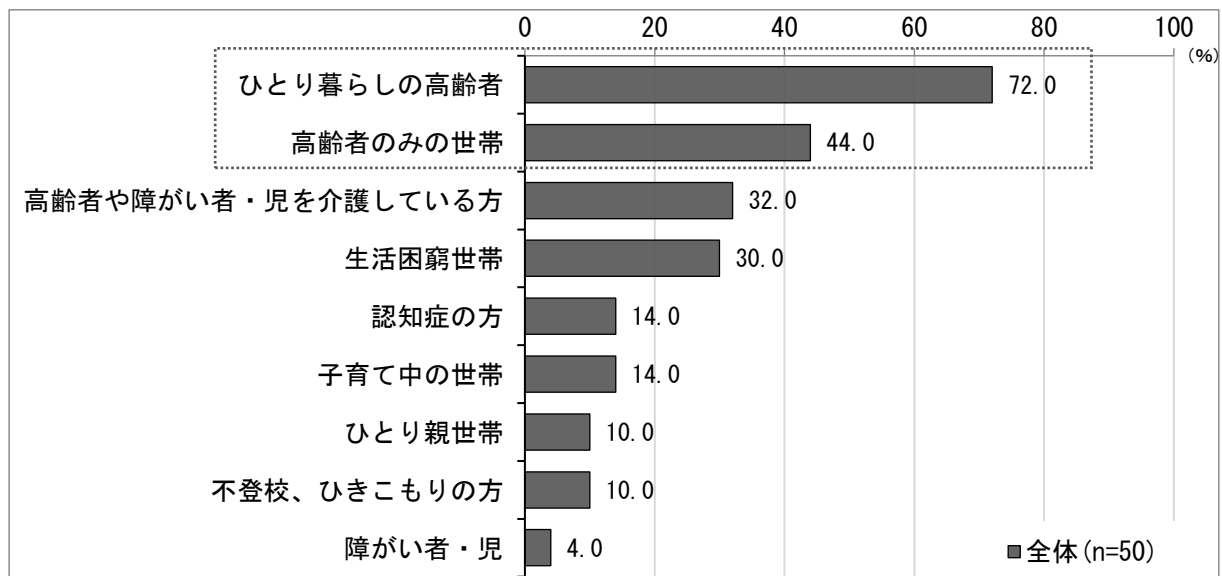


③自治会の防災体制について必要なことや地域の問題点

- ・市からの自主防災組織への非常食や食料品備蓄等の支援及び助成金
- ・自主防災組織の立ち上げと設立後の活動
- ・避難訓練が未実施
- ・大雨時の冠水時の被害
- ・住民の防災に対する危機意識の低さ
- ・高齢者世帯の避難等を手助けする人員不足
- ・身体障がい者、高齢者等避難弱者への避難の介助体制
- ・避難時要支援者の把握不足
- ・要支援世帯等の支援対策を区全体で行う体制づくり
- ・世帯数減少により防災体制の整備ができない
- ・災害時には避難への放送があり、実際の避難まで確認出来ない
- ・避難場所へ備蓄倉庫が必要
- ・危険個所や避難所の周知不足
- ・台風の場合、公民館の耐久性・強度が不安

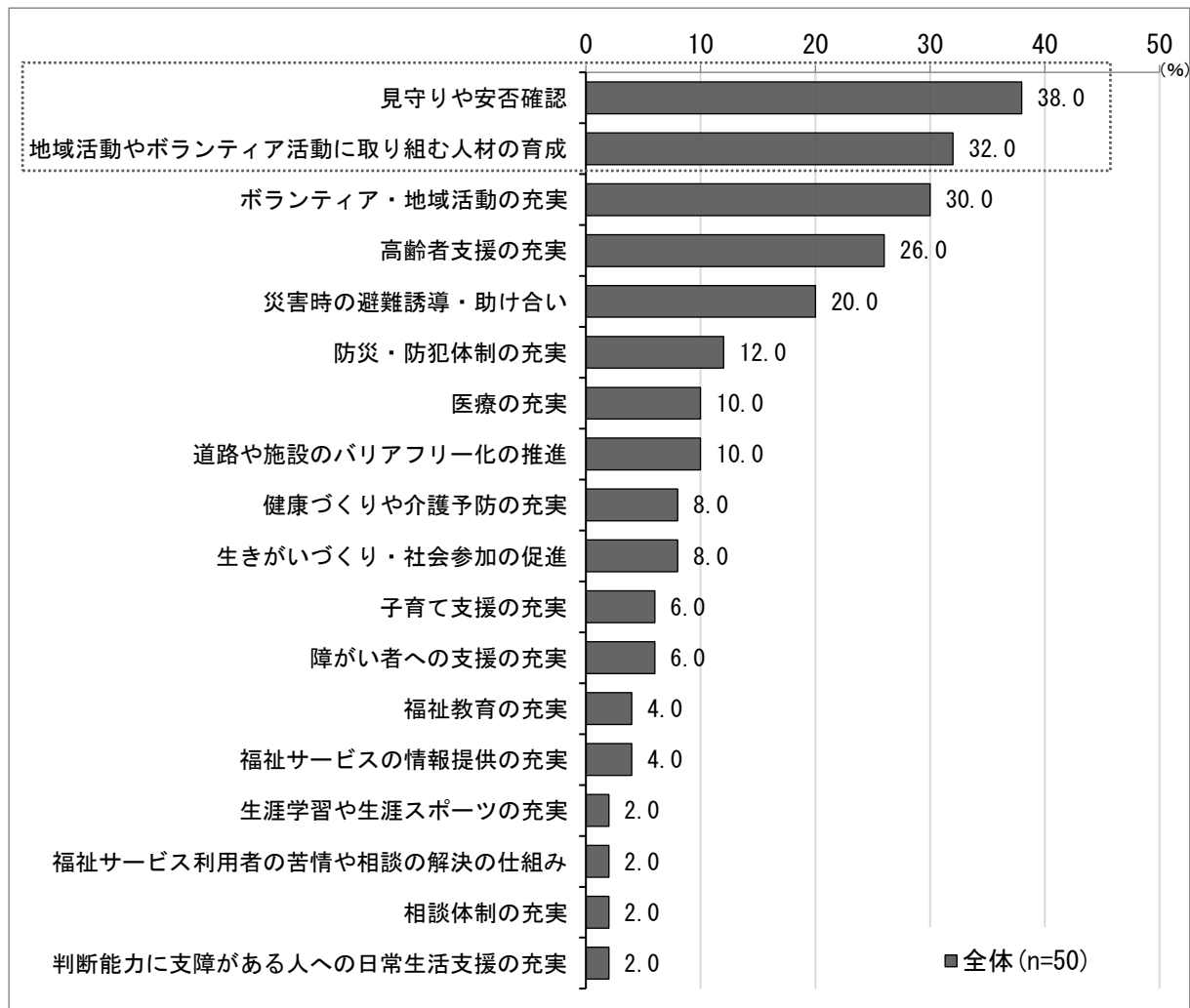
④支援が必要と思われる方

「ひとり暮らしの高齢者」が最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」となっています。



⑤誰もが安心して暮らしていくために重要なこと

「見守りや安否確認」が最も高く、次いで「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」となっています。

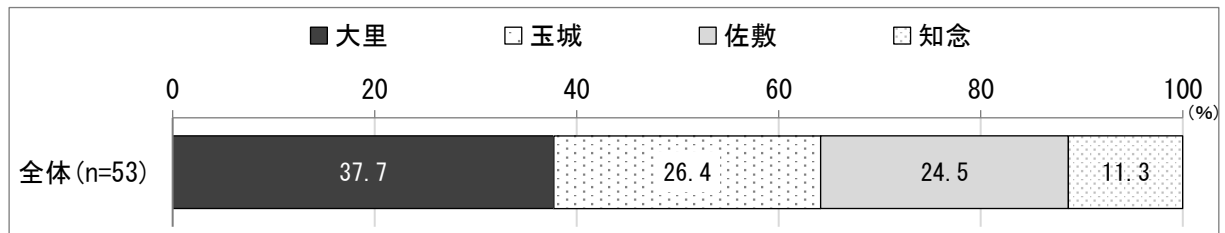


⑥福祉のまちづくり推進のために解決したいこと、必要なこと、市への要望

- ・ 見守りや高齢者への買い物支援、ミニデイサービス等の送迎等
- ・ 日常における市や社協の支援体制充実と強化
- ・ 自治会、社協、民生委員、包括支援センター等の情報共有と問題解決に取り組む体制づくり
- ・ 情報共有（個人情報秘守により市から情報が入らず、地域からも情報が入りにくい）
- ・ 人材育成、支援者育成、活動資金の援助
- ・ 制度の簡素化（介護の認定など）
- ・ 地域の問題解決（屋外活動のための利用施設の草刈り、路上駐車など）
- ・ 区長業務の検討（見守りや安否確認等）

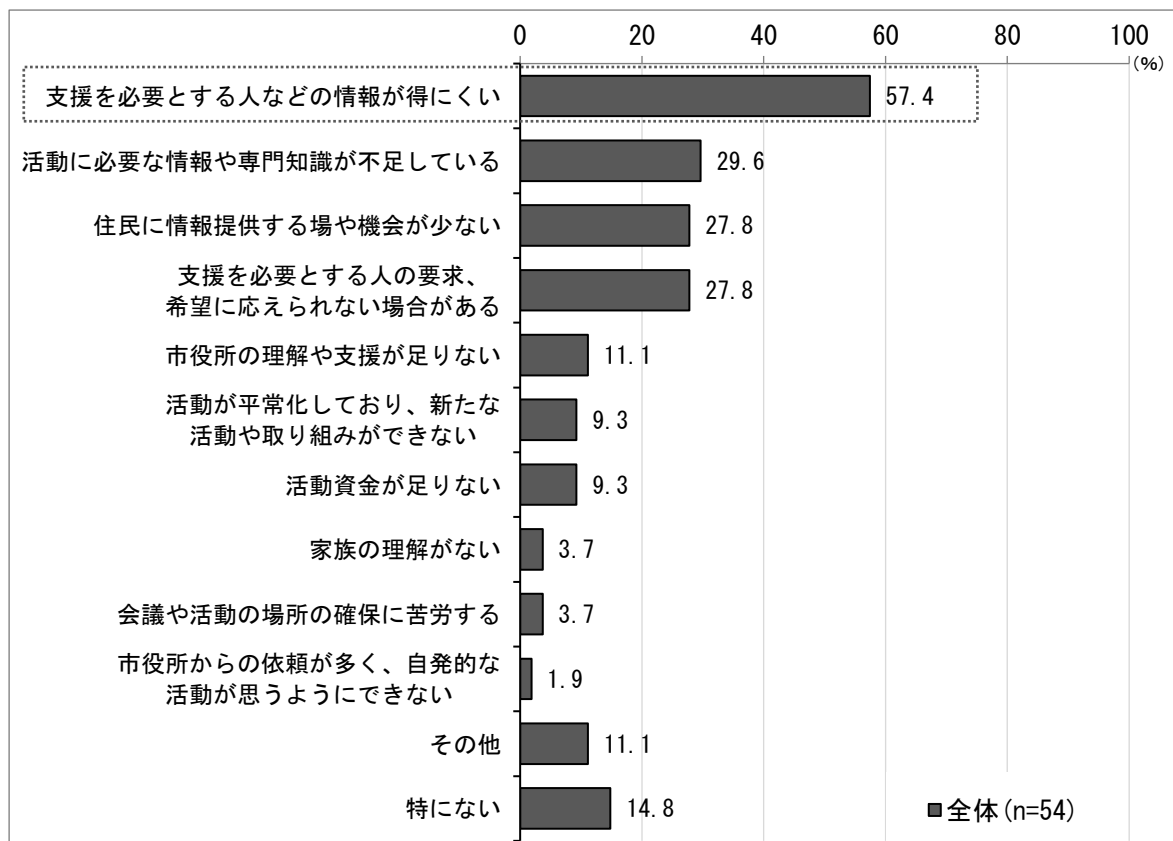
(3) 民生委員・児童委員

①回答者の活動地域



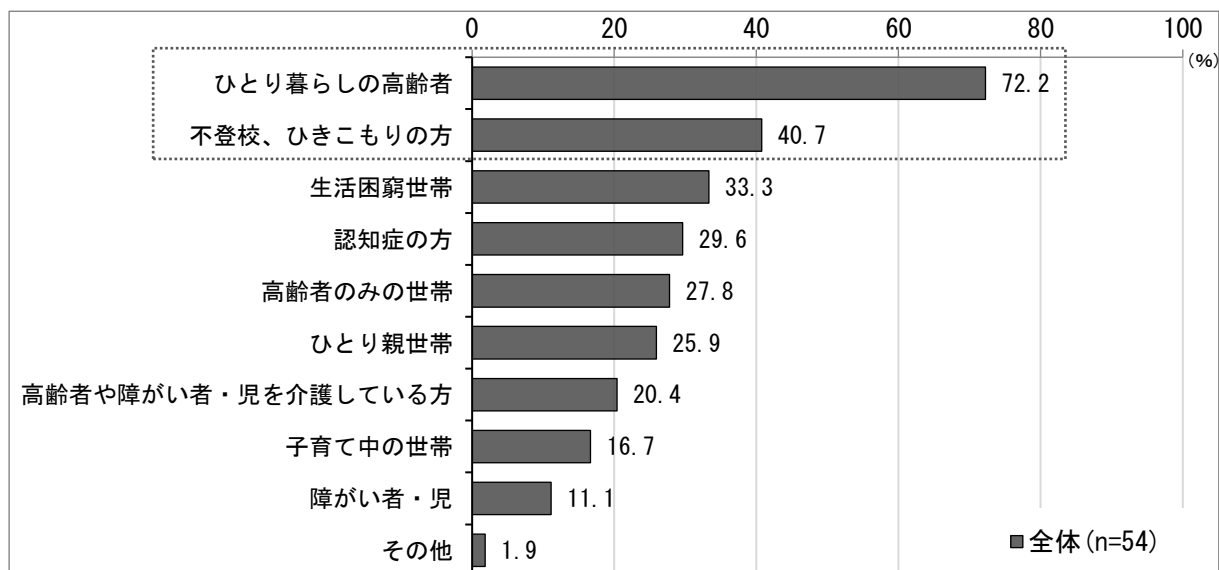
②活動で困っていること

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の中で困っていることは、「支援を必要とする人などの情報が得にくい」が最も高く 57.4%となっています。



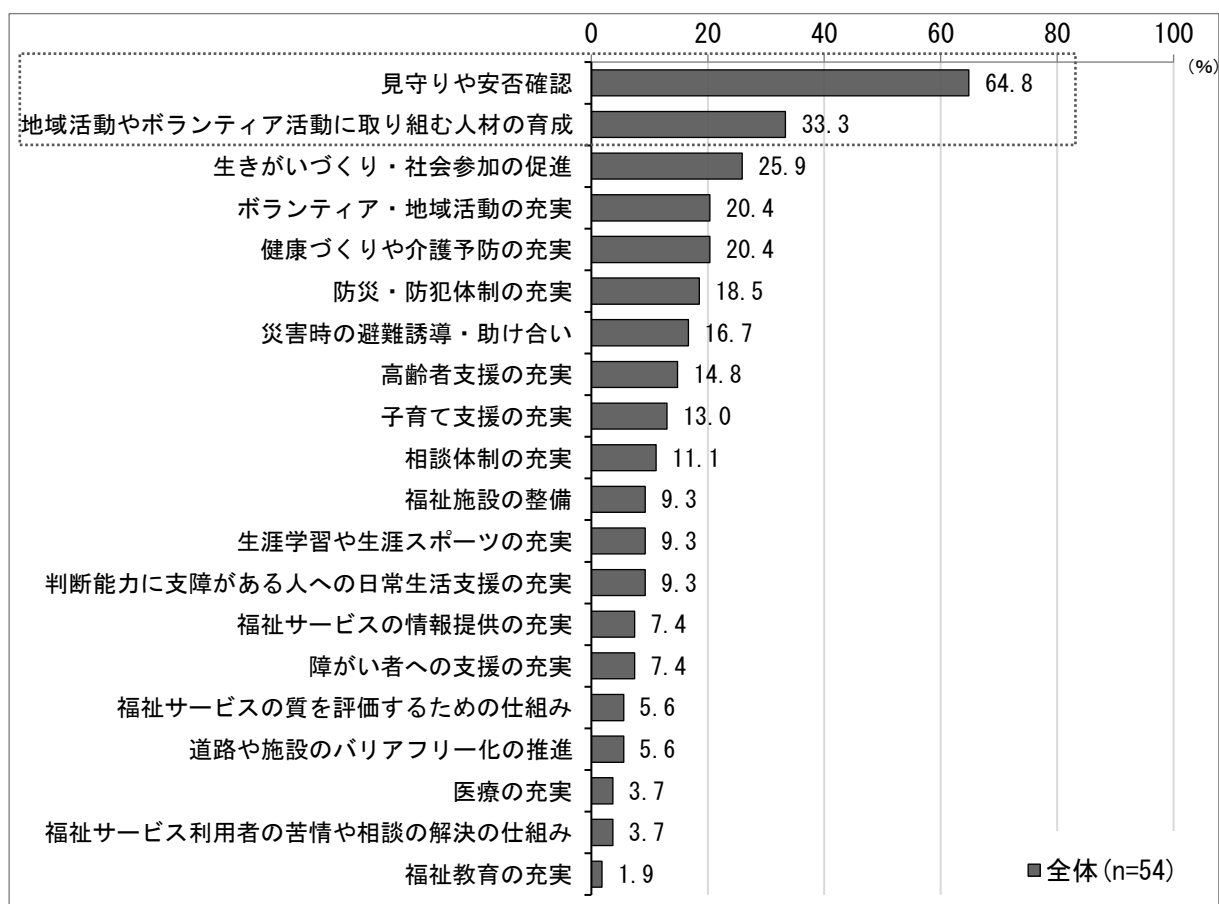
③支援が必要と思われる方

「ひとり暮らしの高齢者」が最も高く、次いで「不登校・ひきこもりの方」となっています。



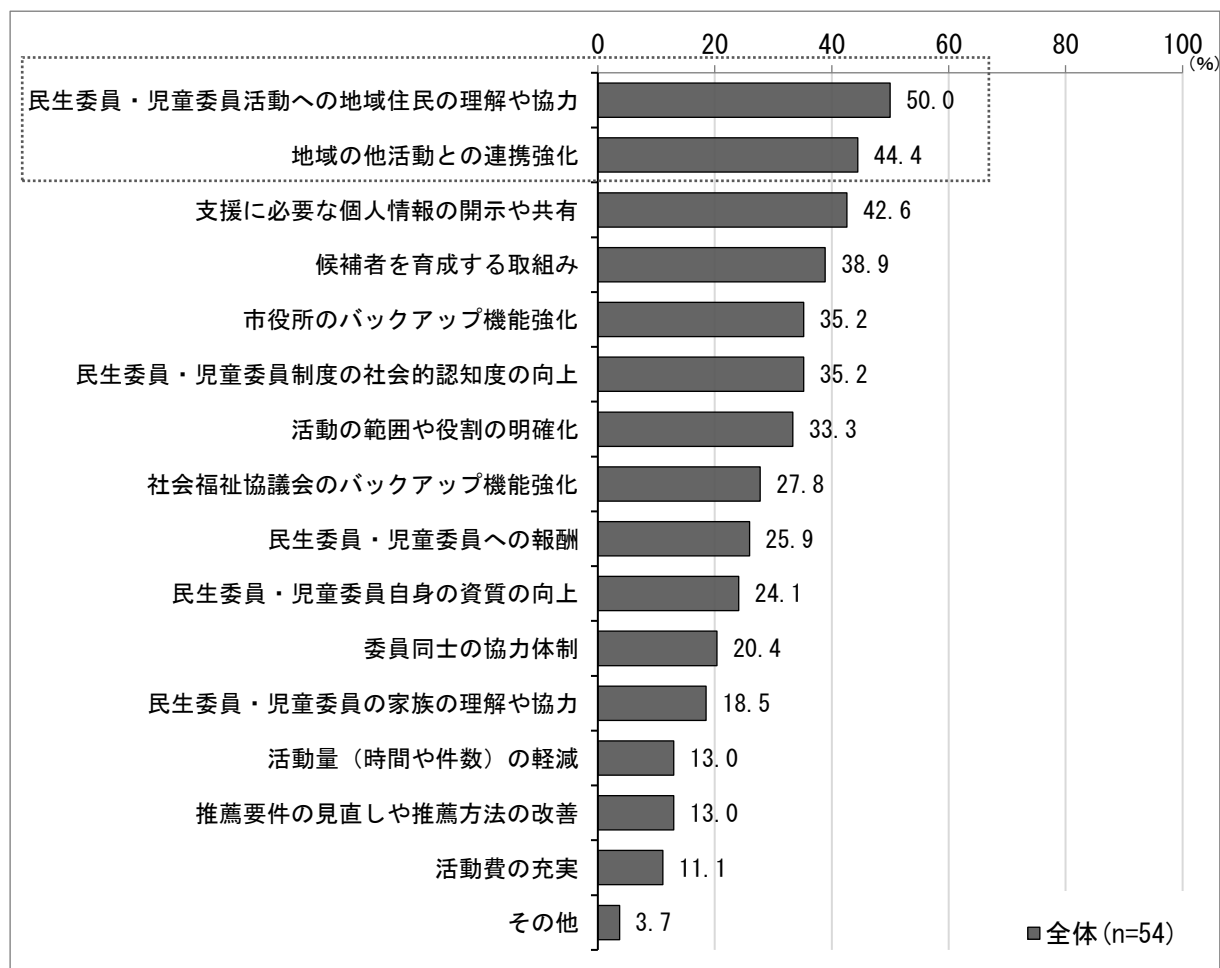
④誰もが安心して暮らしていくために重要なこと

「見守りや安否確認」が最も高く、次いで「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」となっています。



⑤ 民生委員・児童委員の担い手発掘に重要なこと

「民生委員・児童委員活動への地域住民の理解や協力」が 50.0%と最も高く、次いで「地域
の他活動との連携強化」が 44.4%となっています。



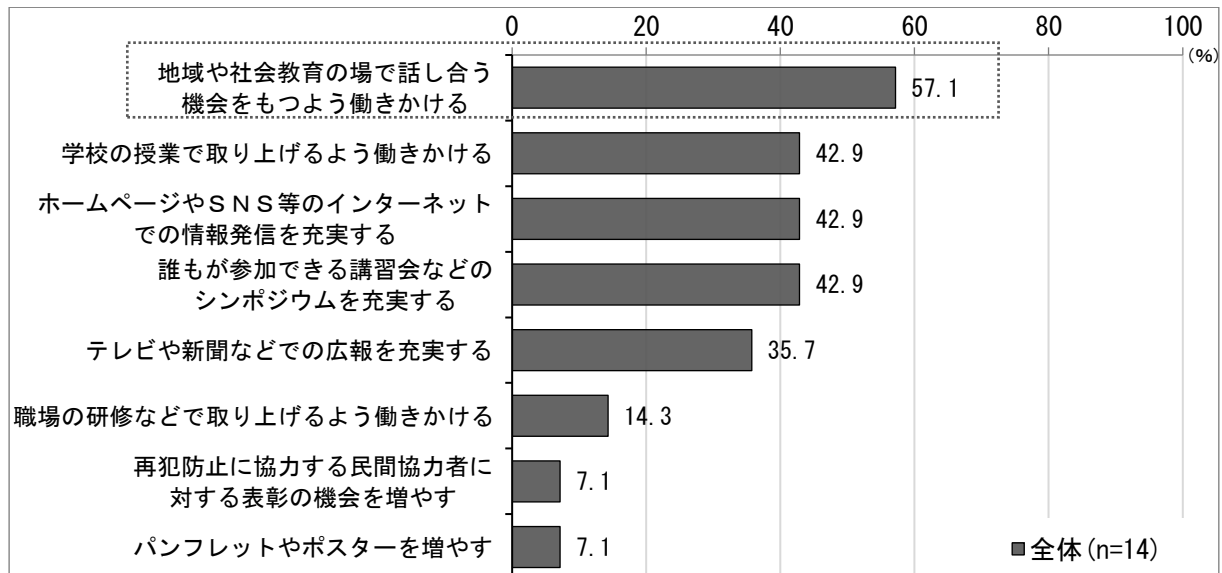
⑥ 福祉のまちづくり推進のために解決したいこと、必要なこと、市への要望

- ・ 地域交流のイベントの計画、助成金等の支援
- ・ 地域の方が集まる、行きたいと思える居場所（公民館）づくり
- ・ 支援が必要な対象者の情報提供及び相談支援体制の強化
- ・ 要保護児童に対する関係機関の連携強化
- ・ 民生委員・児童委員だけでなくみんなが協力し合う体制を作る
- ・ 各団体や自治会役員等との協力体制の強化
- ・ 子育て世帯、母子・父子世帯など福祉の充実
- ・ ハード整備とソフト面の充実
- ・ 民生委員・児童委員欠員地域への対策、担い手不足
- ・ 市民の声を聞く、市の計画を市民にわかりやすく提示する

(4) 保護司

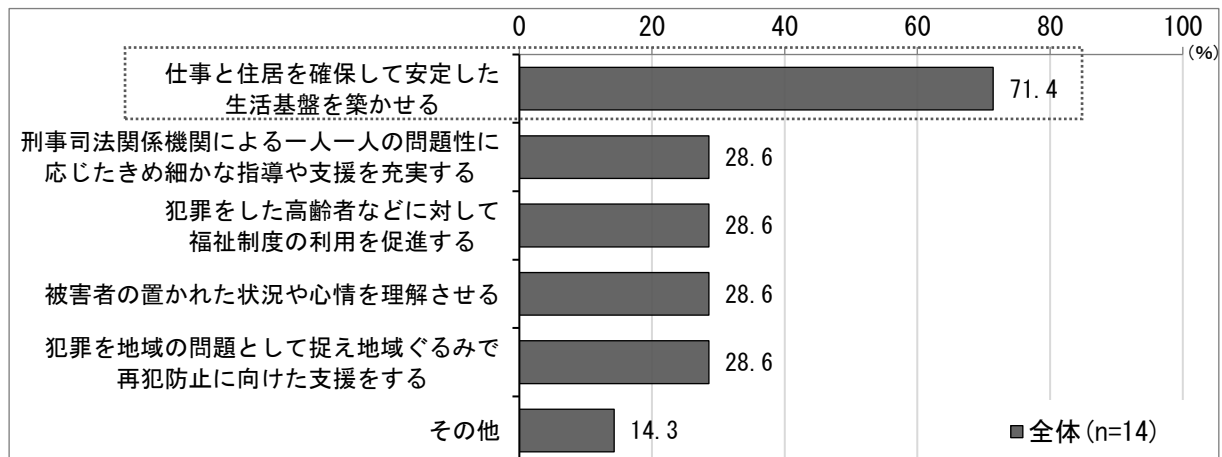
①再犯防止に関して、市民の理解や関心を深めるためにすべきこと

「地域や社会教育の場で話し合う機会をもつよう働きかける」が 57.1%と最も高くなっています。



②再犯防止に必要なこと

「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が最も高くなっています。



③保護司活動全般についての意見や要望

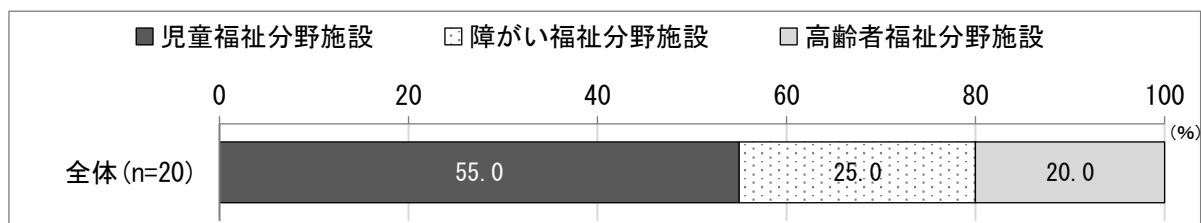
保護司の担い手に関することが最も多くなっています。

- ・ 保護司手当てが無く、後継者が少ない
- ・ 若い世代への保護司の存在や役割を周知
- ・ 保護観察対象者の就労支援のためにも企業経営者の参加が必要
- ・ 役所（福祉課）等との関係を密にする

(5) 福祉関連団体

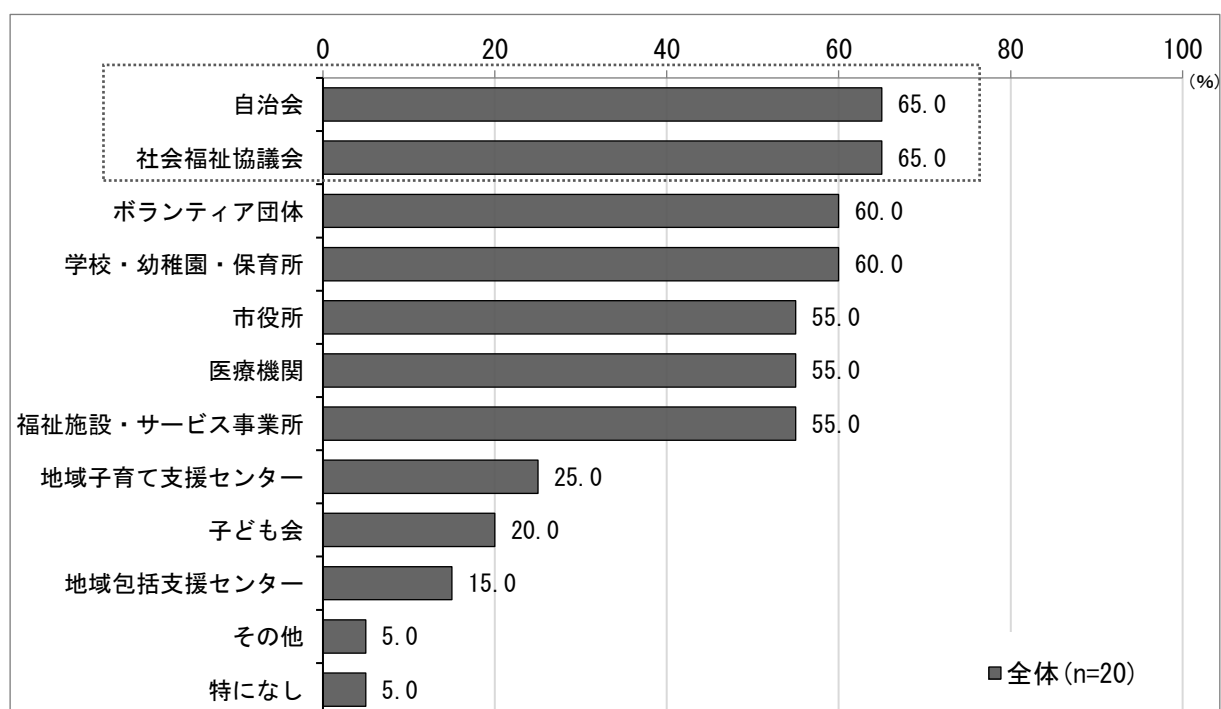
①回答者について

「児童福祉分野施設」「障がい福祉分野施設」「高齢者福祉分野施設」の合計 20 事業所です。



②連携していきたい団体や機関

「自治会」、「社会福祉協議会」が 65.0%と最も高く、次いで「ボランティア団体」、「学校・幼稚園・保育所」が 60.0%となっています。



③連携・協力関係をとっていききたい団体や機関と行いたい活動

【自治会・地域・子ども会】

- ・ デイサービスとの交流、地域の行事参加、一人暮らしの見回り、地域の住民との交流、バザー、地域祭りイベントへの参加協力、利用者の地域行事等参加促進、外部交流、人材発掘

【市役所・社会福祉協議会、地域子育て支援センター、地域包括支援センター】

- ・ 防災関連、緊急時の対応・協力体制など、情報共有、BCP（非常災害計画）の実践と実際の災害時に助け合える関係性づくり
- ・ 保育園等に入所できない児童の居場所づくり、出産前からの支援や相談、社会的養護が必要とされる世帯の子育て支援・関係機関との連携、協力体制
- ・ 地域高齢者のサービス利用、福祉全体に関する連携対応

【ボランティア団体】

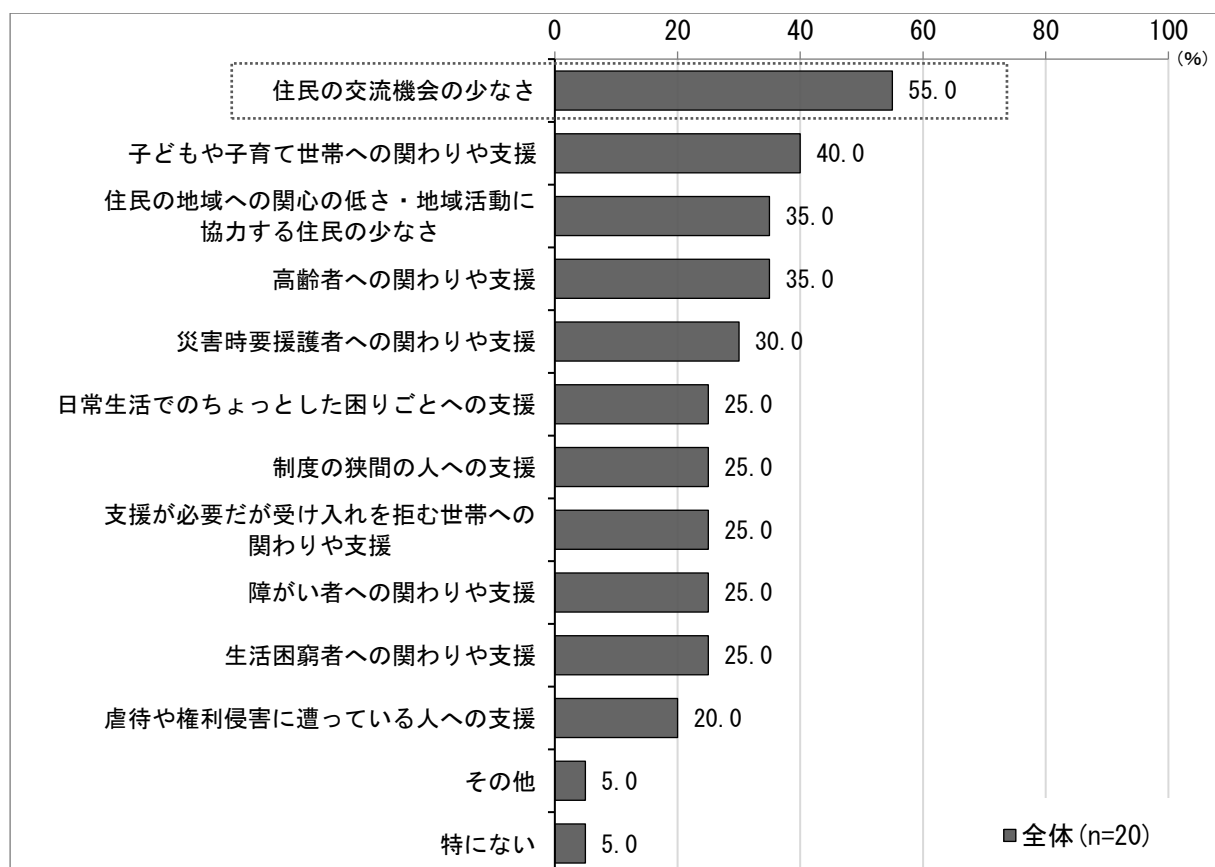
- ・ 人材発掘、行事の協力、ボランティアで来園してもらえる方々との交流

【医療機関・その他】

- ・ 利用者の身体への安全配慮で搬送など連携強化
- ・ 関係機関が交流できるようなイベント

④活動を通じて感じる市民の日常生活上の課題や問題

「住民の交流機会の少なさ」が 55.0%と最も高くなっています。



⑤団体の状況について、困っていること・課題

- ・ 人手不足
- ・ 入所園児以外の子育て世帯に対しての取組みが出来ていない
- ・ 他団体や機関との連携について専任職員を配置できない
- ・ 入所者は高齢のため外出困難で地域交流ができない（ボランティア・サークル等で来園があれば嬉しい）
- ・ 住民との交流、地域行事への参加ができていない
- ・ 制度上の支援に関する連携不足
- ・ 横のつながりネットワーク作り
- ・ 福祉団体や関係機関の交流で情報交換はできているが、そのあとの実践不足で PDCA が回せていない

⑥地域の支え合い、住民同士のつながりづくりなど地域福祉の向上のために、団体としてできること、やってみたい事

- ・ 地域への行事参加、地域住民や事業所との交流
- ・ 地域との災害時の協力体制整備
- ・ 地域の一人暮らしの見回り
- ・ 子育て支援（子育て支援広場・地域の子育て相談会・公民館を利用した出前保育）
- ・ 地域のミニデイサービス交流（高齢者と子ども達との交流）
- ・ 障がい者への理解促進
- ・ ボランティア受入れ
- ・ 地域リーダー育成

⑦地域支え合い、地域福祉の向上、福祉のまちづくりのため市への要望

- ・ 災害時の合同訓練（地域連携、迅速な物品などの支援）
- ・ 財政援助
- ・ 市民全体が楽しく参加ができる催し
- ・ 移動サービスの拡充
- ・ 子育て支援（保護者・職員の相談・研修、他園との情報共有）
- ・ ひきこもりや障がい者施設の利用に対する情報アクセシビリティの推進
- ・ 各福祉分野の機能を維持しつつ、縦割りの構図を崩しフラットな関係性の構築
- ・ 知念地域の過疎化問題、業種を超えて過疎化対策や福祉の向上に向けた検討
- ・ 地域の福祉団体の意見聴衆、コミュニティコーディネーターの設置
- ・ ボランティアの情報提供

8 第3次計画の取り組み状況

(1) 評価の実施

第3次南城市地域福祉計画の各施策について、庁内各所管課及び南城市社会福祉協議会にて評価を行いました。

(2) 基本目標ごとの状況

基本目標1 地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる

広報誌やホームページを活用した福祉に関する情報発信や、イベントや講演会などの老若男女問わず参加できる機会創出に取り組んでいます。

福祉活動の拠点、居場所づくりでは、児童と高齢者の交流や自治公民館（ムラヤー）等を活用した事業、また放課後のこどもの居場所づくり等が計画的に実施できていますが、地域によって、開催数が少ない、場所の確保が難しく実施できないなどの差が生じています。

また、こども達の体験学習をはじめ、世代間・住民間交流、福祉講座の開催、ボランティア活動支援等、福祉教育の推進や市民の活動機会を創出しています。

基本目標2 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる

広報誌、ホームページでの発信をはじめ、手話や広報電子版、多言語翻訳機等を活用し、必要な人に必要な情報が届くよう取り組んでいます。

地域包括支援センターを令和4年度より市内を東西2つのエリアに分け、地域型センターを設置しました。基幹型・地域型包括支援センターが連携を強化し、相談支援体制を整備することで迅速なサービス支援の提供に繋がっています。

生活に課題を抱える世帯や市民に対しては、パーソナルサポートセンターでの対応や民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカーなど専門支援員による連携・支援、こどもの居場所づくり等を行っています。

移動に困難のある住民を支えている移動支援では、市内線バス（Nバス）の運行、市内デマンドバス（おでかけなんじい）、介護タクシー料金の補助を行っており、外出機会の創出、閉じこもり予防等に繋がっています。

基本目標3 安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる

地域の見守りを中心とした「ゆいハート事業」や支え合いのネットワークづくりを推進し、住民が当事者意識を持って地域課題の解決や気になる世帯の見守り等を行っています。

防犯・防災対策では、夜間パトロールや自主防災組織の結成促進、避難行動要支援者名簿の作成、防災に対する意識啓発などに取り組んでいます。

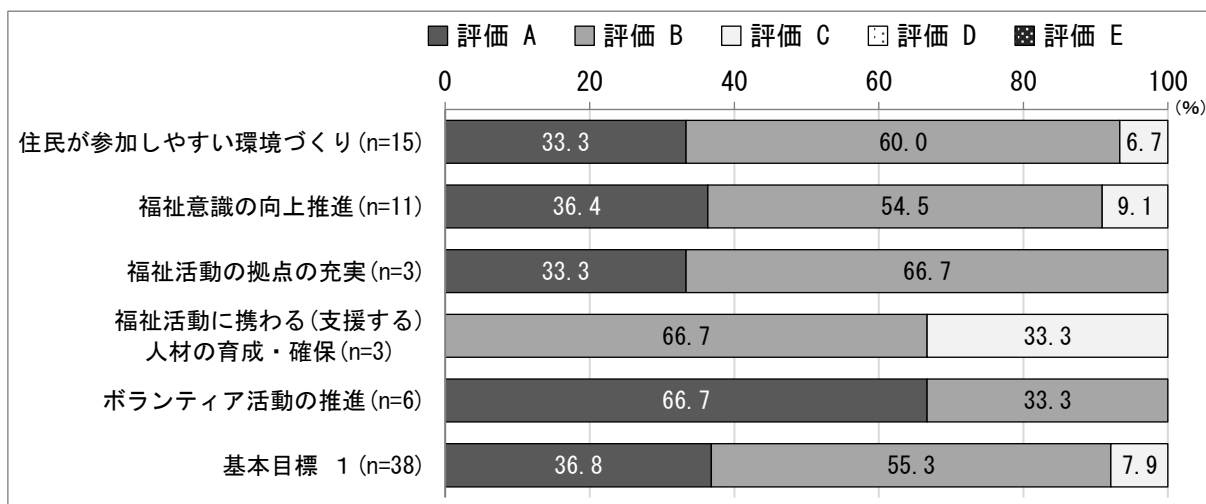
(3) 現行計画評価

評価基準に基づき、庁内各所管課で評価を行った結果は次の通りです。

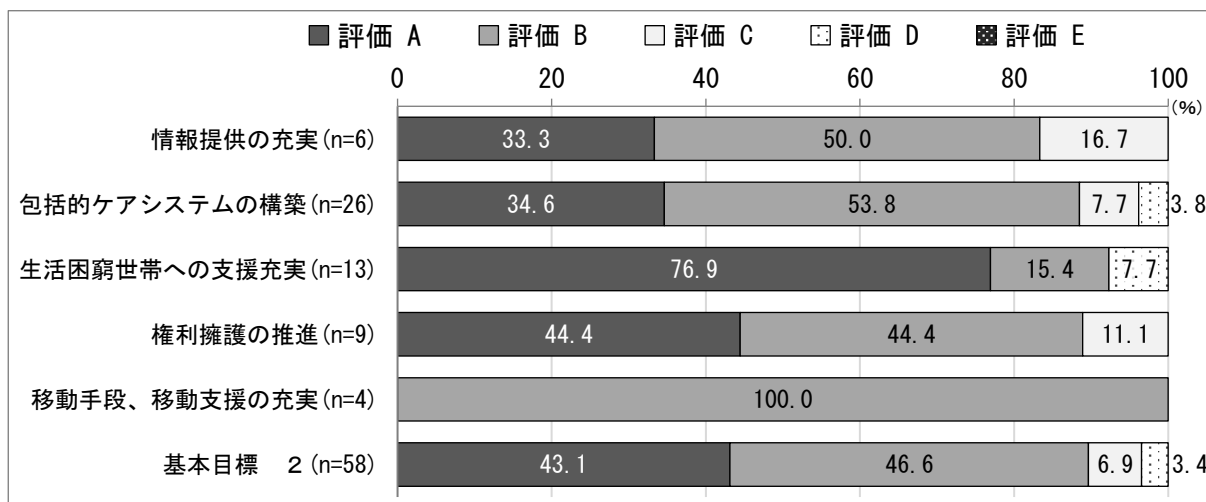
評価基準

A (81～100%)	B (61～80%)	C (41～60%)	D (21～ 40%)	E (0～20%)
-------------	------------	------------	-------------	-----------

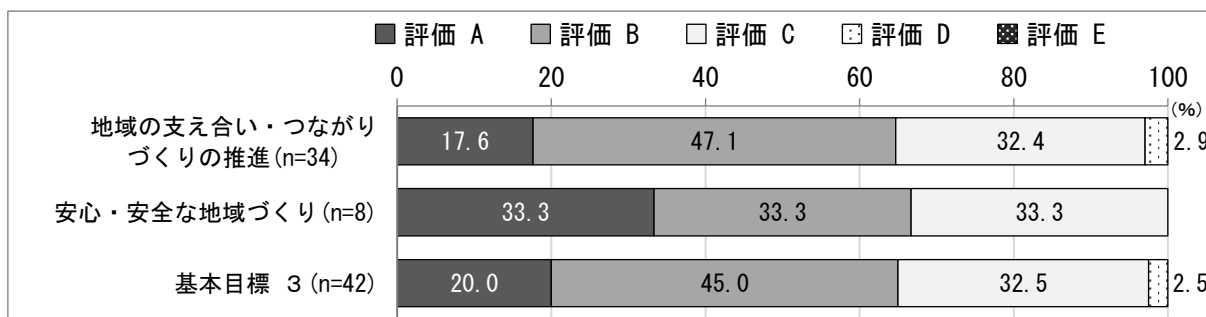
基本目標 1 地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる



基本目標 2 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる



基本目標 3 安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる



9 現状・課題の整理

(1) 市全体における現状・課題

①地域福祉の必要性

本市では、総人口・総世帯数ともに増え続け、令和6年3月末の総人口は46,498人、総世帯数は19,870世帯となっており、年齢3区分別でみると老年人口（65歳以上）の増加割合が高くなっています。

令和6年の市全体の高齢化率は26.3%で、地域別では、知念地域（36.1%）が最も高く、次いで、佐敷地域（28.0%）、玉城地域（25.9%）、大里地域（22.6%）となっており、地域によって人口構成が異なります。

また、平成28年以降、外国人の転入も含め、転入超過が続いており、人口増加率は、大里地域で10%増加、知念地域では4.2%減少となっています。

さらに、ひとり親世帯の増加や、南城市内の中でも地域によって必要とする福祉ニーズが異なることが予想され、地域福祉の担い手として、多様な人材の確保に取り組む必要があります。

また、地域福祉を推進するうえで、福祉への関心は基盤となることから、こどもから大人まで福祉教育を強く推進する必要があります。

市民アンケート結果から、地域に愛着を感じている人の割合が高いものの、普段の近所付き合いについて、令和元年の調査と比較して「相談したり、助け合うような付き合い」の割合が低下しています。

また、新型コロナウイルス感染拡大により各種活動が停滞し、自治会加入率や地域活動への参加も減少し、つながりの希薄化や地域での孤立もみられます。

地域における生活課題は複雑多様化しており、複合化した課題を「我が事」として捉え、地域が一丸となって解決に取り組んでいくため、自治会組織による関係づくりが支え合いの基盤として認識されるような新たなつながり方法の模索、住民同士が交流し、支え合える仕組みづくりが必要です。

②支援の仕組みづくり

地域における支え合いは、地域共生社会を実現していくうえで大変重要となります。

市民アンケート結果からは、全体の4.7%が世帯の中にひきこもり状態の方がいると回答しています。また、福祉サービスに関する情報では「どこからも情報を得ていない」割合が全体の14.4%となっており、転入者からは地域に溶け込めないといった声も上がっています。

民生委員・児童委員アンケート結果から、特に支援が必要と思われる方について「一人暮らしの高齢者」に続き「不登校・ひきこもりの方」が挙げられています。また、そもそも「支援を必要とする人などの情報が得にくい」といった課題が挙げられており、市のみならず、自治会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなど包括的支援体制の構築が必要です。

③地域生活を支える基盤強化・支援体制の整備

市民アンケート結果から、生活環境のうち、特に買い物などの移動支援の充実を求める声があがっています。

移動手段については、路線バス減便やバス運賃支援事業の終了等により、地域によっては、さらに移動困難者が増えることが予測され、高齢者や障がい者の閉じこもりなどが懸念されます。

近年、全国各地で地震や豪雨による冠水、土砂災害等の被害が多発しており、住民の防災への関心も高まっています。市民アンケート結果では、日々の生活の心配ごとや悩みについて「台風や地震など、災害があったときのこと」が挙げられている一方、災害時の対策については全体の約5割が対策をしていない（「まったくしていない」＋「あまりしていない」）と回答しています。また、地震や台風などの災害があった時の避難や防災対策などの情報が十分に伝わっていないと感じている人も全体の2割程度存在しています。

福祉関連団体調査結果からも、地域福祉の向上のためにできることとして、地域行事への参加、災害時の協力体制の整備が挙げられています。また、地域福祉の向上、まちづくりに向け災害時の合同訓練・移動サービスの拡充が望まれています。

地域生活を支える基盤強化として、日常生活における移動手段の確保に加え、避難行動要支援者への支援、自主防災組織の育成や情報伝達のための環境づくり災害時にお互いで助け合う仕組みを整えておく必要があります。

第3章 計画の方向性

Ⅰ 計画の将来像

これからのまちづくりは、住み慣れた地域で暮らすために、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために健診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に自身の生活課題を解決する力「自助」、隣近所、自治会・ボランティア活動など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う「互助」、医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立つ「共助」、自助・互助・共助では対応出来ない人に対して最終的に必要な社会福祉制度の「公助」の連携によって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現への取り組みが必要です。

第3次南城市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、すべての住民が人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりして支え合う関係をつくり、地域のだれもが心豊かに生活できるまちづくりを進めることを基本的な考え方として「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」を将来像とし、本市の地域福祉を推進してきました。

第4次南城市地域福祉計画・地域福祉活動計画においても、この将来像を踏襲し、将来像の達成に向けて、「福祉活動に取り組む仕組みをつくる」、「必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる」、「安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる」の3つの基本目標を設定します。

南城市の将来像

「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」



2 基本目標

(1) 福祉活動に取り組む仕組みをつくる

住民一人ひとりが地域に愛着を持ちながら地域福祉の担い手として身近な問題に取り組む活動の裾野を広げていくことが大切です。

そのため、地域福祉活動に関する情報発信の強化を図り、福祉に対する意識を高める啓発活動や福祉教育の充実に努めるとともに、地域福祉を担う人材を育て、活用する仕組みや地域活動に参加しやすい環境の整備を進めていきます。

また、住民同士のつながりを軸に地域活動との連携や多様な交流を通して互いに支え合う大切さを共有し、地域力を活かした福祉活動を推進する地域づくりを進めていきます。

さらに、公共施設等の地域資源を効率的に活用し、住民一人ひとりが健康に心がけ、健康を維持するため、気軽に集うことができる居場所づくりや地域の福祉を推進するための拠点整備を進めていきます。

(2) 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる

軽度の生活支援から専門性を伴った公的サービスによる支援まで、地域福祉に関わる複雑・多様化した支援ニーズに対応するきめ細かな相談支援、情報提供を含め総合的にサービスを提供する仕組みをつくることが大切です。

そのため、より身近な場所での相談支援体制と情報提供体制の機能強化を進めるとともに、当事者本位によるサービスの提供を前提に、福祉サービスの質的な向上と権利擁護に努めます。

また、地域、市、社会福祉協議会、福祉事業者、福祉関係団体等を総合的に活用し、当事者が必要とする支援を適切なサービスにつなげるコーディネート機能の強化を図る等地域の福祉力を高める取り組みを進めていきます。

さらに、必要な人に、必要な福祉サービスを提供するためには、住民相互の顔と顔が見える関係を築き、多様な福祉活動を通して生活課題を共有・連携することで問題解決を行うネットワークの構築が大切です。そのため、住民主体の福祉活動、ボランティア等の連携や社会福祉協議会、福祉関係団体等との横断的な連携・協力体制により、誰一人取り残さない取り組みを進めていきます。

(3) 安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、移動手段の確保や防犯・災害対策などの支援体制の連携を強化し、市民一人ひとりの幸せが市全体の幸せにつながる取り組みを推進します。

3 施策体系

将来像 一人ひとりを大切に、 ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市	基本目標	施策	取り組み
	基本目標1 福祉活動に取り組む仕組みをつくる	1. 地域の支え合い・つながりづくりの推進	・地域福祉の仕組みづくり ・福祉関係機関・団体等との連携 ・地域福祉のコーディネート機能の充実 ・福祉教育と活動の充実 ・地域支え合いの充実
		2. 生きがい・健康づくりの充実	・介護予防の充実 ・保健事業の充実 ・保健事業と介護予防の一体的実施
		3. 地域活動を支える担い手の育成	・地域人材の発掘・確保 ・地域人材の育成・活動支援 ・ソーシャルワークの担い手育成
		4. 多様な主体が参画する福祉活動の推進	・各種イベント・勉強会などの機会の創出 ・様々な交流機会の提供 ・地域関係団体の活動支援と連携 ・ボランティアの人材確保・育成、活動支援 ・地域福祉に関する情報発信
		5. 福祉活動拠点の充実と居場所づくり	・居場所づくりの推進 ・自治公民館（ムラヤー）の充実・活動支援 ・公的施設の活用による拠点の確保
	基本目標2 必要な人に、必要な支援が届く 仕組みをつくる	6. 情報提供の充実	・保健福祉サービス各種制度の情報提供 ・情報のユニバーサルデザイン化の推進
		7. 包括的支援体制の充実	・相談を包括的に受け止める体制づくり ・社会とのつながり、交流、参加、学びの場となる地域づくり
		8. 生活困窮世帯への支援充実	・生活保護の適正実施 ・生活困窮世帯の把握及び相談の充実・自立支援 ・生活困窮世帯のこどもを支援する居場所・ネットワークづくり ・就学援助制度の周知・普及
		9. 権利擁護の推進	・権利擁護に関する啓発 ・成年後見制度の支援体制整備と利用支援 ・虐待防止に係る啓発・ネットワークの充実 ・財産管理等の支援
	基本目標3 安心・安全な地域生活を 整える仕組みをつくる	10. 外出・移動の充実	・移動に関するサービスの充実等
		11. 防犯・事故防止対策の推進	・地域と一体となった防犯体制の充実・強化
		12. 防災対策の推進	・地域防災力の向上 ・避難行動要支援者の把握・連携 ・災害ボランティアセンターの設置・運営

4 評価指標

南城市の将来像である「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」の実現のため、基本目標の達成に向けて計画を進める中で、地域や住民の状況がどのように変化しているのか把握し、評価することが必要となります。

そのため、施策ごとに指標を定め、5年後の達成状況を確認します。

施策	指標	現状	目標 (5年後)
施策1 地域の支え合い・つながり づくりの推進	ゆいハート地域づくり事業総実施 地域数	24 地域	40地域
施策2 生きがい・健康づくり の充実	特定健診受診率	40.9%	45%
施策3 地域活動を支える担い手の 育成	なんじょう市民大学の開催 (受講者卒業率)	57.1%	80.0%
施策4 多様な主体が参画する福 祉活動の推進	ボランティア活動へ「参加してい る」割合(市民意識調査)	27.7%	35.0%
施策5 福祉活動拠点の充実と居 場所づくり	自治会加入世帯率	59.2%	65.0%
施策6 情報提供の充実	福祉サービスに関する情報が「す ぐ手に入ると思う」割合(市民意 識調査)	23.2%	40.0%
施策7 包括的支援体制の充実	重層的支援体制整備事業の実施	未実施	実施
施策8 生活困窮世帯への支援充実	ひきこもり状態からの自立支援	方法検討	支援実施
施策9 権利擁護の推進	成年後見制度を「聞いたことがあ り、その意味を知っている」割合 (市民意識調査)	48.6%	60.0%
施策10 外出・移動の充実	市内線バス・デマンドバスの運行 本数	市内線バス 平日 70 本 土日祝 55 本 デマンドバス 平日 27 本 土日祝 14 本	市内線バス 平日 70 本 土日祝 55 本 デマンドバス 平日 27 本 土日祝 14 本
施策11 防犯・事故防止対策の推進	市内における刑法犯認知件数	166 件	120 件
施策12 防災対策の推進	避難支援等関係者(自治会等)と の協定数	36 団体	71 団体

第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

Ⅰ 市全体における取り組み

基本目標Ⅰ 福祉活動に取り組む仕組みをつくる

S D G s

関連分野



施策Ⅰ 地域の支え合い・つながりづくりの推進

現状・課題

- 住民が気軽に集い、日常的な交流を図ることができる「居場所づくり」や「通いの場」など、世代を超えたふれあいの機会を引き続き充実させるとともに、自治公民館（ムラヤー）や既存施設等を居場所として活用する取り組みの促進が必要となっている。
- 転入者の状況を見ると子育て世帯も一定数いることや、外国人の転入者も増加傾向にあるため、区長や民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーターと連携を図り、それぞれが抱える課題を考慮し、お互いがつながり、支え合う仕組みが必要となる。

施策の方向性

- 世代や地域、国籍などを超えて住民が交流し、つながり、助け合い、高めあうことができるよう、地域実情に応じた支え合いの仕組みづくりを創出します。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【地域福祉の仕組みづくり】 ○地域の課題やその対応策等について住民が話し合い、解決に向けて行動していくために、各字・自治会における情報共有や課題解決に向けた体制整備を図っていきます。	生きがい推進課
【福祉関係機関・団体等との連携】 ○市内の福祉関係団体との情報共有、支え合いの体制整備が進められるように努めます。 ○市内企業や社会福祉法人が行っている福祉活動を広報誌などで発信し、住民への周知や他企業・法人への参加意識啓発を図ります。 ○大学・専門学校等、福祉人材養成教育機関からの相談援助実習の受入れを進めます。	生きがい推進課 こども相談課 社会福祉課 こども保育課 水道課
【地域福祉のコーディネート機能の充実】 ○困難事例等への対応を強化するため、庁内外の相談員等の情報交換や研修を定期的実施します。	生きがい推進課 こども相談課
【福祉教育と活動の充実】 ○学校や市、社会福祉協議会等が連携し、高齢者や障がい者との交流、ボランティア活動等の体験を通して思いやり、助け合う意識の醸成、やさしい心を育む福祉教育の充実に努めます。	教育指導課 生涯学習課

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取り組み

【地域支え合いの充実】

- 「ゆいハート地域づくり事業」を促進するとともに、地域支え合い支援を広げる活動に取り組みます。
- ゆいハート地域づくり事業や老人クラブによる地域支え合い活動（安否確認）との連携を図ります。

【福祉関係機関・団体等との連携】

- 各地域団体が独自に取り組む福祉活動に対する支援を行います。
- 南城市社会福祉関係機関・団体連絡会を開催し、各法人等へ適切な情報提供、事業連携を支援します
- 大学・専門学校等、福祉人材養成教育機関からの相談援助実習の受け入れを進めます。

【地域福祉のコーディネート機能の充実】

- 地域福祉推進のためのネットワークづくりに向け、アウトリーチ型・積極的な関わりを重視し、中学校圏域ごとに地域福祉コーディネーターを配置し、住民はじめ企業（事業所）等を巻き込んだ福祉活動を展開します。

【福祉教育と活動の充実】

- ボランティア活動推進校を指定し、体験活動や福祉講話などを実施することにより、こどもの思いやりの心を育み、ボランティアや福祉への関心を高めるように図ります。
- 赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動などの機会を通じて、地域の支え合いを継続し、福祉意識の向上や理解・関心が高まるように努めます。

主な事業

ゆいハート地域づくり事業	ともに生きる豊かな地域社会づくり実現のため、住民や関係機関等との連携・協働による、「くらしの相談窓口」「地域支え合い委員会」「ハートのまち福祉講座」を実施します。
--------------	---

施策2 生きがい・健康づくりの充実

現状・課題

- 市民アンケートの日常生活における悩みや不安の回答では、全体の3割を超える方が「自分や家族の健康に関すること」に不安や悩みを感じている。
- 高齢化率は、令和6年3月末時点で26.3%となっている。高齢者ができる限り要介護状態となることを未然に防ぎ、身近な地域のなかで安心して暮らしていくことができるよう、介護予防事業の充実を図る必要がある。
- 令和5年度の特定健診の受診率は40.9%となっており、受診率向上に対する取り組みの必要がある。

施策の方向性

- それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、特定健診・特定保健指導、介護予防の充実等、住民一人ひとりが自らの健康づくりを進めるための支援を図ります。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【介護予防の充実】 ○介護保険における予防給付の対象となる要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者に対し、ケアプランに基づく介護予防サービス等の提供を確保します。 ○高齢者自らが主体的に、要介護状態になることを未然に防いでいくための介護予防事業への参加を促す啓発活動を推進します。	生きがい推進課
【保健事業の充実】 ○生活習慣病予防及び重症化を防ぐとともに、適正な食習慣や生活習慣の改善に対する支援を行うため、特定健診・特定保健指導の充実を図ります。 ○特定健診の受診率向上に向けて、受診勧奨通知の内容と送付時期の工夫、LINEでの予約者へリマインダーの通知、その他電話や自宅訪問等による受診勧奨の強化を図ります。	健康増進課
【保健事業と介護予防の一体的実施】 ○後期高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸をはかっていくため、生活習慣病等の重症化を予防する取り組みと、生活機能低下を防止する取り組みを一体的に実施します。	健康増進課 生きがい推進課

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取り組み
【介護予防の充実】 ○市から受託している、「地域ふれあいミニデイサービス事業」「高齢者筋力向上トレーニング事業」等の介護予防事業を通して、地域のボランティアと一緒に、健康づくり・生きがいづくり・介護予防等の取り組みの充実を図ります。

主な事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る業務	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。
---------------------------	--

施策3 地域活動を支える担い手の育成

現状・課題

- 地域福祉の担い手として社会福祉協議会をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、保護司、ボランティア団体、NPO法人、福祉団体等が活動しているが、関係団体アンケート結果からリーダー育成や担い手の高齢化など人材の確保・育成が課題としてあげられる。
- 民生委員・児童委員については定数不足が続いており、長期的に不在になっている地域もある。

施策の方向性

- 福祉活動の情報を積極的に発信し、幅広く気軽に参加できる取り組みを展開することで、地域福祉を支える担い手の発掘・育成に努めます。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【地域人材の発掘・確保】 ○各種講座、研修会の開催や広報誌等で福祉活動を広く周知することで新たな人材の確保に努めます。 ○より多くの住民の参画を目指し、自治会、関係機関、老人クラブ、女性会、青年会などと連携した人材の確保に努めます。 ○民生委員・児童委員の活動内容等について広く周知活動を行いながら、関係各団体との連携により定数確保に取り組みます。	社会福祉課 生きがい推進課 生涯学習課
【地域人材の育成・活動支援】 ○自治会長の資質向上、リーダーへの初期支援を図るとともに自治会運営等への取り組みについて支援します。 ○地域の新たな担い手、リーダーを育成するなんじょう市民大学を継続実施していきます。 ○民生委員・児童委員が主体的に取り組む地域活動に必要な情報を提供できるよう努めるほか、活動の負担軽減にも努めます。	総務課 まちづくり推進課 社会福祉課

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取り組み
【地域人材の発掘・確保】 ○地域人材の協力を得て展開している事業等において、事業の周知や「関わる人」としての参加呼びかけを行い、地域人材の確保に努めます。
【地域人材の育成・活動支援】 ○地域福祉コーディネーターによる自治会活動への支援、他地域の実践の紹介や活動へのアドバイス、講話の機会を設けるなど、市と連携しながらリーダーの育成支援に努めます。 ○「民生委員・児童委員の日」活動強化週間や活動内容について広く周知活動を行います。 ○民生委員・児童委員が主体的に取り組む地域活動への支援と活動に必要な情報を提供できるよう努めます。また活動の負担軽減にも努めます。
【ソーシャルワークの担い手育成】 ○地域づくりを進めるキーパーソンやコミュニティソーシャルワークの技術を習得する研修会等を通して人材育成に取り組みます。

主な事業

なんじょう市民大学	まちづくりに関心を持ち、必要な知識やノウハウを学び、市全体のまちづくりや地域コミュニティの活性化に積極的に取り組んでいくリーダーの育成を行います。
-----------	---

施策4 多様な主体が参画する福祉活動の推進

現状・課題

- 人と人とのつながりが希薄化する中、住民同士の助け合いや地域での支え合いなど「互助」の重要性が高まっており、福祉活動のさらなる充実を図っていく必要がある。
- 市民アンケートでは、地域活動への参加が前回調査時と比べて低下しており、地域で行われている福祉活動について十分に認知されていない可能性がある。
- 市民アンケートでは、全体の約半数の方が「ボランティア活動に参加したことはない」と回答している。また、参加意欲はあっても実際の参加には結びついていない状況もあり、ボランティア活動を担う人材の発掘・育成に努める必要がある。
- 福祉活動を効果的に展開していくためには、生活支援コーディネーターによる地域資源の発掘や地域間ネットワークづくり、地域の関係団体や民間企業とも連携を図りながら福祉活動を推進していく必要がある。

施策の方向性

- 地域福祉を支える担い手の確保に努めるとともに、住民同士の交流や福祉活動の情報提供の充実を図り、地域の課題を共有し、地域自ら解決に向けた福祉活動に取り組みます。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【各種イベント・勉強会などの機会の創出】 ○広報誌、ホームページ、SNS 等を活用した情報発信を行い、地域福祉意識の高揚と若い世代を中心に福祉活動へ参加する人材の創出に努めます。 ○市が開催するまつりやスポーツ大会などの各種イベント機会を通じて、住民が参加する機会を設け、住民同士がふれあえるように努めます。 ○地域課題解決に向けて、先進地事例などの勉強会、講演会などの機会を創出します。	社会福祉課 まちづくり推進課 生涯学習課
【様々な交流機会の提供】 ○こどもや高齢者、障がい者との交流の機会等を提供し、相互理解を深め多様な立場の人に応じた支援の在り方を学び合う場の提供を行います。 ○地域や企業・関係団体等が福祉活動に参加し、福祉意識を高めていく機会を設けていきます。	生きがい推進課 教育指導課 生涯学習課 観光商工課
【地域関係団体の活動支援と連携】 ○福祉活動を効果的に展開していくため、地域の福祉団体等の活動に対しての補助や助言、情報提供等の支援を行い、関係団体との連携を図ります。	社会福祉課 生きがい推進課
【ボランティアの人材確保・育成、活動支援】 ○広報誌、ホームページ、SNS 等を活用したボランティア活動の情報発信をすることにより、ボランティア人材の確保に努めます。 ○ボランティア育成に向けた研修会の開催、講師の派遣等の支援を行います。	生涯学習課 生きがい推進課

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取り組み

【地域福祉に関する情報発信】

○ホームページ、社協だより、SNS 等を活用し、自治会の福祉活動状況や様々な世代が参加できる活動の紹介など、地域福祉に係る情報提供や啓発を行います。

【各種イベント・勉強会などの機会の創出】

○社協で開催する各種イベントを通じて、参加団体や事業所、市内の福祉活動などを紹介するとともに、住民が参加する機会を設け、住民同士がふれあえるように努めます。

【様々な交流機会の提供】

○高齢者の地域ふれあいミニデイサービスや、こどもたちと高齢者の世代間交流会などを通して、相互理解を深め多様な立場の人を受け入れる環境づくりを推進します。

【ボランティアの人材確保・育成、活動支援】

○ボランティアに参加したい人が参加しやすいように、ホームページ、社協だより、SNS 等を活用し、ボランティアに関する情報の発信や人材の掘り起こし、マッチングを行います。

○円滑な活動を支援していくため、保険の加入や民間の助成金申請等の活用を推進します。

○ボランティア活動を推進するため、企業や諸団体へのボランティア活動の呼びかけや市民活動支援センター等の関係機関と連携を図ります。

主な事業

上がり太陽プラン事業	地域課題を解決し、地域の活力を生み出そうとする事業を提案した市民活動団体に、事業実施に係る経費の一部又は全部を助成金として交付します。
------------	---

施策5 福祉活動拠点の充実と居場所づくり

現状・課題

- 住民が気軽に集い、交流を図ることができる「居場所づくり」として、自治公民館（ムラヤー）の活用が期待される。
- 自治公民館（ムラヤー）の機能強化のため、令和2年度～令和6年度までに18自治区で施設修繕、改修などを実施している。
- 市民アンケートによると令和元年と比べて自治会への加入割合が低下している。自治会は福祉活動の基盤となることから、加入世帯の増加に向け取り組む必要がある。

施策の方向性

- ムラヤー構想※のもと拠点整備を進め、住民が地域の中で孤立することのないよう住民誰もが集える居場所づくりを推進します。

※ムラヤー構想とは、区・自治会・自治公民館（ムラヤー）といった地域コミュニティから地域づくりを目指す市が策定した構想。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【居場所づくりの推進】 ○こども、高齢者、障がい者など、分野を超えて集える居場所づくりを行います。	生きがい推進課 こども保育課
【自治公民館（ムラヤー）の充実・活動支援】 ○福祉活動やふれあいの場である自治公民館（ムラヤー）について、施設機能の充実・強化に向けた取り組みを支援します。 ○自治会との定期的な情報交換を通じて、困りごとの解決や活動の持続化・活性化に向けたサポートを行います。 ○自治会加入のメリット等について情報提供し、自治会加入を促進します。 ○住民が主体となって自治公民館（ムラヤー）の利活用を推進する取り組みを支援します。	まちづくり推進課
【公的施設の活用による拠点の確保】 ○学校や集会施設などの公共施設のスペースや利用状況を考慮しつつ、住民の交流を高める場としての利用推進と、安心・安全な居場所づくりに努めていきます。 ○サークル活動や健康スタジオ、こどもたちが遊べるプレイルームなど、まちづくり交流拠点となる新たな複合施設の建設を進めます。	社会福祉課 教育指導課 公民連携室 生涯学習課

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取り組み
【居場所づくりの推進】 ○それぞれの実情や地域性を考慮しながら自治公民館（ムラヤー）や地域資源を活かして、こどもから高齢者まで誰でも集える居場所づくりを推進します。

主な事業

まちづくり交流拠点施設整備事業	健康スタジオやこどもたちが遊べるプレイルーム等、新しいまちづくり交流拠点となる複合施設の建設を行います。
-----------------	--

基本目標2 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる



施策6 情報提供の充実

現状・課題

- 市民アンケートでは、福祉サービスに関する情報が「すぐ手に入ると思う」と回答した方が、どの年代でも 3 割に満たないことから、支援を必要とする人に必要な福祉サービスの情報が行き届くよう、情報発信の充実を図る必要がある。
- 地域福祉コーディネーターや民生委員・児童委員などの役割を周知し、必要な人に必要な情報を提供できるよう、市と社会福祉協議会の連携をより強化する必要がある。

施策の方向性

- 支援を必要とする人が適切なサービスを利用するために、福祉に関する情報提供体制の充実を図ります。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【保健福祉サービス各種制度の情報提供】 ○広報誌、ホームページ、SNS など各種媒体を活用し、情報アクセシビリティの向上に努めます。 ○社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等を通じた顔の見える情報発信にも努めます。	社会福祉課 生きがい推進課 こども相談課 こども保育課 健康増進課
【情報のユニバーサルデザイン化の推進】 ○年齢や障がい、国籍等に関係なく、必要な情報を必要に応じて得ることができるコンテンツ作成・仕組みづくりを行います。	生きがい推進課 秘書防災課 DX推進課

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取り組み
【保健福祉サービス各種制度の情報提供】 ○社協だより、社協ホームページ等による情報発信を行います。 ○課題・ニーズをもつ住民に対し、地域福祉コーディネーターを核とした支え合いの仕組みを通じ、必要な福祉情報を提供する仕組みを構築します。
【情報のユニバーサルデザイン化の推進】 ○市内の音訳サークルとの連携により、障がいのある住民に対し、地域の福祉情報を「声の広報」を通して配布し、情報・コミュニケーション支援の充実を図ります。

主な事業

意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者を派遣します。
----------	--

施策7 包括的支援体制の充実

現状・課題

- 複合的な困りごとを抱える世帯や、「制度の狭間」問題、社会的孤立を背景とし生きづらさを抱える方など、複雑・多様化した課題が深刻化し、支援に求められるニーズも多種多様になっている。
- 生活環境等の変化で悩みや不安を抱えているが、相談できる人が身近にいない状況が見られる。
- 地域包括支援センターを令和4年度より市内を2つのエリアに分け、それぞれに地域型センターを設置し、相談支援体制を整備・強化しており、関係機関との連携、人材確保、地域活動への取り組みを推進している。

施策の方向性

- 一人ひとりの複合的な課題や世帯全体が抱える多様な課題に対し、誰もが気軽に相談することができ、必要な社会資源及び福祉サービスが受けられるよう関係機関との連携を強化し、包括的支援体制の充実に努めます。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【相談を包括的に受け止める体制づくり】 ○相談先が利用者にわかりやすいよう、各種相談窓口の周知を図るとともに、どんな相談でも包括的に受け止める体制づくりに努めます。 ○複雑・多様化した課題を抱える人や世帯に対して、制度や組織の枠組みを越え、問題解決に向けた支援を行うことができるよう、分野横断的な支援を行います。 ○職員の窓口対応や相談員、民生委員・児童委員等の各種相談員の対応力の向上を図るとともに、個人情報取り扱い、各種情報の提供や適切な相談が行えるように体制整備を推進します。 ○単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業等を通して、様々な関係機関と連携し、現場の支援者が困難ケースを抱え込んで孤立しない支援体制に努めます。 ○ひきこもり状態の背景となる多様な事情や心情に寄り添い、社会復帰できるようになるまでつながり続ける支援を行います。	社会福祉課 生きがい推進課 こども相談課 健康増進課 生活環境課
【社会とのつながり、交流、参加、学びの場となる地域づくり】 ○地域支援ニーズとサービス提供者のマッチングなど、人と情報、サービス及び社会資源につながる仕組みを目指し、地域資源の把握、活用に努めます。 ○社会福祉協議会や関係機関、自治会長、民生委員・児童委員と連携し、地域のインフォーマルサービス（公的なサービス以外のもの）との情報交換や連携を図り、既存の事業を支援するとともに包括的なサービス提供を進めます。 ○誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知、児童生徒のSOSの出し方に関する普及啓発に努めます。 ○保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な支援を提供し、地域での生活を可能とするための社会復帰支援について、関係機関と連携・協議を行いながら進めていきます。	社会福祉課 生きがい推進課 こども保育課 健康増進課

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取り組み

【相談を包括的に受け止める体制づくり】

- 複雑、多様化する個別課題や世帯の課題に対応するため、市や各関係機関との連携・つながを一層強化し、サービス等提供していくように進めます。
- 複雑・多様化する課題を抱えているが、必要な支援が届いていない人や世帯に支援を届けるため、住民との協力体制を推進していくアウトリーチ等を通して、住民との連携のもと信頼関係の構築に努めます。

【社会とのつながり、交流、参加、学びの場となる地域づくり】

- 住民参加型サービス、インフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。
- 生活支援コーディネーターや自治会長・民生委員等と連携し、地域のニーズに合った生活支援サービス・インフォーマルサービスのマッチングに取り組みます。
- 社会的孤立など、様々な生活課題が複雑化・複合化している中で、孤立・孤独な環境にある方を気に掛け考えていく体制を整備する「ゆいハート地域づくり事業」を継続して実施します。

主な事業

重層的支援体制整備事業	相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。
-------------	---

施策8 生活困窮世帯への支援充実

現状・課題

- 生活保護世帯は年々増加しており、約7割近くが高齢者世帯となっている。
- 近年は、世帯が抱える問題の複雑化や、支援を拒む世帯の孤立もあり、関係機関とのより密な連携や情報の共有が求められる。
- 生活困窮世帯のこどもへの支援として、食事の提供、居場所づくり、学習支援等を行っている。

施策の方向性

- 関係機関とのネットワークの維持・確保に努め、生活困窮世帯の把握及び自立支援を行います。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【生活保護の適正実施】 ○経済的に困窮する人への自立支援及び生活の安定を図るために、生活保護の給付と制度の適正な運用を推進します。 ○生活保護世帯の自立に向け、関係機関との連携のもとで必要な相談支援を行います。	社会福祉課
【生活困窮世帯の把握及び相談の充実・自立支援】 ○生活困窮世帯の自立支援や就労支援に係る相談について、就労・生活支援パーソナルサポートセンターにおいて対応するとともに、センターの周知及び相談の充実を図ります。 ○生活困窮世帯の自立に向けて、一時的な経済支援や家計改善支援等を行い、生活の安定と就労の確保を支援します。	社会福祉課
【生活困窮世帯のこどもを支援する居場所・ネットワークづくり】 ○生活困窮世帯のこどもの把握に努めるとともに、孤立を防ぎ、必要な支援が届くよう関係者・関係機関のネットワーク強化に努めます。 ○生活困窮世帯のこどもの支援のため、貧困対策支援員を配置し相談等を受けるとともに、居場所など関係機関と連絡調整を行い、食事提供等へつないでいきます。	社会福祉課 こども相談課 教育指導課
【就学援助制度の周知・普及】 ○経済的理由により就学困難な児童生徒に対する就学援助制度についての周知・普及を図ります。	教育総務課

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取り組み

【生活困窮世帯の把握及び相談の充実・自立支援】

○民生委員・児童委員が年末に行う「歳末たすけあい義援金」配分世帯の調査により、必要な支援等を紹介します。

○低所得者への食糧支援等を行い、心身ともに安定した生活を送れるよう支援します。

【生活困窮世帯のこどもを支援する居場所・ネットワークづくり】

○支援対象のこどもを漏れなく把握するため、関係機関との情報の共有や連携強化に努めます。

○高校受験の模擬試験を受けることが厳しい子や、生活困窮世帯がファミリーサポートセンターを利用する際の費用助成等の支援を行います。

主な事業

生活困窮者自立支援事業	生活困窮者及び、その家族や関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、総合的な支援を行います。
-------------	--

施策9 権利擁護の推進

現状・課題

- 権利擁護に関する情報についての啓発・広報を行っている。
- 成年後見制度の相談件数は近年増加傾向にあり、今後、認知症高齢者等の増加に伴い、支援が必要な人はさらに多くなることが予想される。
- 高齢者や障がい者等への虐待に関する相談件数が近年増加傾向にある。
- 市民アンケートでは、日常生活自立支援等のサービスと成年後見制度のいずれも「知らない」「聞いたことはあるが、その意味はわからない」と回答した方が全体の半数近くを占めているため、情報周知を徹底し、適切な制度利用につなげる必要がある。

施策の方向性

- 支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心した生活を続けるための必要な支援を行います。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【権利擁護に関する啓発】 ○人権尊重に対する意識を深める啓発活動を推進し、偏見や差別意識を持たない環境づくりに努めます。 ○学校教育、生涯学習並びに関係機関と連携した人権教育や権利擁護に関する相談を実施し、DVや児童虐待など、深刻な人権侵害について、知識向上や未然防止、早期発見・早期対応できる環境整備に努めます。	こども相談課 こども保育課 生活環境課 生きがい推進課 教育指導課 健康増進課 生涯学習課
【成年後見制度の支援体制整備と利用支援】 ○「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の機能を持つ中核機関の整備を進めるとともに、多様な分野が連携するための協議会等の設置についても検討を進めます。 ○法人後見実施機関の立ち上げ・活動支援、後見人等の担い手確保を行います。 ○成年後見制度を利用したくても、身近に申し立てる親族がいない、申立経費や後見人の報酬を負担できないなど、様々な理由で利用できない人へ公的に支援する市長申し立ての制度の周知を図ります。	生きがい推進課
【虐待防止に係る啓発・ネットワークの充実】 ○虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。 ○「要保護児童対策地域協議会」や「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」など関係機関との連携を強化し、迅速かつ的確な対応を組織的に行っていきます。	生きがい推進課 こども相談課

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取り組み
【成年後見制度の支援体制整備と利用支援】 ○成年後見制度が必要と思われる世帯を関係機関につなげます。
【財産管理等の支援】 ○認知症や知的障がい等で判断能力が不十分な方に「日常生活自立支援事業」や「金銭管理サポート事業」の周知広報を行い、実施体制の充実を図ります。 ○制度の利活用を支援する「支援員」の養成に努めます。

主な事業

成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたり、後見人等への報酬を負担することが困難である者に対し、その全部又は一部を助成します。
--------------	--

基本目標3 安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる



施策10 外出・移動の充実

現状・課題

- 移動に困難を抱える住民に対し、市内線バス（Nバス）及び市内デマンドバス（おでかけなんじい）の運行、介護タクシー料金の一部負担による移動支援を行っている。今後も事業継続が重要となる。
- 市民アンケートでは、生活環境について、道路環境や交通の便の項目で不便を感じている割合が高い。

施策の方向性

- ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念に基づいた道路や施設の整備、高齢者や障がい者に対する移動支援など、誰もが利用しやすく、やさしさにあふれたまちづくりを推進します。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【移動に関するサービスの充実等】 ○南城市地域公共交通再編実施計画に基づき、市内移動の利便性向上を図るとともに、市外への移動がスムーズにできるよう引き続き努めます。 ○地域の実情と住民のニーズを把握し、生活環境における適切な支援を検討します。また、自治会活動などの移動支援も検討します。 ○歩道の確保を含め、安全で利便性の高い道路環境の整備を推進します。	交通政策課 生きがい推進課 都市整備課

主な事業

Nバス・デマンドバス運行業務	南城市役所を拠点に市内を回る「Nバス」及び市内デマンドバス「おでかけなんじい」を運行し、住民の移動手段の確保を行います。
----------------	--

施策Ⅰ 防犯・事故防止対策の推進

現状・課題

- 全国的に高齢者や障がい者が被害者となる特殊詐欺や消費者トラブル等が増加していることから、誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要である。
- インターネットを経由した、若者を巻き込んだ犯罪が増えているため、情報提供や講習会等により周知徹底する必要がある。

施策の方向性

- 住民誰もが、交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから守られ、安心安全で暮らせる地域づくりを進めます。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【地域と一体となった防犯体制の充実・強化】 ○自治会等との協働による防犯パトロールの実施など、地域の主体的な防犯活動に対する取り組みを支援していきます。 ○警察や関係機関と連携し、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、こども110番の家や防犯灯の設置、特殊詐欺や悪徳商法に対する啓発活動、小中学校等での薬物乱用防止や SNS に関するトラブル防止について学習を行うなど、犯罪等の未然防止対策に取り組みます。 ○市で定例開催する弁護士相談や消費者相談の活用、消費者トラブルに関する相談機関窓口等の周知に取り組みます。 ○「社会を明るくする運動」への取り組みを推進します。	生活環境課 生涯学習課 社会福祉課 教育指導課

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取り組み
【地域と一体となった防犯体制の充実・強化】 ○介護予防事業の機会や消費者講座、社協だよりをとおして、事件・事故の未然防止のための注意喚起を定期的に行います。 ○顔が見えるご近所づきあいの仕組みづくりができるように支援します。

主な事業

防犯灯設置補助金事業	自治会が設置する防犯灯の工事費に対し、補助金を交付します。
------------	-------------------------------

施策１２ 防災対策の推進

現状・課題

- 大雨や台風、地震など、様々な災害が全国各地で発生している中、市民アンケートでは、「災害に対する備え」をしていない（「あまりしていない」＋「全くしていない」）人は全体の48.9%、「防災訓練に参加したことがある」人は全体の13.5%、「地震や台風・大雨などの災害時に避難することができないと思う」人は全体の11.5%となっており、住民の防災意識の高揚を図るほか、自主防災組織の結成促進・強化、避難行動要支援者のサポート対応を行う必要がある。

施策の方向性

- 地域で安心して暮らすことができるよう、地域全体での防災活動を推進し、住民や関係機関による災害時の避難体制の強化に努めます。

地域福祉計画

市の取り組み	所管課
【地域防災力の向上】 ○地域の防災組織である「自主防災組織」の結成を促進します。 ○広報誌への防災特集の掲載、防災マップの有効活用について周知徹底します。 ○災害時における人的・物的資源や避難所の確保について、関係機関と連携し、体制の構築に努めます。 ○自治会を母体とした住民ボランティア組織に対する助成金を交付します。	秘書防災課
【避難行動要支援者の把握・連携】 ○避難行動要支援者名簿の定期的な更新に加えて、その対象者に対して避難方法等を記載した「個別計画書」の作成を促し、「自助・互助」による災害発生時の初期避難に役立てる取り組みを推進します。 ○災害発生時には、避難行動要支援者の「自助」及び住民等における相互支援活動による「互助」が重要となるため、身近である地域の避難組織（自治会等）と連携し、避難支援体制の整備に努めます。	生きがい推進課

地域福祉活動計画

社会福祉協議会の取り組み
【避難行動要支援者の把握・連携】 ○自治会、民生委員・児童委員並びに関係機関と連携し、避難行動要支援者の把握に努めます。 ○自力での避難が困難な避難行動要支援者に対して市が行う個別計画書策定に協力し、関係機関と連携した避難支援を行う体制づくりに努めます。
【災害ボランティアセンターの設置・運営】 ○災害時に備え「災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、平常時における体制整備に努めます。

主な事業

自主防災組織補助金 交付事業	自主防災組織及びこれから組織を結成しようとする自治会に対し補助金を交付します。
-------------------	---

2 地域別重点取り組み

本市は、2006年に大里村、玉城村、佐敷町、知念村の旧4町村が合併し南城市となりました。

旧4町村では、人口、年齢構成、居住環境・交通環境、福祉サービス事業所・福祉施設などの社会環境、沿岸部・内陸部などの地理的条件などにより、地域生活課題が大きく異なります。

そのため本項目では、各種アンケートや、生活支援体制整備事業第2層協議体等の会議より把握した『地域ごとの課題』に対応するため、『市全体の取り組み』から地域別の重点的な取り組みを示したものです。

南城市全体



※令和6年3月末日現在

（１）大里地域の重点取り組み

基本データ 地域人口16,376人、世帯数6,606世帯、人口増加率10.00%(H30→R6)、高齢化率22.6%

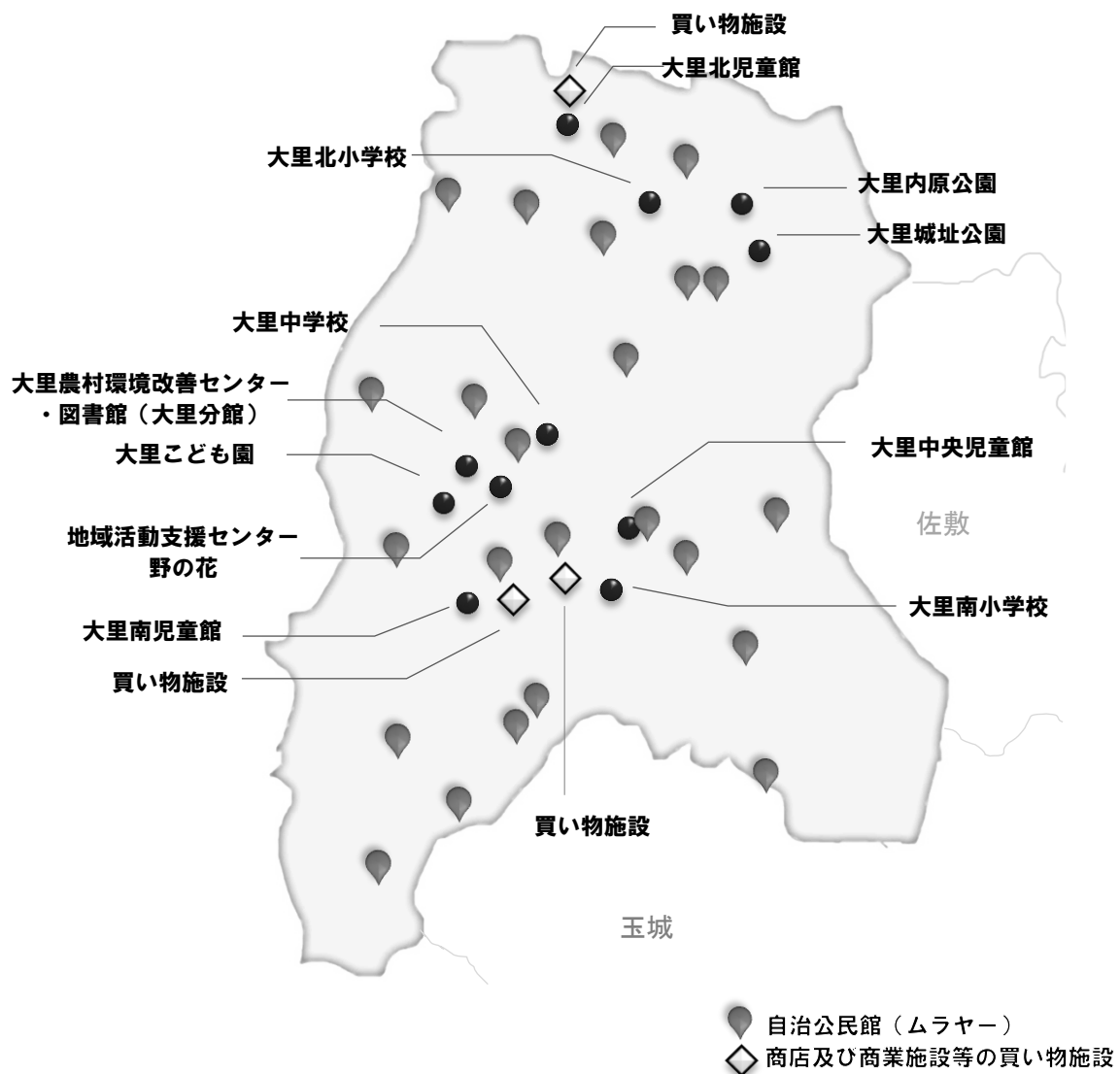
現状・課題

- 他地域と比較すると高齢化率が低く、人口・世帯数や増加率も高いことから、住環境が整っていると考えられる。一方、アパートなどの集合住宅が増えているため、自治会加入率が低く近所付き合いが希薄となっており、住民の交流について取り組む必要がある。
- 市内では唯一海岸に接していない地域であることから、災害について不安に感じている割合が低く、避難場所の認知度も低い。災害時の対応が困難であることが予想される。

地域の強み

- 子育て世帯が多い地域で学校を中心としたつながりが強い。
- ふるさと伝統芸能まつりを毎年行うなど、地域芸能に対する意識が高い。

大里地域の公共施設・自治公民館（ムラヤー）



課題への取り組み

『地域のみなさん』は、こんなことから取り組んでみましょう

近隣との交流 日頃から近隣の人たちとあいさつを交わすなど交流を深めましょう。	福祉学習 地域や福祉に関心をもち、講演会などの学習の場に積極的に参加しましょう。	行事への参加 地域の情報に目を通し、行事やイベントに参加してみましょう。
地域防災マップ 地域防災マップに目を通してみましょう。	防災訓練 防災訓練などに積極的に参加しましょう。	

『自治会・関係団体』は、こんなことから取り組んでみましょう

- 市や社会福祉協議会の福祉教育の取り組みを積極的に活用しましょう。
- 住民の関心が高い活動を考え、住民同士が交流できる機会をつくりましょう。
- 地域行事の情報について、住民に広く周知しましょう。
- 自主防災組織の立ち上げについて、検討していきましょう。

それを支える『市と社会福祉協議会』の取り組み

【住民同士の交流】

関連施策

施策 1 (P77)

施策 3 (P80)

施策 4 (P81)

施策 5 (P83)

- 自治会員向けにメッセージを配信することができる南城市公式 LINE の「自治会機能」の活用を促し、自治会の活性化を図ります。
- 自治会を核とした地域コミュニティの形成の促進と活動支援、また、それ以外の各種地域活動への支援を行い、世代間交流や地域団体の活性化を図ります。
- 福祉活動への参加・関心を深めて頂く機会として、様々なテーマで「福祉講座」の開催に取り組みます。
- 地域の新たな担い手、リーダーを育成する「なんじょう市民大学」の実施や、自治会長の資質向上、リーダーへの初期支援を図り、地域の交流の促進につなげます。

【地域防災意識の向上】

関連施策

施策 12 (P92)

- 自主防災組織未設立自治会に対して、自主防災組織の意義や役割について講演会や勉強会を行います。また、組織結成に必要な経費等に対して補助金の交付を行います。
- 自主防災組織の立ち上げ支援のみならず、組織設置後も防災訓練や研修実施に対する支援強化に取り組みます。
- 防災意識の向上のため、災害の被害想定や避難場所、初動対応の大切さ等の周知を図ります。

(2) 玉城地域の重点取り組み

基本データ 地域人口12,837人、世帯数5,462世帯、人口増加率6.32%(H30→R6)、高齢化率25.9%

現状・課題

- 大里地域に次いで高齢化率が低く、人口・世帯数や増加率も高い。アパートなどの集合住宅が増えているため、自治会加入率が低く近所付き合いが希薄となっており、住民の交流について取り組む必要がある。
- 生活環境の不満の割合は、知念地域に次いで「買い物や銀行、郵便局といった日常生活の用事を済ますのに交通の便がよくない」の割合が高いことから、買い物や移動手段の確保について取り組む必要がある。

地域の強み

- 自治公民館（ムラヤー）が開館している割合が高い（9施設）。
- 大型スポーツ施設や公園（南城市陸上競技場／玉城総合体育館／グスクロード公園）があり、イベント等の開催によって県内外から人が集まる。
- 民生委員・児童委員の充足率が高い。

玉城地域の公共施設・自治公民館（ムラヤー）



課題への取り組み

『地域のみなさん』は、こんなことから取り組んでみましょう

近隣との交流 日頃から近隣の人たちとあいさつを交わすなど交流を深めましょう。	行事への参加 地域の情報に目を通し、行事やイベントに参加してみましょう。	福祉学習 地域や福祉に関心を持ち、講演会などの学習の場に積極的に参加しましょう。
移動や買い物に Nバスやおでかけなんじいを積極的に利用しましょう。	移動販売 移動販売が来た際には、継続するよう積極的に利用しましょう。	

『自治会・関係団体』は、こんなことから取り組んでみましょう

- 市や社会福祉協議会の福祉教育の取り組みを積極的に活用しましょう。
- 住民の関心が高い活動を考え、住民同士が交流できる機会をつくりましょう。
- 地域行事の情報について、住民に広く周知しましょう。
- 自治公民館（ムラヤー）を福祉交流拠点・移動販売拠点として利用するなど検討しましょう。

それを支える『市と社会福祉協議会』の取り組み

【住民同士の交流】

関連施策

施策 1 (P77)

施策 3 (P80)

施策 4 (P81)

施策 5 (P83)

- 自治会員向けにメッセージを配信することができる南城市公式 LINE の「自治会機能」の活用を促し、自治会の活性化を図ります。
- 自治会を核とした地域コミュニティの形成の促進と活動支援、また、それ以外の各種地域活動への支援を行い、世代間交流や地域団体の活性化を図ります。
- 福祉活動への参加・関心を深めて頂く機会として、様々なテーマで「福祉講座」の開催に取り組みます。
- 地域の新たな担い手、リーダーを育成する「なんじょう市民大学」の実施や自治会長の資質向上、リーダーへの初期支援を図り、地域の交流の促進につなげます。

【移動・買い物等の充実】

関連施策

施策 10 (P90)

- Nバス運賃支援事業（実質無償化）について利用実態把握等を目的としたアンケート調査等を実施し、本事業のあり方について検討します。
- Nバスやおでかけなんじいの乗車体験等を開催し、利用の促進を図ります。
- 車両の貸し出しの協力が可能な社会福祉法人や地元企業等との地域資源と連携し、買い物移動支援が行えるよう調整します。
- 移動販売が可能な企業等と連携し、自治会等で実施できるよう検討します。

(3) 佐敷地域の重点取り組み

基本データ 地域人口12,630人、世帯数5,639世帯、人口増加率5.21%(H30→R6)、高齢化率28.0%

現状・課題

- 他地域と比較し、近所付き合いに否定的な割合が高いことや、高齢化率、ひとり暮らし高齢者数が多いことから、住民同士の支え合い、見守りについて取り組む必要がある。
- 海岸に接する地理的要因から、台風や地震などの災害について不安を感じている割合が高いが、防災訓練の参加率は20%にとどまっている。

地域の強み

- シュガーホール(文化芸術発信の拠点施設)・コミュニティ供用施設がある。
- 市役所、カフェ、スーパーなどがある。

佐敷地域の公共施設・自治公民館(ムラヤー)



課題への取り組み

『地域のみなさん』は、こんなことから取り組んでみましょう

近隣との交流 日頃から近隣の人たちとあいさつを交わすなど交流を深めましょう。	地域の見守り 地域で困りごとを抱えている人がいたら、市や社会福祉協議会などに相談しましょう。	地域の支援員 地域の民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカーの方を覚えましょう。
地域防災マップ 地域防災マップに目を通してみましょう。	防災訓練 防災訓練などに積極的に参加しましょう。	

『自治会・関係団体』は、こんなことから取り組んでみましょう

- 市や社会福祉協議会の福祉教育の取り組みを積極的に活用しましょう。
- 住民の関心が高い活動を考え、住民同士が交流できる機会をつくりましょう。
- 自主防災組織の立ち上げについて、検討していきましょう。
- 各種団体が協力して福祉活動が行えるよう、連携体制づくりに取り組みましょう。

それを支える『市と社会福祉協議会』の取り組み

【支え合い・見守りの充実】

関連施策

施策 1 (P77)

施策 3 (P80)

施策 4 (P81)

施策 11 (P91)

- ゆいハート地域づくり事業の「くらしの相談窓口」「地域支え合い委員会」「ハートのまち福祉講座」を継続して実施します。
- 地域の様々な生活課題解決に向けた、情報交換、課題の共有、解決策の検討を行う、地域支え合い委員会の全地域設置を目指し、互助の地域づくりを地域とともに進めます。
- 南城市地域見守りネットワーク事業における協力機関等と連携し、認知症高齢者等の見守り体制の強化に努めます。
- 保育園やこども園と連携しながら、ちびっこ見守り隊の活動が広がるよう調整を進めます。
- 民生委員・児童委員の欠員が多く見られるため、情報提供や活動の負担軽減等のサポートを行い、定数確保に努めます。

【自主防災組織の支援の充実】

関連施策

施策 12 (P92)

- 自主防災組織未設立自治会に対して、自主防災組織の意義や役割について講演会や勉強会を行います。また、組織結成に必要な経費等に対して補助金の交付を行います。
- 自主防災組織の立ち上げ支援のみならず、組織設置後も防災訓練や研修実施に対する支援強化に取り組みます。

現状・課題

- ## 地域の強み

- 知念地域の公共施設・自治公民館（ムラヤー）



課題への取り組み

『地域のみなさん』は、こんなことから取り組んでみましょう

外出・買い物に Nバスやおでかけなんじいを積極的に利用しましょう。	移動販売 移動販売が来た際は、継続するよう積極的に利用しましょう。	地域の見守り 地域で困りごとを抱えている人がいたら、市や社会福祉協議会などに相談しましょう。
地域の支援員 地域の民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーターの方を覚えましょう。	防犯への意識 犯罪に巻き込まれないための知識や意識を高めるようにしましょう。	

『自治会・関係団体』は、こんなことから取り組んでみましょう

- 関係機関と連携し、見守りや声かけなどの活動に取り組み、気になる方などを把握するようにしましょう。
- 社会福祉協議会や企業、関係機関と連携し、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方等の住宅環境の改善に向けた活動を推進しましょう。
- 自治公民館（ムラヤー）などを利用した移動販売を地域でも検討しましょう。
- 関係機関や団体と連携し、防犯パトロールなどの活動に取り組みましょう。

それを支える『市と社会福祉協議会』の取り組み

【移動・買い物支援等の充実】

関連施策 施策10(P90)

- Nバス運賃支援事業（実質無償化）について、利用実態把握等を目的としたアンケート調査等を実施し、本事業のあり方について検討します。
- Nバスやおでかけなんじいの乗車体験等を開催し、利用の促進を図ります。
- 車両の貸し出しの協力が可能な社会福祉法人や保育園等の地域資源と連携し、買い物移動支援活動が行えるよう調整します。
- 移動販売が可能な企業等と連携し、自治会等で実施できるよう検討します。

【見守り体制の強化・空き家対策】

関連施策 施策1(P77) 施策3(P80) 施策4(P81) 施策11(P91)

- ゆいハート地域づくり事業の「くらしの相談窓口」「地域支え合い委員会」「ハートのまち福祉講座」を継続して実施します。
- 南城市地域見守りネットワーク事業における協力機関等と連携し、認知症高齢者等の見守り体制の強化に努めます。
- 民生委員・児童委員の欠員が多く見られるため、情報提供や活動の負担軽減等のサポートを行い、定数確保に努めます。
- 車両の貸し出しの協力が可能な社会福祉法人や地元企業等との地域資源と連携し、買い物移動支援活動が行えるよう調整します。
- 空き家を貸家等で有効活用し、空き家問題の解決だけでなく地域の活性化を図ります。

第 5 章 成年後見制度利用促進基本計画

Ⅰ 計画策定の背景・位置づけ

（１）計画策定の背景

本市の総人口は増え続けており、令和6年3月末の総人口は46,498人となっています。年齢3区分の構成比では、老年人口（65歳以上）割合が年々上昇し、平成30年3月末の24.3%（10,609人）から令和6年3月末には26.3%（12,236人）となっており、今後は老年人口の増加に伴う「認知症高齢者の増加」や知的及び精神障がい者を支える親の「親なき後問題」が課題となってくることが予測されます。

さらに少子高齢社会の進展、生活様式の多様化などを背景に、高齢者世帯や単独世帯が増加するなど家族構成も大きく変化しています。

このような状況から、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度に関する取り組みを継続的・体系的に実施していくため「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

（２）計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用促進に関する法律」第14条第1項に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、第4次南城市地域福祉計画に掲げられている「施策9 権利擁護の推進」と一体的に取り組むものとして、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 ※抜粋

（市町村の講ずる措置）

第14条

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(3) 成年後見制度の概要

① 成年後見制度の種類

「成年後見制度」は、認知症、知的障がいその他精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える有効な手段であり、「法定後見制度」および「任意後見制度」の2種類に分かれます。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。
申立て手続き	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結。 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消したりできる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等(注)の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和4年8月）」

(注) 後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人

任意後見制度における任意後見監督人

②法定後見制度の概要

法定後見制度における後見人は、次の後見人、保佐人、補助人の3種類に分かれます。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上(注2)(注3)(注4)	同上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等(注5)(注6)		

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和4年8月)」

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注4) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

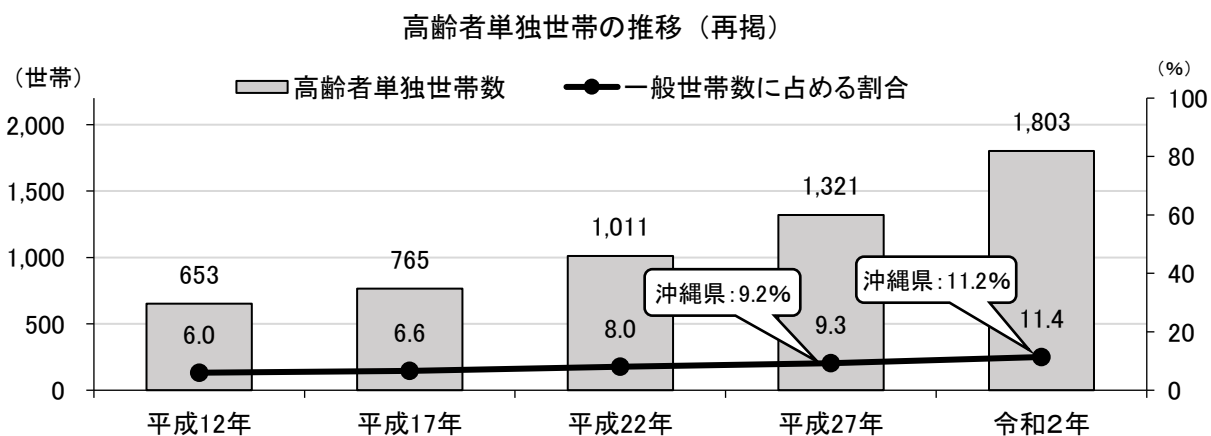
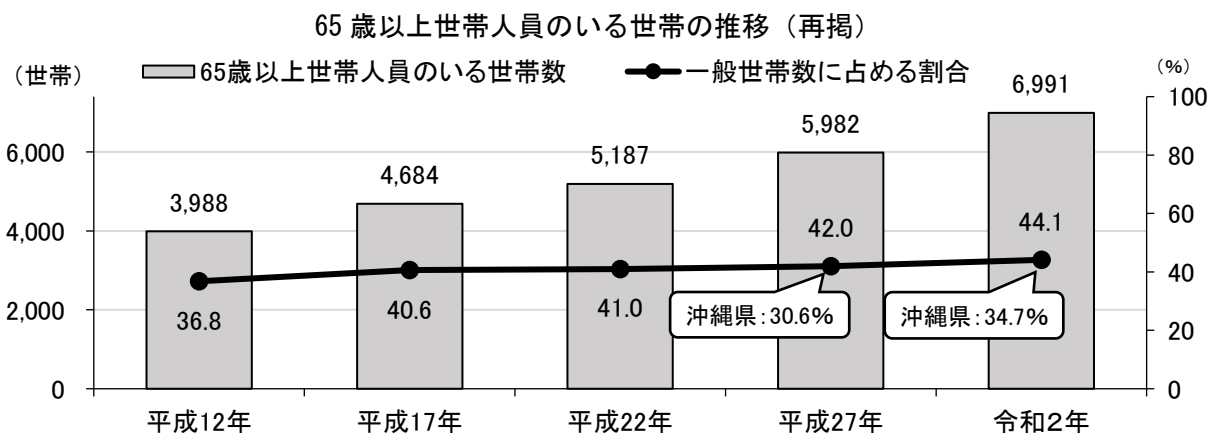
(注5) これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。

(注6) 令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

2 高齢者及び障がい者の現況

(1) 高齢者のいる世帯

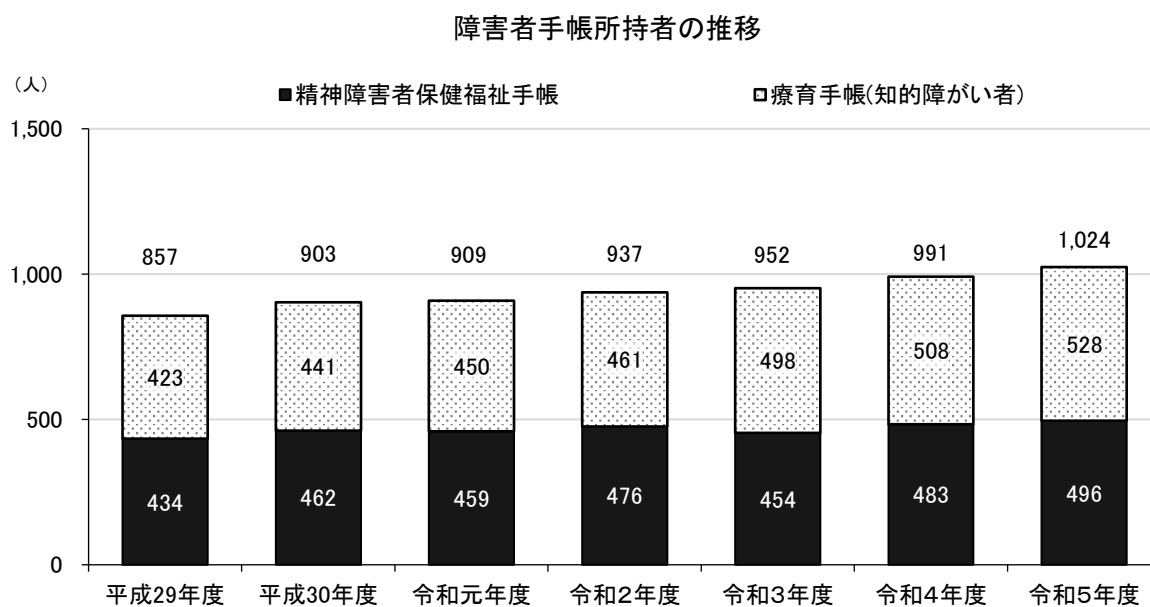
国勢調査によると、本市の65歳以上世帯人員のいる世帯数は年々増加しています。また、高齢者単独世帯数も年々増加しており、平成12年から令和2年の20年間で約2.8倍となっています。



資料: 国勢調査

(2) 精神障害者福祉手帳所持者及び療育手帳所持者（知的障がい者）

障害者手帳の所持者数では、精神障害者保健福祉手帳所持者及び療育手帳所持者（知的障がい者）は年々増加傾向にあります。



3 成年後見制度に関する現況

(1) 「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」の利用状況

令和5年度の成年後見制度市長申立て件数は3件で、ホームページや広報誌での周知や、窓口にてリーフレットを用いた成年後見制度の説明、市社会福祉協議会の無料法律相談等の案内、親族申立の支援等を行っています。

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、リーフレットにて制度の紹介を行っており、令和6年3月時点18名の方が日常生活自立支援事業を利用しています。

成年後見制度に関する利用状況

年度	成年後見制度 (過去5年間の通報件数)		成年後見制度報酬助成事業
	相談件数	市長申立て件数	
令和2年度	55	2	3
令和3年度	28	1	3
令和4年度	42	3	3
令和5年度	51	3	3

資料：南城市福祉事務所概要

福祉サービス利用者支援事業（日常生活自立支援事業）に関する利用状況（社協）

年度	金銭管理サポート事業	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業の利用者数
令和2年度	148	609	16
令和3年度	175	570	18
令和4年度	80	834	20
令和5年度	74	792	18

資料：南城市福祉事務所概要

(2) 虐待に関する相談件数

高齢者及び障がい者等の虐待に関する相談においては、人権や財産等の権利を守ることも重要となります。

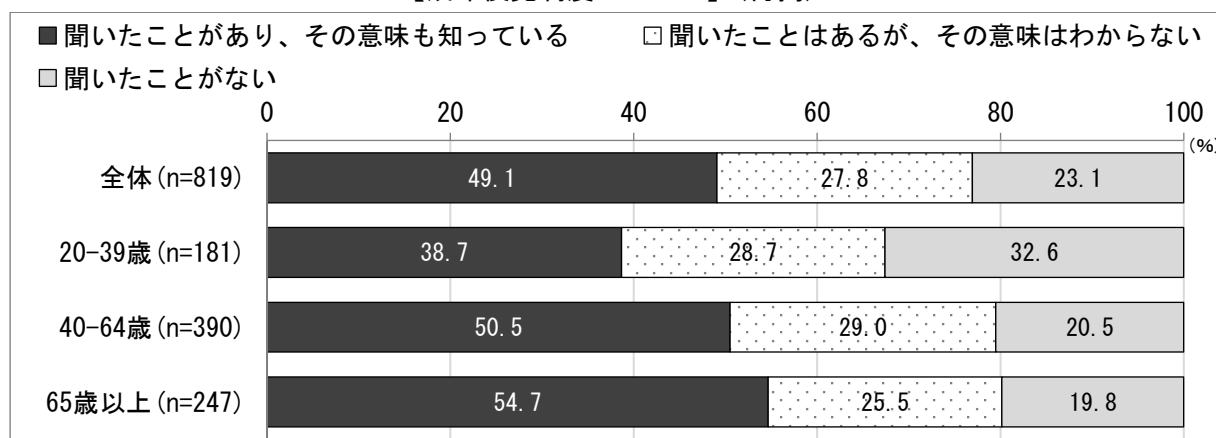
年度	高齢者（件）	障がい者等（件）
令和2年度	210	3
令和3年度	116	5
令和4年度	124	3
令和5年度	55	4

資料：南城市福祉事務所概要

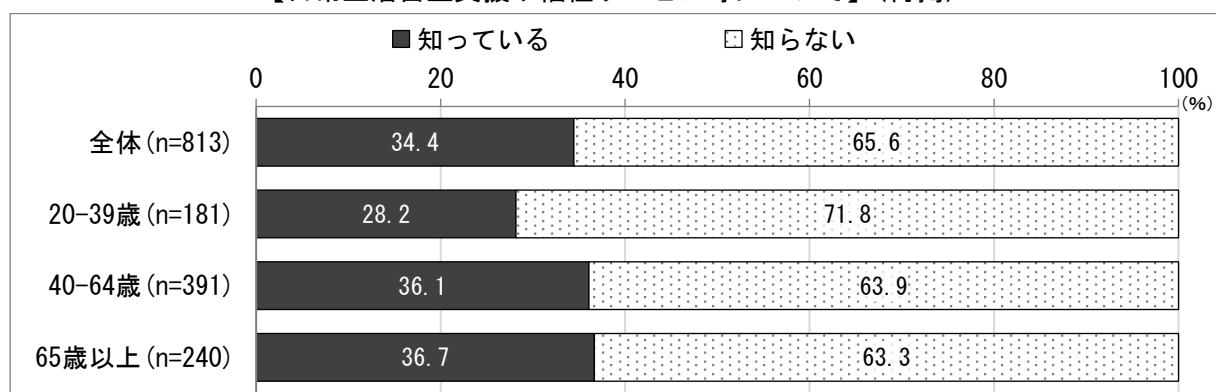
(3) 意識調査からみえる現状

市民アンケートでは、成年後見制度について「聞いたことはあるが、その意味はわからない」「聞いたことがない」と回答した方は約半数、また、日常生活自立支援や福祉サービス等について「知らない」と回答した方は全体の半数以上を占めています。市民に対する情報周知を徹底し、住民がお互いに見守ることができる体制を作るとともに、適切な制度利用につなげる必要があります。

【成年後見制度について】（再掲）

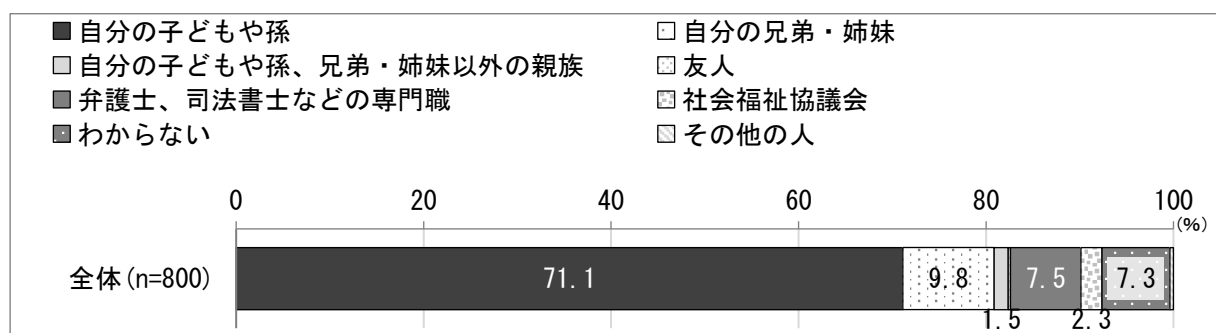


【日常生活自立支援や福祉サービス等について】（再掲）



ひとり暮らしの高齢者と想定した場合、あなたの認知機能の低下などで判断ができなくなった時

【契約行為や金銭管理などの依頼先】



4 課題

住み慣れた地域でその人らしい生活を送るためには、その人の尊厳や権利が守られ、尊重されることが重要です。人口減少・少子高齢化などの社会構造の変化により、自分らしい生き方を適切に選択・継続するための身元保障や金銭管理などについて、親族から支援が受けられない人が増加しています。

本市においても高齢化の進行や核家族化、高齢者の単独世帯増加等に伴い、今後、成年後見制度の必要性が高まることが考えられます。

住民意識調査では、半数以上の方が成年後見制度について認識していません。必要な人が必要な時に利用できるよう、市全体へ広く周知するとともに、国の基本計画の内容を勘案しながら、地域の実情に即した支援体制を構築する必要があります。

また、地域に暮らす一人ひとりの尊厳や権利を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見・早期対応への取り組みも必要となってきます。

要介護（要支援）認定者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」の人数（４０歳～６４歳）

年度	I	Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅳ	M
令和５年度	22	5	8	8	0	2	0
令和４年度	16	3	10	6	0	3	0
令和３年度	18	6	8	3	0	1	1
令和２年度	25	6	7	5	0	2	0

資料：沖縄県要介護（要支援）認定を受けている人の「認知症高齢者の日常自立度」調査

要介護（要支援）認定者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」の人数（６５歳以上）

年度	I	Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅳ	M
令和５年度	354	210	727	434	55	171	5
令和４年度	397	235	592	354	43	109	6
令和３年度	383	235	551	387	45	116	5
令和２年度	357	209	563	411	42	118	3

資料：沖縄県要介護（要支援）認定を受けている人の「認知症高齢者の日常自立度」調査

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	—
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	—
II a	家庭外で上記 II の状態がみられる。	たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどきみられ、介護を必要とする。	—
III a	日中を中心として上記 III の状態がみられる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態がみられる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：厚生労働省

5 施策体系

施策の展開	具体的な取り組み
1.体制構築	◇ 中核機関の整備 ◇ 地域連携ネットワークの構築 ◇ 相談窓口・支援体制の充実 ◇ 後見人等の担い手の確保・育成 ◇ 法人後見実施機関の立ち上げ・活動の支援 ◇ チームによる支援体制の推進 ◇ 支援機関との連携 ◇ 関係機関との連携 ◇ 虐待の未然防止・早期発見への取り組み
2.権利擁護に関する普及啓発	◇ 人権尊重の意識啓発活動 ◇ 人権教育と相談・支援体制の整備 ◇ 相談窓口の周知 ◇ 意思決定支援の普及啓発 ◇ 成年後見制度の理解促進
3.制度の利用支援	◇ 任意後見制度の利用促進 ◇ 専門職による成年後見制度・くらしの相談会 ◇ 適切な制度利用の促進 ◇ 財産管理等の支援

6 具体的な取り組み

(1) 体制構築

方向性

○成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた支援を可能とする支援体制を構築します。

取り組み	
支援体制の整備	【中核機関の整備】 「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の機能を持つ中核機関を整備し、専門的知識を蓄積かつ業務を安定的に運営するための体制構築に努めます。
	【地域連携ネットワークの構築】 地域や福祉関係機関、行政などに司法を加えた多様な分野が連携するための協議会等の設置について検討を進めます。
相談窓口・支援体制の充実	【相談窓口・支援体制の充実】 地域の住民同士がお互いに見守ることができ、自ら考え行動できるよう、情報の提供や相談窓口の周知を図ります。また、早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。地域において自ら相談窓口に来ることができない方については、民生委員や権利擁護の支援者等の協力のもと、相談支援ニーズの発掘に努めます。
担い手育成	【後見人等の担い手の確保・育成】 適切な後見人が選任されるためには、後見業務の担い手として多様な人材が必要であることから、後見人養成講座を開催する等、担い手の育成を推進します。
	【法人後見実施機関の立ち上げ・活動の支援】 市内における法人後見実施機関の立ち上げや活動の支援を行います。
チーム及び関係機関との連携	【チームによる支援体制の推進】 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前は身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後は後見人が加わり、「チーム」による支援体制を築きます。法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、対応する仕組みづくりを推進します。
	【支援機関との連携】 サービス利用者が不利益を被らないよう、社会福祉協議会や福祉サービス提供事業所と連携できるよう体制づくりを推進します。
	【関係機関との連携】 「要保護児童等対策地域協議会」や「障害者虐待防止ネットワーク協議会」、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」での関係機関と連携強化し、迅速かつ的確な対応を組織的に行っていきます。
	【虐待の未然防止・早期発見への取り組み】 福祉サービス事業所をはじめ、警察や関係機関との連携、また民生委員児童委員等による見守り活動を強化することで、高齢者や障がい者に対する虐待等の防止・早期介入に努めます。

(2) 権利擁護に関する普及啓発

方向性

○人権尊重に対する意識を深めるとともに、成年後見制度を含む権利擁護の仕組みについて普及・啓発を図り、地域において権利擁護の支援が必要な人の発見に努めます。

取り組み

【人権尊重の意識啓発活動】

人権尊重に対する意識を深める啓発活動を推進し、偏見や差別意識を持たないような環境づくりに努めます。

【人権教育と相談・支援体制の整備】

学校教育、生涯学習並びに関係機関と連携した人権教育や権利擁護に関する相談を実施し、児童虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)、ハラスメントなど、深刻な人権侵害について、予防、早期発見・早期対応できる環境整備に努めます。

【相談窓口の周知】

虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。

【意思決定支援の普及啓発】

保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に意思決定支援の重要性や考え方が浸透するように、研修等を通じた継続的な普及・啓発を行います。

【成年後見制度の理解促進】

認知症や障がいを持つ方など、財産管理や意思決定に関して支援を要する人の権利が守られるように、後見人が財産管理や福祉サービスの利用契約などを執り行なう成年後見制度について、広報誌やホームページ等で制度や相談窓口について紹介を行います。

(3) 制度の利用支援

方向性

○本人の意思を尊重した適切な支援につながるよう、また必要な利用者にとってより身近な制度となるよう、制度の利用支援を行います。

取り組み

【任意後見制度の利用促進】

将来、判断能力が不十分になった場合に備え、予め後見事務の内容と後見人について契約しておく任意後見制度について市民に対する周知と助言を行うなど、任意後見制度の利用促進を図ります。

【専門職による成年後見制度・くらしの相談会】

法律・福祉専門職による相談会を定期的を開催し、適切な制度やサービスの利用につなげます。

【適切な制度利用の促進】

成年後見制度を利用したくても身近に申し立てる親族がいない、後見人の報酬を負担できないなど、さまざまな理由で利用できない方に対しては、必要に応じて市長申立や報酬助成を行い適切に制度利用につなげます。

【財産管理等の支援】

社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業や、金銭管理といった財産管理等について、事業の周知を図るとともに関係機関と連携を取り、必要としている人につないでいくように努めます。また、日常生活自立支援事業の利用相談に関して、専任職員の配置や職務分担に向けて検討します。

評価指標(目標値)

指標	現状（令和6年）	目標（令和11年）
市民アンケート 「成年後見制度について、意味を知っている」と回答した割合	48.6%	60.0%

第 6 章 再犯防止推進計画

Ⅰ 計画策定の背景・位置づけ

（１）計画策定の背景

我が国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年（285万3,739件）にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年（56万8,104件）には戦後最少となりました。この数字は、諸外国と比較しても、我が国の治安の良さを示しており、令和4年3月に公表された内閣府の世論調査では、8割を超える国民が現在の日本は治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと回答しています。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は令和4年には47.9%と刑法犯検挙者の約半数を占めている状況です。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

平成29年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次再犯防止推進計画を閣議決定し、令和5年3月には第二次再犯防止推進計画を閣議決定しています。

また、沖縄県においては、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「沖縄県再犯防止推進計画」を令和2年3月に策定しました。

このような状況を踏まえ、本市では、罪を犯した人等の円滑な社会復帰を支援することについて、理解促進などの対策を実施していくことにより、再犯防止の推進を目的とする「南城市再犯防止推進計画」を策定します。

（２）計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める再犯防止推進計画として策定します。また、第4次南城市地域福祉計画の将来像「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」を目指すものとします。

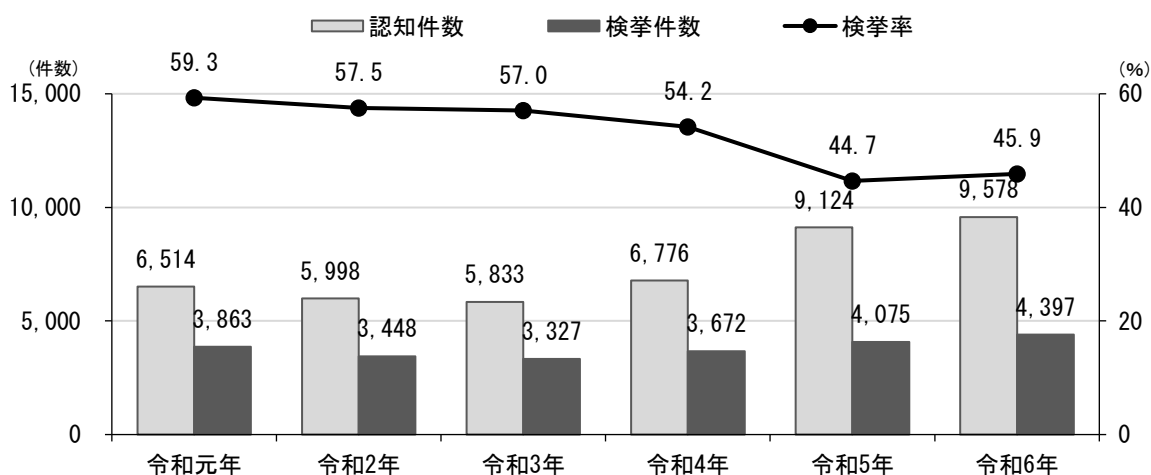
2 再犯防止に関連する現状

(1) 沖縄県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

沖縄県における令和元年から令和6年までの刑法犯の認知件数の推移をみると、令和3年までは減少していましたが、令和4年以降は増加しています。

刑法犯再犯者率は、令和3年から令和5年までは減少傾向にありましたが、令和6年は49.8%と前年よりもやや上昇しています。検挙人員に占める再犯者の割合は約半数を占めています。

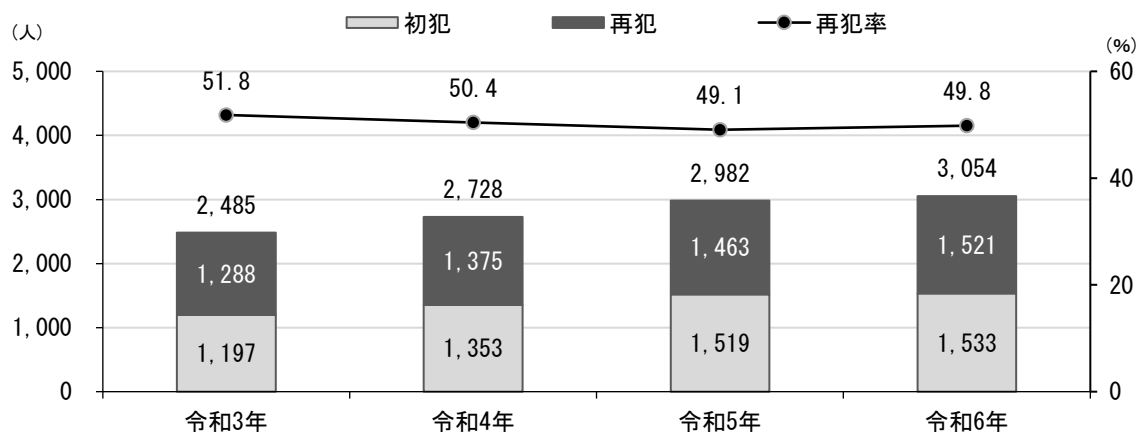
刑法犯の認知件数・検挙件数（沖縄県 令和元年～令和6年）



資料：令和元年～令和5年 犯罪統計書（沖縄県警察本部刑事部刑事企画課）

令和6年 犯罪統計資料（令和6年12月末：暫定値）

刑法犯検挙人員と再犯率（沖縄県 令和3年～令和6年）



資料：与那原警察署への聞き取り調査をもとに南城市作成

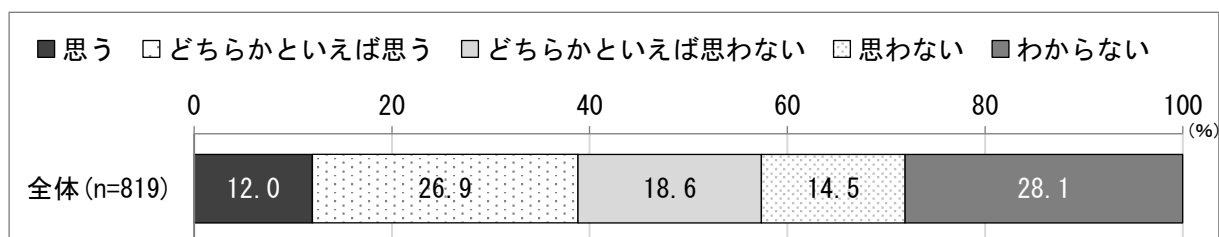
(2) 意識調査からみえる現状

市民アンケートでは、約4割が「罪を犯した人の立ち直りに協力したい」と回答していますが、「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」の認知度については、半数以上の人々が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。

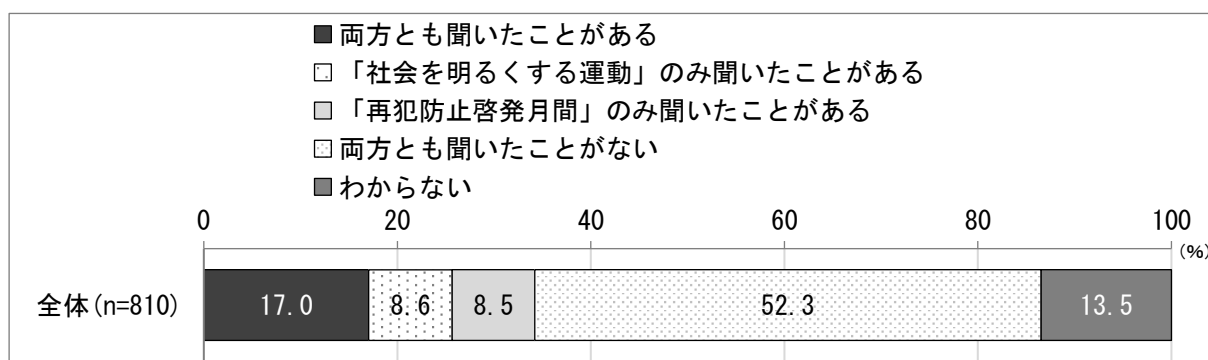
保護司アンケートでは、民間協力者を増やすためにすべきこととして、約7割が「民間協力者の活動を紹介する広報を充実する」と回答しています。

①市民アンケート

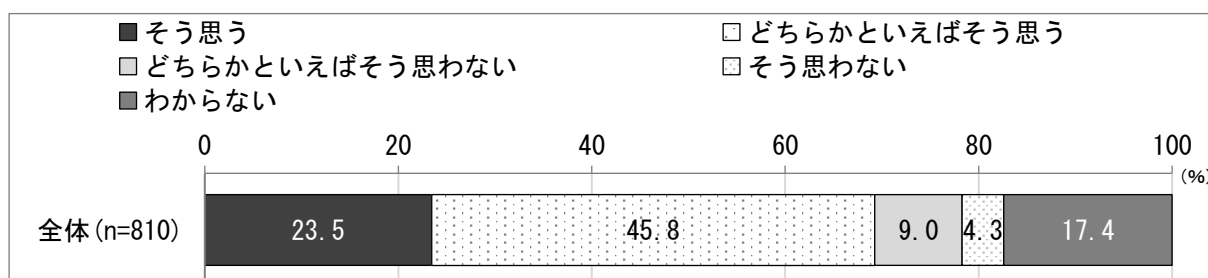
【罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思うか】



【「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」の認知度】

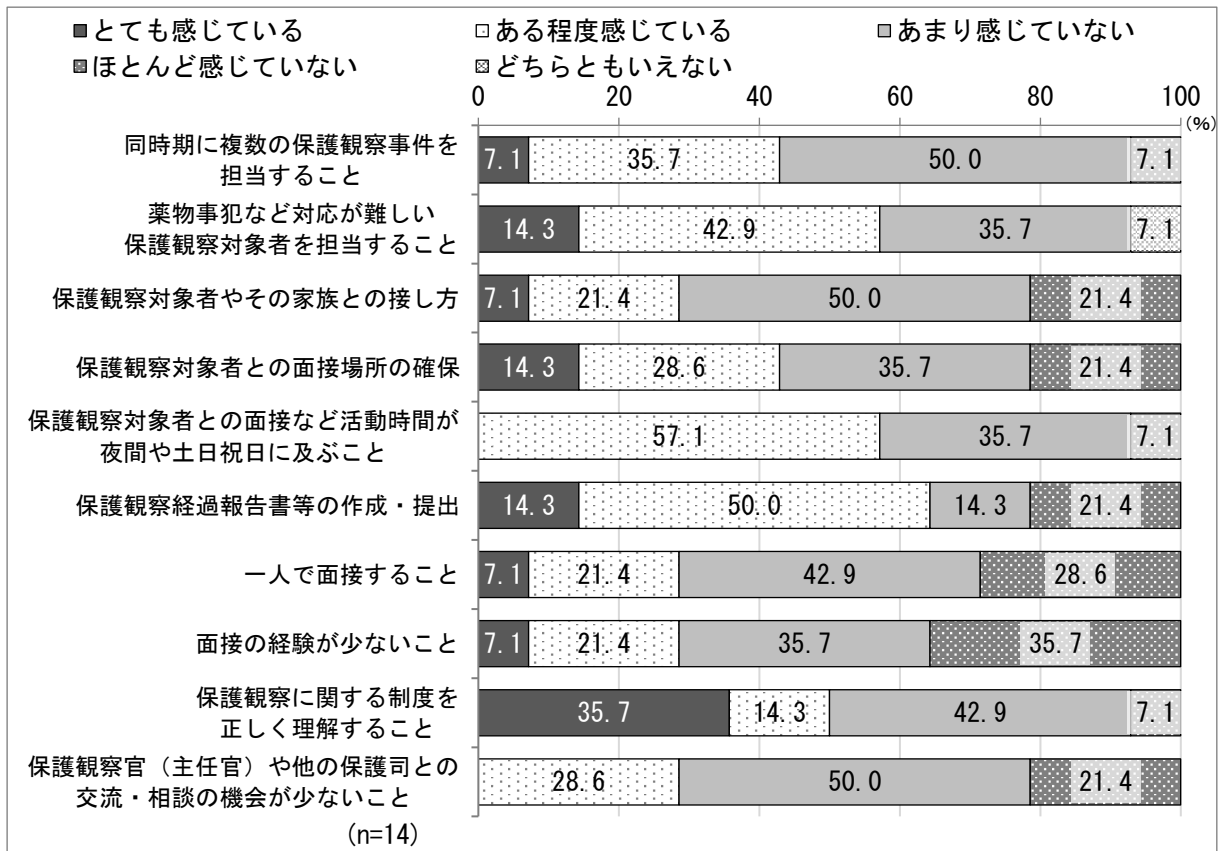


【「誰一人取り残さない」社会の実現が大切である】

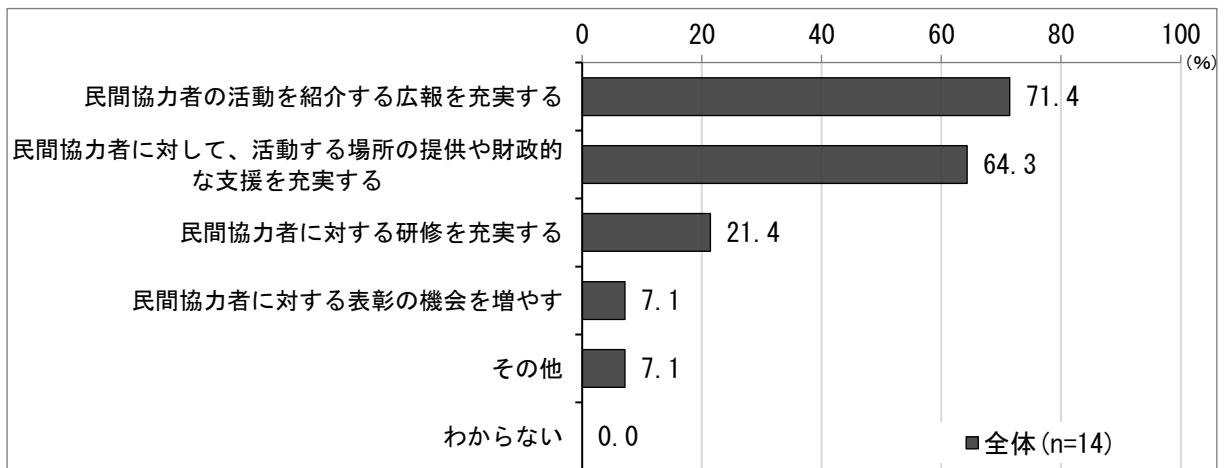


②保護司アンケート

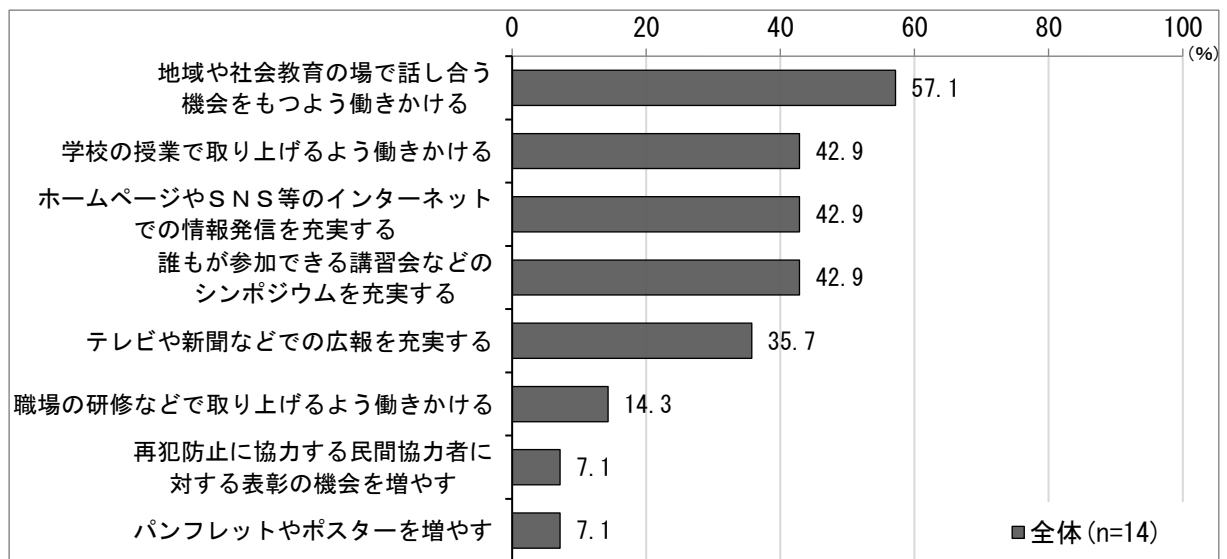
【保護観察に関して不安や負担に感じること】



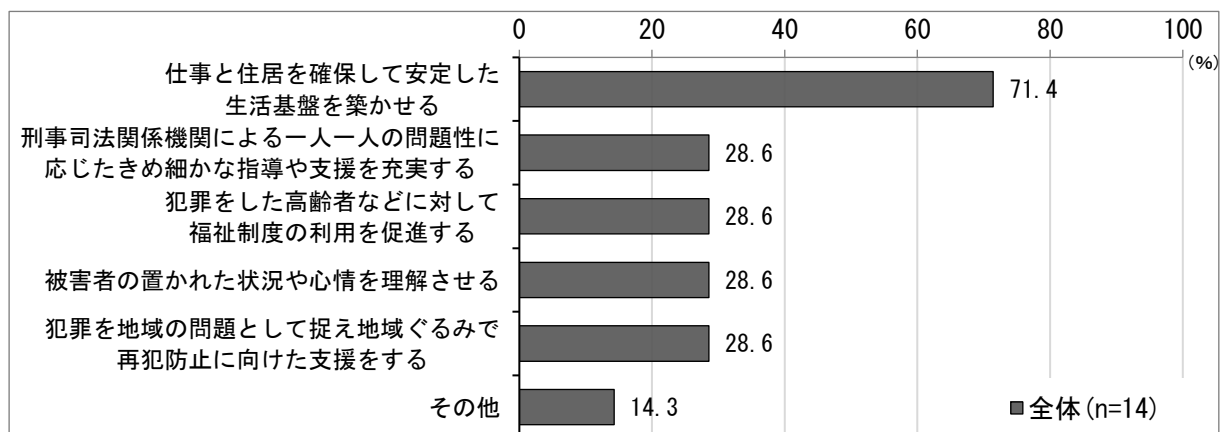
【民間協力者を増やすためにすべきこと】



【再犯防止に関して、市民の理解や関心を深めるためにすべきこと】（再掲）



【再犯防止に必要なこと】（再掲）



3 課題

刑法犯の検挙人員の約5割は再犯者が占めています。罪を犯した人が、社会に復帰した後に社会や地域での孤立、貧困、疾病等により様々な生きづらさを感じる事が再犯につながる一因と考えられます。

当事者が抱える困難を把握し、必要とされる福祉的支援が届く仕組みづくりを進めるとともに、地域においては社会復帰を支援することについて理解促進を図り、罪を犯した人等が社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるように取り組む必要があります。

保護司アンケートでは、再犯防止に必要なこととして、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が最も高くなっています。

また、国の第二次再犯防止推進計画では、「就労や住居の確保のための支援をより一層強化」することが挙げられています。不安定な就労が再犯の要因の一つになっていることも考慮し、就職・職場定着支援等についても検討する必要があります。

4 施策体系

施 策	具体的な取り組み
1.広報・啓発活動の推進	◇ 情報提供の充実 ◇ 「社会を明るくする運動」の理解促進 ◇ 保護司等民間協力者の活動周知
2.就労・住居支援	◇ 関係機関の連携強化 ◇ 自立支援の実施 ◇ 就職に関する相談窓口の設置
3.保健医療・福祉サービスの利用支援	◇ 高齢者・障がい者の地域定着支援 ◇ 生活支援の実施・周知 ◇ 保健医療・福祉サービスに係る行政手続きに関する支援
4.青少年の非行防止と健全育成の推進	◇ 薬物乱用防止教室等の開催 ◇ 学校と連携した犯罪未然防止への取り組み ◇ 夜間街頭指導の実施
5.保護司や民間協力者等の地域活動に対する支援	◇ 保護司等の確保・育成 ◇ 活動への支援

5 具体的な取り組み

施策Ⅰ 広報・啓発活動の推進

施策の方向性

○地域住民にとって馴染みが薄かった、再犯防止、または罪を犯した人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、地域住民に広報・啓発活動を実施します。

取り組み

【情報提供の充実】

安全で安心な明るい地域社会づくりのため、再犯防止対策の重要性の周知、福祉サービス等に関する情報提供の充実を図ります。

【「社会を明るくする運動」の理解促進】

更生保護に携わる民間協力者と連携し、「社会を明るくする運動」を進めることで、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さを市民へ周知します。また、更生保護活動について、広報誌や市のホームページ等を通じて理解を促進します。

【保護司等民間協力者の活動周知】

罪を犯した人や非行青少年の立ち直りを支援する保護司等民間協力者の活動を周知・広報することで、保護司等民間協力者の認知度の向上を図ります。

施策Ⅱ 就労・住居支援

施策の方向性

○矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センター、社会福祉協議会、ハローワークや商工会等の関係機関や民間団体との連携による支援を実施し、保護司と共に本人や家族の生活環境の調整の充実に取り組みます。

取り組み

【関係機関の連携強化】

罪を犯した人の社会復帰を支援するため、相談対応、住まい・就労の確保などに向け、関係者、関係機関の連携を図ります。

【自立支援の実施】

生活困窮者の生活基盤の早期安定に向け、関係課との連携のもと、自立生活のためのプランの作成などを行う「自立相談支援事業」を推進します。

【就職に関する相談窓口の設置】

就職・生活支援パーソナルサポートセンターにおいて、就労への意欲がある出所者等からの相談を受け付け、就職支援及び住居支援に取り組みます。

施策3 保健医療・福祉サービスの利用支援

施策の方向性

○矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等関係機関との連携により、状況に応じた適切な相談や福祉サービスが提供できるよう支援します。

取り組み

【高齢者・障がい者の地域定着支援】

罪を犯した高齢者や障がい者が福祉サービスを受けながら地域生活を送れるよう、受け入れ先となる福祉事業者との情報共有や意見交換に努めます。

【生活支援の実施・周知】

生活困窮者に対し、必要に応じて生活福祉資金の貸付、法外援護費や食糧支援などの支援を行います。また、社会福祉協議会のホームページやSNS、広報誌などで、生活困窮者自立支援制度などについて周知します。

【保健医療・福祉サービスに係る行政手続きに関する支援】

矯正施設在所・在院中における福祉サービス等の利用申請や、マイナンバーカードの取得等に係る行政手続きに関し、罪を犯した者等が円滑に社会復帰できるよう、関係機関との情報共有及び連携に努めます。

施策4 青少年の非行防止と健全育成の推進

施策の方向性

○保護司、更生保護女性会、警察署、教育委員会等が連携し、社会を明るくする運動に対する理解を深め、青少年の健全育成を図ります。

取り組み

【薬物乱用防止教室等の開催】

市内の小中学校において、薬物乱用防止、飲酒・喫煙防止教室等を開催し、児童生徒に対して薬物や未成年の飲酒・喫煙の害について伝えるとともに、万が一誘われても断ることの大切さを伝えます。

【学校と連携した犯罪未然防止への取り組み】

保護司の活動内容の周知、犯罪の未然防止などを目的として、市内の小中学校等で保護司による講話等に取り組みます。

【夜間街頭指導の実施】

夜間街頭指導を通じて、こどもたちの健全育成と地域住民との交流を促進します。

施策5 保護司や民間協力者等の地域活動に対する支援

施策の方向性

○罪を犯した人等に対する社会復帰指導・支援活動を行っている保護司、地域において更生保護のため幅広い活動に取り組んでいる更生保護女性会の活動運営を支援します。また、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員に対して、再犯防止や更生保護に関する研修等を通じて連携を図ります。

取り組み

【保護司等の確保・育成】

自治体職員等に対する保護司の就任依頼、自治会や PTA 等と連携し、保護司や更生保護女性会の安定確保を支援します。

【活動への支援】

保護司の自宅以外での面接や各種活動場所として、市庁舎の提供はもとより、その他の公共施設や自治公民館（ムラヤー）の利用に向けた働きかけや、「社会を明るくする運動」への協力など、保護司の地域活動への支援、また、更生保護女性会の活動運営を支援します。また、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員に対して、再犯防止や更生保護に関する研修等を実施します。

第7章 計画の推進にあたって

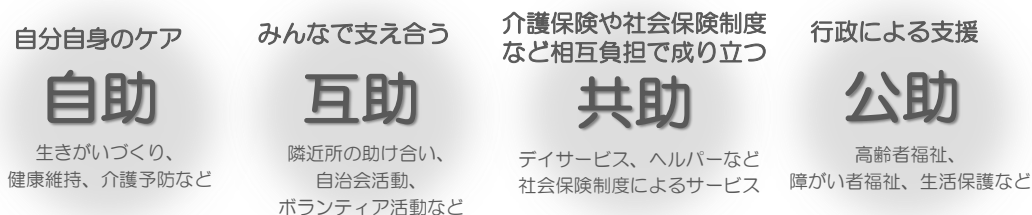
1 協働による計画の推進

地域福祉の推進は、市、社会福祉協議会だけでは出来ません。本計画の主役は住民であり、地域の課題解決にあたっては、自らの手で解決できることは自ら行う「自助」と、住民同士が助け合っ

て課題解決を図る「互助」が最も重要であり、市、社会福祉協議会の役割はそれを支え、住民とともに課題解決を図る協働の場や仕組みを整えることです。

家族や隣近所等、身近なところから、地域、まち全体と、重層的で大きな支え合いの輪をつくることで、誰もが安心して暮らせるまちをつくることができます。

本市の地域福祉を推進するための実施主体は、住民、自治会、民生委員・児童委員、各種団体、事業者、学校、市、社会福祉協議会等を包含した南城市に関わるすべての人であり、互いに連携し、一緒に取り組む体制を構築します。

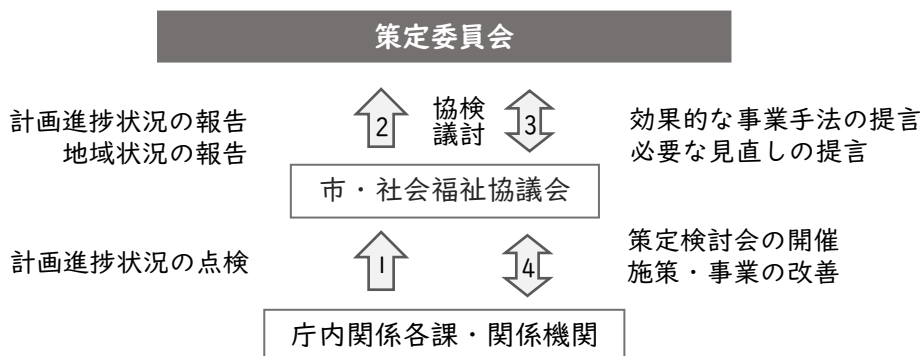


「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

2 計画の進捗管理・評価

本計画の着実な実施のためには、各施策の実施状況の点検など進捗管理が重要となります。

庁内関係各課及び社会福祉協議会の連携のもと、年度ごとに各施策の進捗状況の点検を行うとともに、策定委員会において、点検結果を報告し、その助言等を踏まえ、施策・事業を改善し取り組みを進めていきます。



計画期間中、毎年度進捗状況の点検、事業の見直しをすることで、より現状に沿った地域共生社会の実現に近づくよう改善を進めます。

3 計画の周知

地域福祉を推進するためには、できる限り多くの住民の理解と参画が必要となります。

本計画の周知にあたっては、広報誌やホームページ、公式 SNS、社協だより等を通じて、本計画の趣旨や地域福祉に関する情報提供を行い、住民が主体的に活動できるような環境を整えます。

參考資料

I 南城市地域福祉計画策定委員会規則

○南城市地域福祉計画策定委員会規則

平成21年3月31日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市附属機関に関する条例（平成18年南城市条例第22号）第3条の規定に基づき、南城市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の企画立案に関すること。
- (2) 目的達成のための情報収集及び情報交換に関すること。
- (3) 計画の総合的な評価に関すること。
- (4) その他特に必要とする事項

(平22規則5・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平22規則5・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議へ出席させ、意見等を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

(1) 第2条の審議事項の調査に関すること。

(2) 委員会に提出する原案作成に関すること。

(個人情報の保護)

第8条 委員会の関係者は、会議で知り得た障害者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく個人の秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(平25規則31・令6規則12・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月9日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日規則第31号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第12号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 南城市地域福祉計画策定委員会名簿

		機関・団体名	役職	委員氏名
1	委員長	沖縄大学	教授	島村 聡
2	副委員長	南城市民生委員・児童委員連絡協議会	会長	玉城 恒夫
3	委員	沖縄県南部福祉事務所	班長	富永 政人
4	委員	南城市社会福祉協議会	副会長	本田 ヒトミ
5	委員	南城市母子寡婦福祉会		山岸 静蘭
6	委員	南城市身体障がい者福祉協会	会長	屋比久 一男
7	委員	南城市女性会	副会長	仲村 由利子
8	委員	南城市区長会	副会長	町田 宗清
9	委員	なんじょう市民活動センター	センター長	秋本 康治
10	委員	南城市商工会	事務局長	前川 義統
11	委員	公募委員		島袋 元和
12	委員	公募委員		上原 有希
13	委員	公募委員		熊田 紫香
14	委員	公募委員		片岡 真也

3 南城市地域福祉計画策定の経過

開催日	内容
第1回 令和6年8月28日	第1回 南城市地域福祉計画 策定委員会 計画策定の概要 市民意識調査、関係団体調査の検討
令和6年9月10日～ 9月30日	地域福祉についての市民意識調査実施
令和6年9月10日～ 10月7日	関係団体調査実施 自治会、民生委員・児童委員、保護司、福祉関係団体
第2回 令和6年11月22日	第2回 南城市地域福祉計画 策定委員会 市民意識調査集計結果 関係団体調査集計結果 第4次南城市地域福祉計画（案）について ・現状・課題の整理 ・計画の方向性
第3回 令和7年1月23日	第3回 南城市地域福祉計画 策定委員会 第4次南城市地域福祉計画（案）について ・市全体における取組、地域別重点取組 ・成年後見制度利用促進基本計画 ・再犯防止計画 ・計画の推進
令和7年1月29日～ 2月7日	パブリックコメント実施
第4回 令和7年2月17日	第4回 南城市地域福祉計画 策定委員会 第4次南城市地域福祉計画（案）について パブリックコメントの結果

第4次いきいき南城しあわせプラン

南 城 市 地 域 福 祉 計 画
南 城 市 地 域 福 祉 活 動 計 画
南城市成年後見制度利用促進基本計画
南 城 市 再 犯 防 止 計 画

令和7年3月 発行

【編集・発行】

南城市役所 社会福祉課

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

TEL : (098) 917-5334 / FAX : (098) 917-5427

社会福祉法人 南城市社会福祉協議会

〒901-1412 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

TEL : (098) 917-5692 / FAX : (098) 917-5694

